

## 第一百七十九回

## 参議院財政金融委員会会議録第五号

(六五)

平成二十年十一月二十日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動  
十一月十九日

辞任

森田

高君

補欠選任

櫻井

充君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

森田

高君

峰崎  
直樹君

充君

委員

森田

高君

峰崎  
直樹君

充君

大久保 勉君	辻 淳	円 より子君	小泉 昭男君	椎名 一保君	尾立 大塚	川合 川崎	河井 健二君	平田 健二君	中川 昭一君
泰弘君	泰弘君	泰弘君	泰弘君	泰弘君	源幸君	孝典君	稔君	耕平君	正道君

内藤 純一君	大島 健一君	大島 健一君	大島 健一君	近藤 基彦君	近藤 基彦君				
農林水産副大臣	農林水産副大臣	農林水産副大臣	農林水産副大臣	農林水産副大臣	平田 耕一君	平田 耕一君	平田 耕一君	昭一君	昭一君
財務副大臣	財務副大臣	財務副大臣	財務副大臣	財務副大臣	大島 健一君	大島 健一君	大島 健一君	基彦君	基彦君
事務局側	事務局側	事務局側	事務局側	事務局側	中川 昭一君	中川 昭一君	中川 昭一君	昭一君	昭一君
政府参考人	政府参考人	政府参考人	政府参考人	政府参考人	近藤 基彦君	近藤 基彦君	近藤 基彦君	基彦君	基彦君
金融庁総務企画局長	金融庁総務企画局長	金融庁総務企画局長	金融庁総務企画局長	金融庁総務企画局長	大藤 俊行君	大藤 俊行君	大藤 俊行君	基彦君	基彦君
金融庁監督局長	金融庁監督局長	金融庁監督局長	金融庁監督局長	金融庁監督局長	畠中龍太郎君	畠中龍太郎君	畠中龍太郎君	基彦君	基彦君
財務大臣官房総括審議官	財務大臣官房総括審議官	財務大臣官房総括審議官	財務大臣官房総括審議官	財務大臣官房総括審議官	川北 力君	川北 力君	川北 力君	基彦君	基彦君
財務省主計局次長	財務省主計局次長	財務省主計局次長	財務省主計局次長	財務省主計局次長	玉木林太郎君	玉木林太郎君	玉木林太郎君	基彦君	基彦君
財務省国際局長	財務省国際局長	財務省国際局長	財務省国際局長	財務省国際局長	中尾 武彦君	中尾 武彦君	中尾 武彦君	基彦君	基彦君
農林水産省経営局長	農林水産省経営局長	農林水産省経営局長	農林水産省経営局長	農林水産省経営局長	真砂 靖君	真砂 靖君	真砂 靖君	基彦君	基彦君
中小企業庁次長	中小企業庁次長	中小企業庁次長	中小企業庁次長	中小企業庁次長	高橋 博君	高橋 博君	高橋 博君	基彦君	基彦君
環境部長	環境部長	環境部長	環境部長	環境部長	高原 一郎君	高原 一郎君	高原 一郎君	基彦君	基彦君
横尾 英博君									

○本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律  
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特  
別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

○富岡由紀夫君 民主党の富岡でございます。今  
日はどうぞよろしくお願いします。  
まず、今回のこの法案の原因となつております  
金融危機について、世界的な問題意識を持つてい  
るわけでございまして、先般、中川大臣もワシント  
ンに行かれましていろいろと協議をされてきました

質疑のある方は順次御発言願います。  
○富岡由紀夫君 民主党の富岡でございます。今  
日はどうぞよろしくお願いします。  
まず、今回のこの法案の原因となつております  
金融危機について、世界的な問題意識を持つてい  
るわけでございまして、先般、中川大臣もワシント  
ンに行かれましていろいろと協議をされてきました

と報道で承知しているところでございますけれど  
も、ただ、その中で日本がどういうスタンスでこ  
の金融会議に臨んだのかというところをちょっと  
確認させていただきたいなというふうに思って  
おります。

新聞記事によりますと、日本はアメリカのドル  
基軸体制を維持する、それを擁護する発言をされ  
たと言われております。ただ、いろいろ報道を見  
ると、サルコジ大統領なんかはアメリカ、ドル基  
軸体制から少し距離を置くような発言をされてい  
るということで、どちらかというと、EU諸国、  
ヨーロッパとアメリカ、そして日本はアメリカ寄  
りなんでしょうか、アメリカとの間で意見の対立  
があつたように受け止めているんですけども、  
その点の具体的な中身について中川大臣にちょつ  
とお伺いしたいというふうに思っております。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。  
今の中川委員の御質問でございますが、今回の  
G20会合におきましては、何か日本がアメリカの  
ドル基軸通貨体制を維持したことだけ、あるいは  
また一千億ドルをIMFに出すということだけ  
で、何か貢献だけやってきたというような印象が  
報道でもあるわけござりますけれども、決して  
そうではございませんで、麻生総理の会議でのス  
ピーチ、発言におきましても、まず、今回このう  
いう金融危機をつくった原因の一つはアメリカに  
あるんだということははつきり申し上げたところ  
でございます。

つまり、アメリカが経済力が低下し世界最大の  
債務国となつた現在、こういう問題、そしてや  
ら消費が盛んであって、こういう状況、つまり  
国は借金してそして国内で消費が非常に盛んで  
る。これが、ある意味ではアメリカの経済のみな  
らず世界に対して悪い影響を与えたのではないか  
と。これに関連して、アメリカだけではないわけ



かそういう技術革新が何をやっているか分からぬでそれを放置するというのはやっぱり問題だと思いますので、やはり分かる範囲内にいろんな自由行動をやつていいよと、それに違反したところはちゃんとかかるべき対処をしますよといったところがないと、これはまたもう一度同じようなことを繰り返すことにもなりかねませんので、その辺はしっかりと、先ほどおっしゃいました、日本がいろいろな金融危機を乗り越えて経験もあるとお話し始めたものですから、是非、日本がリーダーシップを發揮していただきて実効性のあるものにしていただきたいということも思っております。

是非、その点の決意を、これから具体的な中身を詰めるということですから、その実効性のあるものを日本がリードをしていくという決意をちょっとと御表明していただければ有り難いなと思います。

たということは多々あるわけでありますから、これらを、現に今も世界では経済が動き金融が動いているわけでありますけれども、一刻も早くこういうものを改めて我々は認識をして、そして国際的によく話し合い、F S F、金融安定化フォーラムあるいはバーゼル等々の諸機関ともよく相談をしながら、できるだけきちっとした体制を取つていかなければならぬと思います。

その中で、日本はそういう十数年間の経験、苦い経験があつたわけでございますから、そういう経験も十分新しいルールを作るときにはきっちり生かしていくことができるよう、つまり日本がリーダーシップを取つてこの作業をリードしていくけるよう私としても努力をしていきたいとうふうに考えております。

○富岡由紀夫君 是非、強力なリーダーシップを発揮していただきたいなというふうに思つております。

今お話しの中で、金融サミットの中でいろいろと日本の経験を踏まえて提案をされたというお話をされ、その中で各国がこれから財政出動もすべきだと、日本もやつてきたという多分お話ししされたんだと思うんですけれども、ただ、金融危機を日本が乗り越えていく過程の中で、私はすべて成功したというふうには思つておりません。

というのは、やっぱり今ありました財政出動の在り方で、今回、欧米各国、財政赤字の規模がG D Pに比べて、日本に比べたらまだ低い水準ですので、財政出動のできる体力はあると思うんですけども、日本がこれから財政出動をして景気回復のいろいろな刺激策をやろうとしても、これ以上赤字国債残高を増やすわけにはいかないと私は思つているんですね。だから、金融危機を乗り越えるときに、大幅な将来にツケを残すような赤字財政の出動、これは私は決してほかの国にお勧めできるものじゃないというふうに思つております。

○國務大臣(中川昭一君) 確かに、あの宣言でも取り上げましたけれども、財政出動が各国必要であるということは合意されました。ただ、御指摘のように何でもかんでも財政でもってやればいいということではなくて、財政は、もちろん効果は日本の場合にもありましたし各国でもあるわけでありますけれども、財政出動だけですべてが解決するものでもないわけであります。今御審議いただいております金融強化法による健全銀行への資本注入による資金の供与なんというのも効果があるわけでありますし、さつき言つたような過去の経験の中でのいろんな方策も効果があるというふうに思つております。

そういう中で、財政出動については、日本はGDPに占める国債債務残高が非常に高いという問題もございますし、またヨーロッパの方ではヨーロッパ基準で、単年度の財政赤字はこのくらいとか、GDPに占める国債発行残高はこのくらいとかいうルールがあるって、ヨーロッパはむしろ、単年度の財政赤字3%ですか、これがかなり上限まで来ちゃつて非常に厳しいと、これをどうしたらいいのかというのがヨーロッパでは今一つの大きな議論になつているようであります。

ですから、規律はもちろん野放団であつてはいけませんけれども、規律があるために、今緊急にやるべき大事な仕事を果たしてやらなくていいのか。そうすると、日本も実は経験いたしましたけれども、ツーレートになればなるほどその後のまた改修といいましょうか改善するための努力と、いうのはより大きくなるということとも経験をしております。やはり適正な財政赤字の水準、それは絶対に超えてはならないというふうに思つてはいるんですけれども、そういつたことまで日本の、そこは日本の私は反省すべき点だと思ってるんですけど、それとも、そういつたことを、各国にやつぱり同じ轍を踏まないようなアドバイスをすることは私は必要じゃないかなというふうに思つております。その点について中川大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

いるわけでありますので、財政規律というのもしっかりと見ながら、しかし適時適切に、スピードで財政出動も含めてやつていくということを日本も含めて各国が、この問題を乗り切るために大事でございまして、その辺は日本が経験をしたところの一つでもありますけれども、今までによく考えて、そしていろいろと政策を打つていかなければいけないというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 財政出動もできるところはして今回の危機を乗り越えるというお話ですけれども、日本の場合は、今、先ほどヨーロッパのマーストリヒト条約のその財政赤字の規模の問題、ヨーロッパにはそういう制限があって、ただ、それを一時的には乗り越えてでもやる必要があるというようなお話をだつたと思うんですけれども、ただ、日本の水準と比べるとまだまだ全然違うわけですね。

日本はやはり、先ほど言いましたけれども二七〇%とか、GDP対比の赤字の規模が一七〇とか一八〇ぐらいあると、一八〇%ぐらいの比率を占めていると。ヨーロッパは、まあイタリアは二〇〇ちょっと超えていますけれども、ほかの国は六〇、七〇%とか、一〇〇%以下で抑えているといふことで、かなり水準の開きがあると思うんですね。日本のことを見てみると、今回、平成二十年度の予算のところで昨日報道がありましたけれども、景気が悪くなつて法人税收入が落ちてきてるので赤字国債を追加で、五兆円ぐらいですか、発行しないといけないような今見込みだとう話がございます。

そうではなくても、今、先ほど言いました赤字残高が非常に日本の体力对比、非常に大きいのにかかるから、これからまた更に追加的な赤字を増やさないといけないということになつていて、先般発表されました生活対策、これの財源としていわゆる埋蔵金、財政投融資特別会計の金利変動準備金ですか、それを使って、本来であれば赤字国債残高を減らすために使うべきものを、それを

生活対策の財源に使つてしまふということは、赤字国債を実質的に発行していることと変わらない。今回また法人税收入、いろんな景気の悪化に伴つて税収が減つてきて追加的な赤字国債を発行しないといけないということで、日本の財政赤字の状況というのはこれからますます厳しくなつてくるんだというふうに思つてはいるんですけれども、その辺の認識をどういうふうにお持ちなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○國務大臣(中川昭一君) 少なくとも先進国の中でそれぞれ財政規律の基準の取り方というのは、必ずしも統一的ではないわけでございまして、今御指摘があつたGDPに占める累積残高、これは確かに日本が断トツに高いというわけでございますけれども、単年度のGDPに占める財政赤字というのは、それはそんなに、ヨーロッパの規制に比べると、今年で約二十兆円ぐらい、国の予算でいうと約二十兆ぐらいだと思いますけれども、だとするとならばそんなに高くな。しかし、それはそれで、財政健全化というのは麻生内閣としても大きな努力目標であるわけであります。

そういう中で、今回、この緊急経済対策、生活支援、これはできるだけ早く効果的にやつていかなければならぬということで、今御指摘のありました、まあ埋蔵金と言うには余りにも透明性の高いものであると思ひますけれども、特会のやりくりをしてそれを財源に充てると、赤字公債は発行しないという方針で臨んでいきたいと思つております。

他方、税収見積りが大分減るのではないかといふ御指摘は、いろんなデータから見て私も残念ながらそういう状況の中に行くと思います。その場合にどういうふうにするかということは、最大限

できないというふうに考えております。

それから、じゃ、その場合、特会から繰入れして国債整理基金に入れるものを使つちゃつたら、いう御指摘については、数字的にはそのとおりでございます。ただ、新規に赤字国債を発行してマーケットでもつてそれを資金を調達するということになりますと、今の国債マーケットの状況を考えても、決していい影響をマーケットに与えることは考えにくいというふうにも判断をしておりますので、できるだけ、実質同じ効果のものではありますけれども、公債を発行して市中でそれを売るということよりは、総合的に言つて日本の

経済や金融に与える影響は小さい、ということ

で、今回、まあ幾らになるか分かりませんけれども、いわゆる生活支援対策の中でもそういう形で作業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 赤字国債の残高を圧縮するため

に市中の国債を買入れ消却して残高を減らす、それをするかしないか、それと新規の国債を発行す

るというのは私は同じだと思うんですね。市場に出ている国債の残高は変わらないわけですから、

国債に対する需給バランスから見ると、新規の赤

字国債を発行するのもそうだし、積立金を取り崩

す減らさないということは、私はマーケットに与

えるインパクトとしても同じだというふうに思つ

ておりますので、その辺はただ単に言葉の、何ど

ういんですか、操りだけであつて、実質的には

マーケットに対するインパクトも変わらないん

じやないかなということはちょっとと指摘させてい

ただきたいなというふうに思つております。

それと、今回のいろんな金融対策をやって、こ

れも生活対策の一つなんですけれども、やはり日本

の景気を立て直していくしかないといけないといふのが今回の総理の生活対策の中の説明の一番主眼点だったんですけども、全治三年の今の日本の状態を二年間で完治させて、それで行く行くは消

できぬといふふうに考えております。

それから、じゃ、その場合、特会から繰入れして国債整理基金に入れるものを使つちゃつたら、

いう御指摘については、数字的にはそのとおりでございます。ただ、新規に赤字国債を発行して

マーケットでもつてそれを資金を調達するということになりますと、今の国債マーケットの状況を考

えてみても、決していい影響をマーケットに与えることは考えにくいというふうにも判断をしてお

りますので、できるだけ、実質同じ効果のものではありますけれども、公債を発行して市中でそ

れを売るということよりは、総合的に言つて日本

の経済や金融に与える影響は小さい、ということ

で、今回、まあ幾らになるか分かりませんけれども、いわゆる生活支援対策の中でもそういう形で作業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 赤字国債の残高を圧縮するため

に市中の国債を買入れ消却して残高を減らす、それをするかしないか、それと新規の国債を発行す

るというのは私は同じだと思うんですね。市場に出ている国債の残高は変わらないわけですから、

国債に対する需給バランスから見ると、新規の赤

字国債を発行するのもそうだし、積立金を取り崩

す減らさないということは、私はマーケットに与

えるインパクトとしても同じだというふうに思つておりますので、その辺はただ単に言葉の、何ど

ういんですか、操りだけであつて、実質的には

マーケットに対するインパクトも変わらないん

じやないかなということはちょっとと指摘させていた

ただきたいなというふうに思つております。

それと、今回のいろんな金融対策をやって、こ

れも生活対策の一つなんですけれども、やはり日本

の景気を立て直していくしかないといけないといふのが今回の総理の生活対策の中の説明の一番主眼

点だったんですけども、全治三年の今の日本の状態を二年間で完治させて、それで行く行くは消

けでございます。

○富岡由紀夫君 緊急対策を、最大の対策をやつて、でもできなければ消費税を上げないというふ

うに言つてはいるわけですから、消費税を上げない

ときには二〇一一年のプライマリーバランスの黒

字化というのはもうあきらめるということです

か。その辺だけ端的に、簡潔にちよつとお伺いし

たいたいと思います。

○富岡由紀夫君 緊急対策を、最大の対策をやつて、でもできなければ消費税を上げないというふ

うに言つてはいるわけですから、消費税を上げない

ときには二〇一一年のプライマリーバランスの黒

字化というのはもうあきらめるということです

か。その辺だけ端的に、簡潔にちよつとお伺いし

たいたいと思います。

○富岡由紀夫君 ですから、景気が良く

ならないということを今我々は考える余裕はございません。景気を良くするためにはあらゆることを

最大限できるだけ早くやるということのみに今集

中をしているわけでございまして、今から二〇一

年にはできないんだとか、したがつて、プライマリーバ

ランスはどうなんだとか、あるいは税制改正はどう

なんだということについては、工程表としては中期プログラムというものを成をして、そして年末までに公表したいということで、今与党の方でまず作業をやつてはいるわけでありますけれども、とにかく二〇一一年というか三年の間に日本の経済を何とか前進できるように努力するということに今全力を挙げてはいるところでございます。

○富岡由紀夫君 ちょっとと時間がないので、この議論はまた機会があれば次回に移したいと思いますけれども。

次に、個別的なこの法案に関連した中身についてちょっととお伺いしたいんですけれども、今いろいろと議論になっております、参考人にも招致を我々は要求しているわけですから、新銀行東京についてちょっととお伺いしたいというふうに思っております。

これはいろいろと議論もされてはいたわけですけれども、この中でやはり一番私は問題だと思ってるのは、設立当初からこの銀行のいろいろな説明の中で、新しいビジネスモデルを構築するんだといったことをこれはずつと言つてはいるのです。その中の一つとして、スコアリングモデルを使つた融資の審査体制を行うというお話を日玉のようになります。

スコアリングモデルについて、日本の当局といふか政府はどのように見ていたのかなどということをちょっとと非常に疑問に思つております。

元々、このスコアリングモデルというのは多分アメリカのモデルを参考にしたんだと思うんですけれども、どこかでそういうふうに考えられわけですけれども、ただ、アメリカのとき、アメリカにおけるスコアリングモデル、いろいろなほかの社会基盤というか周辺の状況というのが本当にアメリカと同じであればそのスコアリングモデルも日本で導入できる可能性もあつたんだと思ひますけれども、日本は決してそうじやなかつたというふうに思つてはいるんですね。

そういうふうに思つた周辺環境というか、元々ベースにあ

るそういうものが違う中で、単純にスコアリングモデルという名前だけを導入した結果が今回の新銀行東京の悲惨な結果につながつたんだというふうに思つておりますけれども、やはり日本はアメリカと違つて信用情報機関というものがないと、個人の信用情報機関も共通されたものがないと、それぞれ、例えばノンバンクならノンバンク業界だけは持つてはいる、銀行は銀行業界だけで持つてはいる、証券会社は証券会社で持つてはいるかもしませんけれども、共通したものがない中で、こういったスコアリングモデルのベースとなる信用情報の共有化がされない状況では、そういう日本はこのスコアリングモデルは成り立たないんだという指摘をしております。あと、虚偽のいろんな申告、財務データの粉飾決算を出してそれをデータに入力すればいい数字が出てきますけれども、そういうことをチェックするようなら、アメリカにはあるけど日本にはないと、そういうことが、前提が全然違つてということを指摘されております。

○富岡由紀夫君 いや、お伺いしたいのは、事前に、スコアリングモデルをベースとした融資体制を組んでこの銀行を新しくやつていくんだといつた発表があつたときに、先ほど説明したような、アメリカと日本では前提が違うんだと、そういう認識がおありだったのかどうかということをお伺いしております。途中で見直した後は報道されたとおりで分かつてますので、その設立の当初のときの金融庁の見方、このビジネスモデルに対する懐疑的な見方があつたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 新銀行東京は既存銀行の買収という形で設立されたものでございますが、この一年間の準備期間の間に、当庁としても必要に応じ開業準備状況等のヒアリングを行つてきたところでございます。

個別の融資判断ということは個別金融機関に係る事柄でございますが、繰り返し申し上げましたように、一般論として申し上げれば、金融機関の融資に当たりましてどのような融資運営をするのか、どのような融資手法を用いて融資審査するか、これは個々の金融機関の経営判断と考えておりますが、私どもいたしましては、金融機関に用いて融資審査するか、それは個々の金融機関におきまして適切なリスク管理の観点から、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握の経営判断によるところがあるわけでございます。

○富岡由紀夫君 各行の経営判断なんでしょうが、一般的論として申し上げますと、金融機関におきましては、融資審査を行うことが重要と考えているところでございます。

○富岡由紀夫君 さて、中川大臣はいろいろとお話をされましたが、私どもいたしましては、金融機関に用いて融資審査するか、それは個々の金融機関に持つてお分かりかと思ひますけれども、たゞちよつと、中小企業、零細企業に対する融資についてはどうかなというふうに思ひますけれども、一般的に、中小企業とか零細企業に対する融資を民間の銀行はもうずつとやつてはいるわけですね。その中で、こういったモデルができるのでればとつくるに導入しているわけですし、あともう一個、無担保無保証人という融資の在り方も、そんなどのできるんだつたらとつくるにもうやつてはいる

把握し、融資審査を行なうことが重要と考えているところでございます。

なお、御指摘の新銀行東京でございますが、平成十九年六月に新銀行東京が策定、公表いたしました新中期経営計画におきまして、当行はスコアリングモデルに依存した融資運営を行つてきましたが、想定を上回る水準で不良債権が発生していると認識した上で、今後の融資に関しては、スコアリングモデルにだけ頼ることのない審査・与信管理制度の早期構築への転換を標榜しているところでございます。

把握し、融資審査を行なうことが重要と考えているところでございます。

なお、御指摘の新銀行東京でございますが、平成十九年六月に新銀行東京が策定、公表いたしました新中期経営計画におきまして、当行はスコアリングモデルに依存した融資運営を行つてきましたが、想定を上回る水準で不良債権が発生していると認識した上で、今後の融資に関しては、スコアリングモデルにだけ頼ることのない審査・与信管理制度の早期構築への転換を標榜しているところでございます。

これはやつぱり金融当局としては、そもそもそういうものがないと、個人の信用情報機関も共通されたものがないと、それが、それなりにノンバンクならノンバンク業界だけは持つてはいる、銀行は銀行業界だけで持つてはいる、証券会社は証券会社で持つてはいるかもしませんけれども、共通したものがない中で、こういったスコアリングモデルのベースとなる信用情報の共有化がされない状況では、そういう日本はこのスコアリングモデルは成り立たないんだという指摘をしております。あと、虚偽のいろんな申告、財務データの粉飾決算を出してそれをデータに入力すればいい数字が出てきますけれども、そういうことをチェックするようなら、アメリカにはあるけど日本にはないと、そういうことが、前提が全然違つてということを指摘されております。

○富岡由紀夫君 いや、お伺いしたいのは、事前に、スコアリングモデルをベースとした融資体制を組んでこの銀行を新しくやつていくんだといつた発表があつたときに、先ほど説明したような、アメリカと日本では前提が違うんだと、そういう認識がおありだったのかどうかということをお伺いしております。途中で見直した後は報道されたとおりで分かつてますので、その設立の当初のときの金融庁の見方、このビジネスモデルに対する懐疑的な見方があつたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 新銀行東京は既存銀行の買収という形で設立されたものでございますが、この一年間の準備期間の間に、当庁としても必要に応じ開業準備状況等のヒアリングを行つてきたところでございます。

個別の融資判断ということは個別金融機関に係る事柄でございますが、繰り返し申し上げましたように、一般論として申し上げれば、金融機関の融資に当たりましてどのような融資運営をするのか、どのような融資手法を用いて融資審査するか、これは個々の金融機関の経営判断と考えておりますが、私どもいたしましては、金融機関に用いて融資審査するか、それは個々の金融機関に持つてお分かりかと思ひますけれども、たゞちよつと、中小企業、零細企業に対する融資についてはどうかなというふうに思ひますけれども、一般的に、中小企業とか零細企業に対する融資を民間の銀行はもうずつとやつてはいるわけですね。その中で、こういったモデルができるのでればとつくるに導入しているわけですし、あともう一個、無担保無保証人という融資の在り方も、そんなどのできるんだつたらとつくるにもうやつてはいる

わけですよ。だけれども、いろいろと融資というものは総合的に判断して、やっぱり保全、担保もしっかりとしないといけない、返済能力も見なくちゃいけないと、そういうときにやっぱり結果としてこれだけの保証人は必要だと、若しくは担保が必要だということが出てきているわけですから、はながら無担保無保証人を前提に掲げた融資というの、これはもう一般的銀行関係者であれば、当初からそんなのできっこないよということは、これはもう周知の事実だったと思うんですね。

民間の金融機関から聞けば、そんなのできるわけないじやないかと、できるんだつたら我々先にやつてあるよということが、多分みんな言つていてたんだと思うんですけれども、それを無視してそういう設立を事前審査しながらやつていたというの、これは私は金融当局にも責任があるんだというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。今後はもうやらないと。そういうことが最初から成り立たないようなビジネスモデルについてはちゃんと注意をして、幾らその個別行の経営判断だとしても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そいつたことはやっぱりしっかりと反省していたみたいだと思つても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そ

う悪いということではないんだろうと思うんですね。私は四年ほど前経済産業大臣のときには、いわゆる不動産とかいったものを担保にするだけでなくて、もっと柔軟に、例えばあのとき、例示いたしましてはワインの在庫であるとか、あるいはまた豚肉を担保としてとか、豚肉なんというのはほうつておけば二日か三日で使い物にならぬいようなものでも担保にして融資をした例なんと

いうのも実際あつたわけありますし、あるいは売掛債権なんというのもありましたし、まあこれはもう担保でありますけれども。ですから、要是すれば駄目だということが三、四年前にかなり反省とかいうようだ。やつたというのは、これはやっぱり金融当局の責任も私は大きいと思ってるんですね。

民間の金融機関から聞けば、そんなのできるわけないじやないかと、できるんだつたら我々先にやつてあるよということが、多分みんな言つていてたんだと思うんですけれども、それを無視してそういう設立を事前審査しながらやつていたとい

うのは、これは私は金融当局にも責任があるんだというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。今後はもうやらないと。そういうことが最初から成り立たないようなビジネスモデルについてはちゃんと注意をして、幾らその個別行の経営判断だとしても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そいつたことはやっぱりしっかりと反省していたみたいだと思つても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そ

う悪いということではないんだろうと思うんですね。私は四年ほど前経済産業大臣のときには、いわゆる不動産とかいったものを担保にするだけでなくて、もっと柔軟に、例示いたしましてはワインの在庫であるとか、豚肉なんというのはほうつておけば二日か三日で使い物にならぬいようなものでも担保にして融資をした例なんと

いうのも実際あつたわけありますし、あるいは売掛債権なんというのもありましたし、まあこれはもう担保でありますけれども。ですから、要是すれば駄目だということが三、四年前にかなり反省とかいうようだ。やつたというのは、これはやっぱり金融当局の責任も私は大きいと思ってるんですね。

民間の金融機関から聞けば、そんなのできるわけないじやないかと、できるんだつたら我々先にやつてあるよということが、多分みんな言つていてたんだと思うんですけれども、それを無視してそういう設立を事前審査しながらやつていたとい

うのは、これは私は金融当局にも責任があるんだというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。今後はもうやらないと。そういうことが最初から成り立たないようなビジネスモデルについてはちゃんと注意をして、幾らその個別行の経営判断だとしても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そいつたことはやっぱりしっかりと反省していたみたいだと思つても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そ

う悪いということではないんだろうと思うんですね。私は四年ほど前経済産業大臣のときには、いわゆる不動産とかいったものを担保にするだけでなくて、もっと柔軟に、例示いたしましてはワインの在庫であるとか、豚肉なんというのはほうつておけば二日か三日で使い物にならぬいようなものでも担保にして融資をした例なんと

いうのも実際あつたわけありますし、あるいは売掛債権なんというのもありましたし、まあこれはもう担保でありますけれども。ですから、要是すれば駄目だということが三、四年前にかなり反省とかいうようだ。やつたというのは、これはやっぱり金融当局の責任も私は大きいと思ってるんですね。

民間の金融機関から聞けば、そんなのできるわけないじやないかと、できるんだつたら我々先にやつてあるよということが、多分みんな言つていてたんだと思うんですけれども、それを無視してそういう設立を事前審査しながらやつていたとい

うのは、これは私は金融当局にも責任があるんだというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。今後はもうやらないと。そういうことが最初から成り立たないようなビジネスモデルについてはちゃんと注意をして、幾らその個別行の経営判断だとしても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そいつたことはやっぱりしっかりと反省していたみたいだと思つても、そういうことをやると結局国民最後はツケが回る話になるわけですから、そ

う悪いということではないんだろうと思うんですね。私は四年ほど前経済産業大臣のときには、いわゆる不動産とかいったものを担保にするだけでなくて、もっと柔軟に、例示いたしましてはワインの在庫であるとか、豚肉なんというのはほうつておけば二日か三日で使い物にならぬいようなものでも担保にして融資をした例なんと

らいつて無担保無保証人というのすぐ判断できるという場合もありますけれども、中小企業の場合はそういうわけにはなかなかいかないわけですね。ですから、そういう保証人の問題とか担保の問題とか総合的に判断しないといけないと。

無担保無保証人でできるケースもありますよ、もちろん。それはちゃんと要資、お金の必要な中身をちゃんと吟味して、返済引き当てがちゃんと間違いないというものがあれば、それはちゃんと無担保無保証人でもいいという話になりますけれども、やはり保証人も付けてくださいよ、若しくは担保も入れてくださいよといった判断になるわけであつて、総合的にその中小企業融資をやるときに最初から無担保無保証でやつたら、できる融資なんというのはほとんどなくなっちゃうわけですか。

だから、最初からそういうモデルというのはおかしいんじゃないかというのは多分金融庁の関係者だつたらよく御存じだと思うんですけども、それを安易に許してしまった結果が今回のこの新銀行東京の経営破綻につながつてしまつたと、経営破綻に近いような状況につながつてしまつたということを是非改めて認識していただきたいなとうふうに思つております。

いずれにせよ、これは衆議院段階における附帯決議でございますが、地方公共団体が支配株主となつてゐる金融機関につきましては、支配株主である公共団体がその資本の充実について一義的に責任を持つこととすることとされておりますので、この附帯決議の趣旨を踏まえまして、今後制度の適切な運用ということに心掛けてまいりたいと考えております。

一般論でございますが、金融機能強化法に基づき資本参加する際には、国は、経営強化計画の履行や公的資本の返済などを確保する観点から、対象金融機関に対して関与を行うこととしているところでございます。これらは主要株主への監督権を介して行われるものではなく、金融機関に対する監督上の措置として行われるものでございま

す。このような金融機能強化法の枠組みにかんがみますと、地方公共団体を主要株主とする金融機関が国の資本参加の対象となることを制度上当然に排除するというものではないというふうに考えております。

さて、この附帯決議の趣旨を踏まえまして、今後制度の適切な運用ということに心掛けてまいりたいと考えております。

○富岡由紀夫君 さつき言つた在庫ワインを担保としてやるというのはそれは担保融資でありますけれども、いざいざとして私も認識をしているところでござります。

それと、ちょっと時間も押しつづつきましたので、お話を次にお伺いしたいんですけども、いろいろと今回法案が修正された中で、この新銀行東京に関連して、地方自治体が支配株主である場合については地方自治体が資本充実に一義的に責任を持つということが入れられたわけでございますけれども、これは改めて確認いたしますけれども、安易に今回の法案に基づく公的資金の注入の回収可能性でございますとか、あるいはその経営の適切な運営でありますとか、そういうふうに理解してよろしいですか。

○政府参考人(内藤純一君) この附帯決議の趣旨は趣旨として踏まえてまいりまして、制度の運用におきましては、今回のこの閣法改正法案において言つたように、今回の法案に基づく安易に公的資金を注入しないということと理解してよろしいですか。

○富岡由紀夫君 いや、だからそういうことを総合的に考えて今の、総合的に判断した結果、安易に公的資金は入れないということにこの附帯決議はつながるのかどうかということをお伺いしてい

るんです。中川大臣、どうですか。その趣旨というのはそういうことで理解していいんですね。  
○國務大臣(中川昭一君)いや、ですから、御審議いただいているのは、要件があつて、その要件の中です。監督局長から答弁いたしました回収可能性云々という原則に合致して、そして金融審査会ですか、専門家の方々の御判断があれば、これは排除する理由はないということでございます。

特定の金融機関についてどうだこうだということを最初からこれはやらないという前提でこのスキームを運営するということは、これは金融行政の安定性からいっても、最初から排除するということは、これはやらない方がいいのではないかというふうに思つております。

○富岡由紀夫君 一般的に理解すれば、この附帯決議の内容は、まず、そういう危機的な状況になつたらまず東京都の責任において資本増強、追加的な資本増強を更にしていただき、それでもつちもさつちもいかなくなつたときには、どうふうに私は理解しているんすけれども、そういうことでよろしいでしようか。一応念のためにもう一度簡潔にお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) 私どもとしては、繰り返し御答弁しておりますように、衆議院段階における附帯決議については尊重し配慮してまいりたいということでございまして、あくまで、私がおけることになりますと、この制度、この法律に定められました要件に照らしまして適切かどうかを判断をし、また審査会において御意見を承った上で決断するというふうな枠組みになつていています。

○富岡由紀夫君 この附帯決議の実効性が本当に担保されているのかどうか、ちょっとやや私は納得できないところがあります。

昨日、当委員会で参考人として農林中金の理事

の方にもお見えいただけて、いろいろとお話を伺いました。その中で、農中とJA、これは一体で金融業務を行つてお話をされました。あと私が本会議で代表質問させていただいたときに、これ、中川大臣にも御答弁いただきましたけれども、この農中の政治的中立性は当然担保されるべきだと、確保されるべきだとお答えをいただきました。

ただ、昨日の説明の中で、農中とJAは一体で業務を行つてお話しですか、農中の政治的中立性が確保されるべきだとお話しであります。それとも、その点について、御見解、御認識をお伺いしたいというふうに思つております。

○副大臣(近藤基彦君) 本法案に関しての貸出し等の金融業務については、もちろん厳正な政治的中立が確保されることには、政治的中立性を守つておますが、農協等の活動一般については、政治的中立性を求めることがあります。現に農協等が有している政治活動の自由を新たに制限するおそれがあるものであり、我々としては慎重な議論が必要であると考えております。

○富岡由紀夫君 いや、昨日の農中の理事の説明だと、融資業務については、我々どういう経緯で聞いたかといふと、農中は中小企業融資少ないぢやないかと言つたら、信連とかJA、そういうところでやつていますから、一休となつてやつてているから中小企業融資にはちゃんと行き届いているんですよという説明があつたんですね。要は、JAと信連と一緒にになってこの融資業務をやつていると。

融資業務をやつているんであれば、その融資業務については政治的中立性を確保することは当然であるという中川大臣の答弁であつた、あと農水大臣の答弁にもありました。そういつた融資業務についての政治的中立性を言ふんであれば、融資業務をやつているんでも、改めてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 私も全国の農協を回つた経験ございます。自民党的ボスターを見たこともあります。自民党以外の方のボスターも見たこともございます。

そういう中で、私も答弁をさせていただきまして、改めてお伺いしたいと思います。

融資業務をやつているんでも、何でそこだけ切り離して、そこは政治の自由だと、いろんな自由だといふことを言われるんですか。融資をJAもやつているわけでございまして、あくまでも公的資本注入の対象ということになることが前提で、これまで、JAにもそれを求めるべきだと思つたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○副大臣(近藤基彦君) 金融業務の融資に関して、例えば、特定の政党を支持していることを理由に融資を拒むとか、そういうもので貸出限度に差を付けるとか、もちろんそういうことがあれば、これはとても政治的中立を守つておられるので、こういう問題に関しては融資判断に影響を及ぼすこととして、これに関する問題になるものと当然考えておりますので、そういう意味で、やっぱり政治的中立性というものは融資に関してはきちんと守つていただきなければいけないと我々も思つてゐるところであります。

○富岡由紀夫君 いやいや、融資に関して政治的中立性を維持しないといけないというのは、それが中立性を維持しないといけないというのではなく、それはもう当然なんすけれども、公的資金を入れるわけでは当然。だけど、その融資をやつているところに特定の政党の候補者のボスターとか何とか後援会の看板を掲げられたときに、それが本当に政治的中立性を保つてゐる金融機関として一般的に考えられないわけですね。そういうことが公然と行われてゐるということに対して、農水省はどういうふうにお考へなんですか。その辺の意見を改めて確認したいなというふうに思つております。

今、答弁だとちょっと納得いかないんで、副大臣、改めてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 私も全國の農協を回つた経験ございます。自民党的ボスターを見たこともあります。自民党以外の方のボスターも見たこともございます。

そういう中で、私も答弁をさせていただきまして、改めてお伺いしたいと思います。

融資業務をやつているんでも、何でそこだけ切り離して、そこは政治の自由だと、いろんな自由だといふことを言われるんですか。融資をJAもやつているわけでございまして、あくまでも公的資本注入の対象ということになることが前提で、これまで、JAにもそれを求めるべきだと思つたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○副大臣(近藤基彦君) 金融業務の融資に関しては、例えども、改めてお伺いしたいと思います。

○富岡由紀夫君 だから、その公的資金を入れて融資業務をするわけですから、やはりそれを行う金融機関については政治的中立性はちゃんと守つていただかないと、確保していただかないと、特定の政党の候補者のボスターを張つたりすることは政治的中立性が確保されていないんだというふうに思つております。

○富岡由紀夫君 その辺については全然認識が違うというか、御回答いただけていいわけですか、あと、改めて是非お伺いしたいのは、JA、農協というのには、さつき言つた政治的には自由だというお話をしたけれども、よく分からるのは、JAの組合員というのはみんな例えば一つの政党の人なんですね。いろんな政党支持者がいるはずなんですが、それでも、何で特定の政党の、何というか、支援だけを表面的に出してゐるのか。ほかの支持者は、組合員の中にはほかの支持者もいるはずなんですね。いろいろな政党支持者がいるはずなんですが、それでも、その点はどういうふうに考えらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは私の所管外でありますけれども、その点はどういうふうに考えらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは私の所管外でありますけれども、私の地元も農村地帯ですし、農林大臣二回やつていますので、私の大変親しい自民党以外の農協の組合長さん出身の国会議員の方もいらっしゃいますし、農協出身の自民党的国会議員もいるので、そこはいろいろあるんじゃないでしょうか。別に農協全部がその政党を云々といふことじゃなくて、たまたま農協の組合長さんが人望があつて、みんなが推すからどこの政党か

りません。

（本文）

うに思うんですけども、何でそこだけ切り離して、そこは政治の自由だと、いろんな自由だといふことを言われるんですか。融資をJAもやつているわけでございまして、あくまでも公的資本注入の対象ということになることが前提で、これまで、JAにもそれを求めるべきだと思つたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○副大臣(近藤基彦君) 金融業務の融資に関しては、例えども、改めてお伺いしたいと思います。

○富岡由紀夫君 だから、その公的資金を入れて融資業務をするわけですから、やはりそれを行う金融機関については政治的中立性はちゃんと守つていただかないと、確保していただかないと、特定の政党の候補者のボスターを張つたりすることは政治的中立性が確保されていないんだと、お伺いしたいと思います。

○富岡由紀夫君 その辺については全然認識が違うというか、御回答いただけていいわけですか、あと、改めて是非お伺いしたいのは、JA、農協というのには、さつき言つた政治的には自由だというお話をしたけれども、よく分からるのは、JAの組合員というのはみんな例えば一つの政党の人なんですね。いろんな政党支持者がいるはずなんですが、それでも、何で特定の政党の、何というか、支援だけを表面的に出してゐるのか。ほかの支持者は、組合員の中にはほかの支持者もいるはずなんですね。いろいろな政党支持者がいるはずなんですが、それでも、その点はどういうふうに考えらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは私の所管外でありますけれども、その点はどういうふうに考えらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは私の所管外でありますけれども、私の地元も農村地帯ですし、農林大臣二回やつていますので、私の大変親しい自民党的国会議員もいるので、そこはいろいろあるんじゃないでしょうか。別に農協全部がその政党を云々といふことじゃなくて、たまたま農協の組合長さんが人望があつて、みんなが推すからどこの政党か

りません。

（本文）

融機関の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保すること、こういう附帯決議をいただいているわけでございまして、あくまでも公的資本注入の対象ということになることが前提で、これまで、JAにもそれを求めるべきだと思つたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○副大臣(近藤基彦君) 金融業務の融資に関しては、例えども、改めてお伺いしたいと思います。

○富岡由紀夫君 だから、その公的資金を入れて融資業務をするわけですから、やはりそれを行う金融機関については政治的中立性はちゃんと守つていただかないと、確保していただかないと、特定の政党の候補者のボスターを張つたりすることは政治的中立性が確保されていないんだと、お伺いしたいと思います。

○富岡由紀夫君 その辺については全然認識が違うというか、御回答いただけていいわけですか、あと、改めて是非お伺いしたいのは、JA、農協というのには、さつき言つた政治的には自由だというお話をしたけれども、よく分からるのは、JAの組合員というのはみんな例えば一つの政党の人なんですね。いろんな政党支持者がいるはずなんですが、それでも、何で特定の政党の、何というか、支援だけを表面的に出してゐるのか。ほかの支持者は、組合員の中にはほかの支持者もいるはずなんですね。いろいろな政党支持者がいるはずなんですが、それでも、その点はどういうふうに考えらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは私の所管外でありますけれども、その点はどういうふうに考えらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これは私の所管外でありますけれども、私の地元も農村地帯ですし、農林大臣二回やつていますので、私の大変親しい自民党的国会議員もいるので、そこはいろいろあるんじゃないでしょうか。別に農協全部がその政党を云々といふことじゃなくて、たまたま農協の組合長さんが人望があつて、みんなが推すからどこの政党か

りません。

（本文）

○富岡由紀夫君 例えは、これはちょっと普通の民間の銀行が、銀行の窓口に行つたら特定の、その銀行の例えは経営者がある政党の人を推すからといって、そのある特定の政党の候補者の看板があるんだと思うんですけれども、JAについてはそういうことが起きていないと、いうことがちょっと不自然だなと私は思つております。

是非別にこれは、要するにさつきほかの政党もあるというお話をしたから、それ全部、そういうのはすべてやらないようやはり指導すべきだと思います。うふうに思うんですけど、これはちょっと次のいろいろと質問者に引きついで、私の意見としてはもう特定の政党、もうどこのボスターもやらないと、そういうことで徹底していただければということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。

富岡委員に続きまして、農林中金問題に関して質問したいと思います。

昨日の参考人質疑で農林中金の宮園専務理事は、農林中金は民間法人であり特殊法人ではない、また四協同組織金融機関を同列に扱うべきといつた旨の答弁をされました。実際、本日の読売新聞朝刊には、読み上げますと、農林中金庫の宮園専務理事は、農林中金だけ異なる取扱いとする合理的な尺度があるとは思えない、顧客や市場からの信認に影響が生じると批判したと、こういったことがございました。

それで、これに関連しまして質問したいと思ひます。質問は通告の四番目の方に行きました、JA、信金、信組、労金、それぞれのグループの連結ベースの自己資本比率をまず教えてほしいと思います。金融庁の参考人お願いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘の自己資本比率、連結ベースの自己資本比率そのものというのございませんけれども、私ども、各中央機関と傘下機関の計数、これを合算しました上で、両

者相互間の取引に係るもの、これを自己資本額及びリスクアセットから控除するという一定の前提を置いた上で試算を行いましたところの数字を申しあげたいと思います。

まず、JAグループ全体につきましては平成十八事業年度で一四・二%、信用中央金庫及び信用金庫全體については平成十九年度で一二・二%程度、全国信用協同組合連合会及び信用組合全体につきましては平成十九年度で〇・六%程度、労働金庫連合会及び労働金庫全體につきましては平成十九年度で一二・五%程度ということになつております。

○大久保勉君 委員の皆様は、資料としまして配付しておりますページにこのことが書いておりまして、ここで気になることが二つあります。一つは、表題の中央機関と傘下機関の合算の自己資本比率(試算)、正式な数字じゃないということです。二点目は、白ばつの三つ目、農協及び農林中央金庫に関しまして十八事業年度、つまりJAグループのみが十八事業年度でほかは全部十九年度といふことなんです。ですから、宮園専務理事は四協同機関と同列に扱うべきなのに自分たちが同列に扱つていい、つまり平成十九年度の数字を出していいなどということなんです。さらには、この数字というのは、やはり資本をいただくということでしたら正式な自己資本比率、連結ベースの自己資本比率を出してしかるべきなのに、こういつた数字が出てきていないということなんです。

○大久保勉君 まず一点目に関して、農林水産副大臣、近藤副大臣に質問したいと思います。

どうして農林中金グループだけ平成十八年しかないのか。もう十一月になつておりますから、こういった状況で普通の民間法人とは言えないと思ひますよね。すべての銀行はもう四半期決算を出しているような状況なんです。ところが、農林中金グループに関しましては一年半前の数字しか出でこないということはおかしいんじゃないですか。これは副大臣にお願いします。農林水産省の問題です、これは。

○委員長(峰崎直樹君) 追加ありますか。どうですか。

○政府参考人(高橋博君) 今、副大臣からお答えしたとおり、確かに現時点におきましては十九年度の数字は出ておりませんけれども、先ほど金融

行政省が都道府県ということもございました。が、今金融庁の方でもお答えを申し上げましたけれども、データそのものが決算の数字が確定するの

が、金融庁の方でもお答えを申し上げましたけど、総会終了後その各単位農協において、所管の

行政省が都道府県とすることもあり、それを経由して入手しておるものですから、大変我々として

も時間が掛かっているということであります。

しかし、経営状況をできる限り迅速に把握するため、決算の数字が確定する総会終了後に単位農協の所管行 政府であります都道府県を経由して入手しております。我々としても農林中央金庫に対して、自ら都道府

まして、農林水産省における取りまとめには時間を使っているものと聞いているところでございます。ただ、JAグループとしての経営状況を把握することは重要でありますことを述べる限り迅速に把握することは重要でありますこと

から、農林水産省におきまして、農林中央金庫に対し、自らが個々の農協について経営管理資料を提出するよう指導していくものと聞いています。

二点目の連結の問題でございますが、連結は、先生御案内のように、会計基準上一定の要件を満たすものに適用されるものでございまして、この業界における全体の自己資本比率は法令上算出

が求められているものではございません。私どもいたしましては、各機関のデータに基づきまして、ここで気になることが二つあります。一つは、表題の中央機関と傘下機関の合算の自己資本比率(試算)、正式な数字じゃないということです。二点目は、白ばつの三つ目、農協及び農林中央金庫に関しまして十八事業年度、つまりJA

グループのみが十八事業年度でほかは全部十九年度といふことなんです。ですから、宮園専務理事は四協同機関と同列に扱うべきなのに自分たちが同列に扱つていいなどということなんです。さらには、この数字というのは、やはり資本をいただくということでしたら正式な自己資本比率、連結ベースの自己資本比率を出してしかるべきなのに、こういつた数字が出てきていないということなんです。

○副大臣(近藤基彦君) 今現在、この事業年度の自己資本比率だけをとらえて今出でていないということではありますので、イエスとお答えせざるを得ませんが、それを同列にするべく今我々としてはきつちりした決算書若しくは自己資本比率が出ておりますが、JAグループではないことは、ここはイエスかノーかでお願いします。

○大久保勉君 まずは一点目に関して、農林水産副大臣、近藤副大臣に質問したいと思います。

どうして農林中金グループだけ平成十八年しかないのか。もう十一月になつておりますから、こういった状況で普通の民間法人とは言えないと思ひますよね。すべての銀行はもう四半期決算を出しているような状況なんです。ところが、農林中金グループに関しましては一年半前の数字しか出でこないということはおかしいんじゃないですか。これは副大臣にお願いします。農林水産省の問題です、これは。

○委員長(峰崎直樹君) 追加ありますか。どうですか。

○政府参考人(高橋博君) 今、副大臣からお答えいたしました。が、決算書類の中で求められていることもございましたので、これまで農協に

連結の自己資本比率そのものは、いわゆる通常の連結自己資本の概念とは異なる形で行政省の方でまとめた数字ということです。通常これ

が決算書類の中ではありますけれども、先ほど金融行政省の方からもお答えがございましたように、この連結の自己資本比率そのものは、いわゆる通常の連結自己資本の概念とは異なる形で行政省の方でまとめた数字ということです。

ただ、今回、御指摘のとおりのようなことがございましたものですので、できるだけ早くこれが

できることの大事重要なことがありますので、こういうのは大変重要なことです。ところどころでございます。

○大久保勉君 認識が違うと思います。

昨日も大門委員が述べられましたように、国民の税金をいたぐんですから、きつちりとした財務書類を出す、これが前提なんですね。連結財務書類も出ていないのに、これは行政当局が試算で出したんです。本来でしたら、資金が必要でしたら、自ら連結財務諸表を出して、それで公的資金を下さいと言うべきじゃないですか。

これは質問通告しておりますが、一般論として金融庁に聞きます。参考人、お願いします。

銀行が融資をする場合に、借入人が、私どもは決算書ありません、勝手に金融庁の方で試算を出してください、たしお金はどんどん貸してください、それも通常の融資よりもリスクが高い出資金をお願いします、こういったことを借入人が述べて銀行が融資をしましたら、これは検査上何か問題がありますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 連結会計一般論でございますけれども、連結会計というのは、連結会計基準原則にのつとりまして、例えば実質支配関係五〇%以上の株主を持っている等の場合に会計基準に従つて作成するというのが連結会計でございます。

一方、この協同組織の場合にはそのような形での連結ということではございませんので、法令上そういうものの作成は義務付けられておりませ

んが、私どもいたしましては、そういった中でいろいろな仮定を置きまして、それぞれの金額を合計し、一方で重複する分は差し引くというような最大限の工夫をいたしまして今お示ししているよ

うな数字というのを算出したものでございます。

連結合会計の一般的な性格につきましては何とぞ御理解賜りたいと存じます。

○大久保勉君 今回の趣旨は理解されていないですね。今回は、いわゆるこれまで中央組織だけには公的資金を入れることができました。ところ

が、今回は中央組織経由で傘下の金融機関、つまりJAグループにもお金を出せるということなんです。ですから、そのお金が返つてくるかどうか

かは、中央機関のみならず傘下及び連結ベースで全体の財務内容を把握しないと、いわゆる公的資金の償還可能性が分からんじやないですか。

じゃ、それをもし百歩譲りまして、公的資金を、この資金は傘下のJAに入るものの、この資

金は中央機関に入れるものというのを峻別して勘定分離にしたらある程度は説明できますが、この

点に関して質問したいと思います。これは通告の六です。ここは混亂がないようにもうきつかり言います。どうぞ。

○政府参考人(内藤純一君) 今の委員のお尋ねは、資金を勘定分離するということについてはどう

うかということであつたと思いますが、本法案では、協同組織全体、金融機関全体としての金融仲介機能の発揮の促進を図る観点から、中央機関にあらかじめ国が資本参加する新たな枠組みを設けているところでございます。

この枠組みでは、傘下機関の経営等を熟知して

いる中央機関の資本増強機能、モニタリング機能や蓄積された知見を最大限活用いたしまして、必

要に応じて機動的に傘下機関への資本提供を行え

ることが重要なポイントだと考えております。仮

に、傘下機関の資本増強分をあらかじめ決定を

し、かつその金額を区分された勘定で管理すると

いう場合、傘下機関の経営等を熟知し、独自の資

本増強機能、モニタリング機能を提供している中

央機関が必要に応じて機動的に傘下機関への資本

提供を行うということによって期待される機能が低下するのではないかというふうに考えておりま

す。

なお、いずれにいたしましても、国が中央機関に資本参加した後は、中央機関に対しまして、傘

下金融機関への資本提供の状況等を定期的に報告

させ開示されることによりまして、透明性の確保

を図ることとしているところでございます。

○大久保勉君 非常に、端的に言いましたら、資

金注入時は勘定分離をしないということですね。

つまり、中央機関に一括して渡す。イエスかノー

かで答弁をお願いします。

しいんじやないかと指摘する事項じゃないかと思

います。是非これは検討をお願いします。

ただ、手続につきましては、機能強化方針とい

うものに基づいて判断をしていくということでござります。

Aグループに関する質問を、中川大臣に質問した

いと思います。

前回の質問で申し上げましたように、JAグ

ループだけはいわゆる預金保険法に入つております。

そこで、もし同列に扱うべきだということです

んで、独自に農水産業協同組合貯金保険法とい

うものを作つております。ですから、私は、JA

グループだけは普通の金融機関ではなく特別の信

用秩序、いわゆる預金保険システムをつくつてい

るということです。別扱いにしたいと思いますが、

宮園専務理事は違うとおっしゃっています。

そこで、もし同列に扱うべきだということです

たら、是非ともJAグループの持つています貯金

保険制度を一般の預金保険制度と合併すべきじや

ないかと思いますが、このことに対して、大臣の

見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) まず、入口でございま

すけれども、金融機関による申請といったこと

につきましては、この経営強化方針あるいは協同

組織金融機能強化方針というものを策定をし、提

出をしていただきまして、それが適切であるとい

うふうに認められた場合には国が資本参加をする

という手続でございます。

また、その後、資本参加後、半期ごとに基本的

には当局の方からその方針の進捗状況というもの

を報告をさせまして、当局がフォローアップを

し、その中で問題、先ほど委員御指摘のよう

に何かこの資金を流用するとか、他の目的のため

に流用するような、そういうことがありますれば、

その段階において適切な対応を取るというふうな

ことがこの本法案の枠組みの中で定められている

ところでございます。

○大久保勉君 私は、金融庁らしくないと、こ

の法案は詰まつてないと思います。実際に銀行

が同じような条件で取引先にお金を出そうものな

ら、金融庁の非常に優秀な検査官は、これはおか

しいんじやないかと指摘する事項じゃないかと思

います。是非これは検討をお願いします。

ただ、手続につきましては、機能強化方針とい

うものに基づいて判断をしていくということでござ

ります。

Aグループに関する質問を、中川大臣に質問した

いと思います。

この問題はいいとこ取りなんですね。例えば、

ペイオフとか危機管理に関しては別の制度がある

のに、今回の金融機能強化法に関しては自分たち

を入れてくれないと大変だと。例えば、議事録を読み上げますと、上野理事長は、衆議院の委員会で、今は予防資本注入の必要は感じていないが、金融機関へのセーフティーネットに農林中金が入らないとデメリットが大きいことを理解願いたいと発言されています。でも、ペイオフと危機管理は別枠でわざわざつくつているのに、今回はセーフティーネット上は必要だというのは、これは明らかに矛盾していますよね。

大臣、中川大臣、このことは、少なくとも上野理事は間違いで、農林中央金庫はペイオフ及び危機管理、いわゆるセーフティーネットに関してはちゃんと貯金保険法があるから問題ないという認識でよろしいでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) セーフティーネットと

テイーネット以前の、通常のあるいは健全の金融機関に対しての貸出し強化といいましょうか、中小企業向けの貸出しをより積極的にやっていた。大いに問題でございます。

○大久保勉君　ということは　もうはつきり上野理事長は間違いで、金融機関へのセーフティー・ネットに農林中金が入らないのはデメリットが大きいことを理解願いたいと、是非、大臣の方、まあここは農林副大臣、是非、先輩の上野理事長に、こういうこと、あなたの認識は間違っているということを言つてもらえますか。イエスかノーかでお願いします。

認識がどうなのかということは確認をさせていただいて、間違つていれば正していただきたいと思います。

**○大久保勉君** どうも失礼しました。上野理事は事務次官、元事務次官ですから、近藤副大臣の先生ではありません。済みませんでした。

じゃ、続きまして、もう一つ関連して質問したいのは、どうして貯金保険法と預金保険法がわざいの、

わざ別体系になつてゐるのか、ここなんですか。過去の議事録を見ましたら、どうもJAグループといいますのは、信用事業いわゆる銀行業務、共済業務、これは保険業務、そして経済事業、これはいわゆる物の売買とか、若しくは冠婚葬祭業務、こういつたものを一緒にやつてゐるんだと。ですから、いわゆる預金保険法といいますのは銀行業務、すなわち信用業務のための制度ですから、JAというものはそれをこつちや混ぜにやつていますから一緒にするのはまずいと、こういう認識で二つの法体系をつくつたと説明されてゐたと思います。この認識で間違いないかどうか、もう一度度融通審査に確認したいと思います。どうして二つの法体系になつてゐるか。

JIAグループにおいては、徴収率のとおり、金保険制度ではなく貯金保険制度に加入しているところです。これは農水産業協同組合が信用事業のほか購買、販売、共同施設の設置、共済等の事業を併せ行つております。兼業が禁止されており、一般的な金融機関とは業務の範囲が異なります。

○大久保効君 非常に重要な指摘だと思います。  
つまり、公的資金を入れましても、場合によつては、銀行業務だけではなくて、いわゆる経済事業、いわゆる商社業務とかそういうものを救つてしまふと、だから別にしないといけないというふうに考えられたからでござります。

れた場合に、傘下JAに入れた場合に、場合によつてはこの資金でもつて信用事業のみならず其經濟、経済事業を救うことになるんじやないですか。つまり、経済事業は重要です。物の売買とか、つまり商社業務を行つていますから、公的資金で商社業務を救うんだと。だったら、大手商社が、自分たちも景気が悪くなつたと、是非公的資金を自分たちにくださいと言われた場合にどう

やつて線引きを引くんですか。このことに対しても是非、これは大臣見解、中川大臣の方にどういうふうに理解したらいいか、頭の整理に関して説明願いたいと思います。質問の二の三です。

○國務大臣(中川昭一君) 御承知のように、農協というのは、地域性が非常に強くて、そして農業等々をつながりとしてやっている組織でございまして、営農あるいはまた購買、信用等々を、これは農業を行っていく上である意味では一体のものでございますから、だからこういう形の組織といいましようか、農協ができたわけでござります。しかし、それは農協法に基づいてきちっとされるべきものでございますが、他方、今回のこの金融機能強化法というのでは、あくまでもその農協の一部門である信用部門につきまして中小企業等々に対する支援の仕事である。

に対して使われるための資本比率である。したがつて、おのずからそれ以外のものには使ってはならないということでございまして、それは審査のとき、申出があつた場合のチェックのとき、あるいはその後のフォローアップの中でもきちっと対応していくなければいけないと思つております。

**○大久保勉君** いわゆるこの資金は信用事業にしか使わせないということですね。もしそうでしたら、JAの中に信用事業、経済事業をやつている人、完全に人を分けて、また建物を別にして勘定分離をしておかないと、いわゆる信用事業に使おうと思ったら、実は経済事業の損失を埋めていたと、こういったことになり得ないか、私は疑問です。このことに関して政府参考人の答弁を聞きました。

○政府参考人(内藤純一君) 基本的なことは大臣から御答弁申し上げましたけれども、この農林中央金庫を通じました資本参加ということでござりますが、これを行つた場合に、国は農協に注入された資本が信用事業以外に使用されないよう、厳正に審査、フォローアップをすることいたしましたと考へております。

用されることを防ぐ措置としまして今考えておりま  
すのは、農林中金が作成、提出いたします協同組  
織金融機能強化方針におきまして、農協に注入さ  
れた資本が信用事業以外に使用されないための  
審査・監督体制の記載を求めまして、国がこれに  
対して厳格に審査をいたしました。資本注入後は、  
農林中金の審査・監督体制を継続的にモニターを  
いたしまして、必要があれば、農林中央金庫に対  
して農協等に対する改善のための措置をとるよう  
命令をする等のフォローアップを適切に実施をし  
ていくということを考えているところでございま  
す。

○大久保勉君 ここは農林水産省の政府参考人に  
聞きたいんですが、実際のJAの業務に関しま  
て、信用事業とその他の事業というものは分けるこ  
とはございません。特に信用事業については、

業の担当者か、分けることはできるんですか。また、建物に関しましても。

○政府参考人(高橋博君) 農協の事業の区分でござりますけれども、農協につきましては、農業協同組合法第十一条の六の規定によりまして、信田事業とそれ以外との事業をこれ区分して経理するものとされているところでございます。

したがいまして、信用事業、いわゆる金融業務、関係とその他の事業については、今申し上げましたような形で財務諸表等においても区分をして経理を

理をするという形になつております。  
また、金融業務等の遂行につきましては、一般の金融業務と同様の監督という形でこれについても厳正に管理をしているところでございます。  
**○大久保勉君** 資料の一に付いています農協、公用事業協同組合連合会及び農林中金のいわゆる自己資本、この数字の計算には、いわゆるJAといいますのは信用事業のみでありまして、すべて経

済事業とか共済事業は除いた数字になつていています

か。

金融庁、お願いします。いわゆる勘定分離して

いたら完全に分離されているはずでしょう。

○政府参考人(三國谷勝範君) そういうものを

除いてはおりません。

○大久保勉君 そういうことなんですよ。つまり、法律上は、若しくは立て付けとしては分離されていると言つて、実際に提出願っていますこういったものは分離されていますんし、じゃ、ちなみにもう少し詳しく聞きましょうか。

ページ、二ページ、三ページ、JAグループの連結財務諸表、いわゆるBS、PLがありますが、これも経済事業と共済事業は一切入つていな

いと言えますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) そういうものも入つております。

○大久保勉君 入つているんですね。といいますと、今回、金融機能強化法に従つて公的資金を入れましたら、いつの間にかこの数字の中に経済事業が入つていますから、経済事業に使われる可能性があるんじゃないですか。

そもそも傘下のJAがおかしくなりますのは、実は経済事業なんです。信用事業で利益を上げ、そして共済事業でも若干利益を上げていますが、経済事業で大きな赤字です。こういうふうな構造になっていますから、そもそも私は分離はできないと思うんです。

農水省政府参考人、もう一度、どうやつて管理しているか、言つてください。

○政府参考人(高橋博君) まず、今御指摘の資料につきましては、先ほど来申し上げておられますように、今、現実に必要とされております法律上義務化されております資料とは異なつた一定の試算の基に金融庁さんの方で作成されたものというふうに理解しております。これについては、農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会、それから単協全部をトータルにまとめたものというふうに理解をしております。

今御指摘のお話は、それぞれのJAにおいてどのようにきちんと管理をされているかということ

でございます。個々の農協が法人として事業経理をどのようにしているかということにつきましては、先ほど申し上げましたように信用事業とその

他事業を区分して経理をするというふうにさせていただいておるところでございます。

特に、資本の面でのいわゆる共通性ということを委員御指摘だと思いますけれども、先ほど金融

府の方からも御指導ございました農林中央金庫を通じました指導を行うに際しましては、この資本注入に際しまして、特にこの資本について、信

用事業以外の資産、信用事業資産とのバランス、それから信用事業以外の損失によります自己資本の減少の際の処理等々についてもきちんと農林中央金庫に対し指導してまいりたいというふうに思つております。

○大久保勉君 私は非常にがつかりしています。それは間違つた答弁じゃないかと思います。

この財政金融委員会を始めるに当たりまして資料請求をしました。つまり、連結財務書類が出てこないとの法案審議はできませんよと。で、約束をしてこの書類をいただきました。読み上げま

す。金融庁、農林水産省、厚生労働省、財政金融委員会理事会提出資料ということになつていま

す。ですから、農水省も関与したんだでしょう、またこの数字が間違つていてるということでしょう、さつきの答弁でしたら。信用事業以外のところが入つているから、この数字は信頼できないから法案審議できないですよ。いつたんこれを、委員会を止めたいと思いますが。

○委員長(峰崎直樹君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

中川大臣、よろしいですか。私の考え方をおかしいですか。大臣の御所見を伺いたいと思います。

速記止めましょうか。——大丈夫ですか。

○政府参考人(高橋博君) 先ほどの委員御指摘の資料でございますけれども、当然のことながら、私どもと金融庁それから厚生労働省さんと三省の連名でお出しさせていただいているわけでございまして、私ども農水省が関係していないというよう

うな御理解でございましたら、これは私の発言が間違つていたということでございます。

それから、お出ししておりますこの資料の例えば三ページでございますけれども、経常収益、経常費用の欄を見ていただければお分かりになりますように、当省から、他事業収益、その他収益、あるいは他事業費用、事業管理費という形で基本的にこの部分については一定の仮定を置いた上で総トータルの通算の資料を出させていただいているところでございます。

○大久保勉君 金融庁さん、最後のチャンスですが、この自己資本比率は、少なくとも信用事業、JAの信用事業と農林中央金及び県信連の信用事業で作るべきと理解したんですね。そうしないと公共の資金が別の用途に行きますよね。ということは、この資料というのは使えないということでおもう一度再提出願えますか。それまでは質問できませんが、どう思いますか。

○大久保勉君 大臣、一つ提案します。だつた

る、この法律で農林中央金を外して、まず通しますようよ。中小企業対策必要だと私は思いますから。そして、ちゃんとした数字が出た段階で修正協議をしましよう。そつちの方がはつきりしていますね。是非お約束してくださいよ。

○國務大臣(中川昭一君) これが不十分だから協議をしません。まだ大久保委員の方に

いつ最初から農林中央金を外すというのもいかがなものかなというふうに思います。そういう意味で、また事務当局の方でもよく知恵を絞つて、そしてまた当委員会あるいはまた大久保委員の方に

協議をしていただかなければいけません。

○政府参考人(三國谷勝範君) こういったた中央機関と傘下機関の合算した資料というものは、これまでそういうふたものはないわけでございますけれども、私どもといたしましては、これまでのいろんなデータに基づきまして最大限の努力をいたしましたが、そういう形でこのようないふた資料を計算させていただいたものでございます。

既存のデータの中での最大限の措置でございまして、今農水省さんからお答えしましたように、できる限りのそういう区別等を行ひながら提出させていただいたものであることを御理解いたただいたものでございます。

○大久保勉君 少なくともこういったデータができないと存じます。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ただいまの大久保委員の質問に対する政府委員若しくは副大臣の方で答弁ございましたら答弁を聞いてください。

ないですか。ですから、当然ながらこういった作業ができるまではJAグループは排除する、これが筋じやないでしょうか。

中川大臣、よろしいですか。私の考え方をおかしいですか。大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 仮に農林中金が資本を受け入れたいという要請があつて、そしてチェックをした上で問題なしということで資本を注入をして、そしてその結果、後になつてチェックをしてみたら経済事業その他に行つていたということになりますと、この法の趣旨と全く違うことになりますから、そういうことはあつてはなりませんし、あつたときには我々としては、適正なというか厳正な対応をしなければいけないということは当然のことです。

○大久保勉君 もう最後になりますが、僕は国会軽視甚だしいと思いますよ。すべて書類は出てきていない、法律の立て付けもしっかりとしていなければ、取りあえずは承認してください、国会で議決してください、あとは私たちがやりますと。だったら、立法府がなくともいいんじゃないですか。

私はこういつた議論はしたくないです。取りあえず、いつたん質問を打ち切りたいと思います。

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

〔速記中止〕

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。  
○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(高橋博君) お答えさせていただき

ます。  
まず、現行の金融機能強化法におきましての農協系統金融機関の取扱いでございますけれども、基本的に、現行の制度における対象には農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会、これはきちんと位置付けられているということでございま

す。  
今回新たに、いわゆる系統金融機関の中央機関にあらかじめ注入する方式に基づきまして、傘下の信農連あるいは農協等に新しく注入するシステムを今回設けさせていただきたいというのが今回

の改正案の骨子だというふうに理解をしております。

その際、先ほど委員御指摘の農協等につきましては、基本的な資料につきまして都道府県の審査の過程を経て私ども入手をしているということがございましたので、他の金融機関、協同組合金融機関と異なりまして事業年度、年ずれておりますが、これは早急に私どもの方で取りまとめるべく、至急これは作つてまいりたいというふうに思つております。

それからさらに、他事業との関係でございますけれども、他事業との関係につきましては、いわゆる個々の農業協同組合そのものが、先ほど来申し上げておりますように、法律に基づきまして、信用事業とその他事業との間できちんと区分経理を行うということが法律上求められております。

そのような形で個々の農協は経理を実施しているものでございます。  
そういうことでござりますので、今回この法律に基づきまして資本注入をする際ににおいては、当

ないことながら法律の趣旨から他事業に流用されないようになりますので、先ほど申し上げましたように、例えば資本のところと資産との関係について、他事業に流用することがない

ような形での指導監督というのをきちんと農林中央金庫を通じて方針等に書かせ、それについてきちんと検証できる形で指導するということでございます。

○大久保勉君 同じことを繰り返しになつてゐる

と思うんですね。私が知りたかったのは、少なくとも、資料提出時、資料をいただきましたが、こういったものに関してはJAの中でいわゆる

JAグループに關しましてはJAの中でござい

ます。  
門と連合審査をしまして、農水大臣も含めまして、農林大臣及び金融担当大臣両方の観点で議論をすべきだと思うんです。本当の、普通の銀行でしたら、もう金融庁だけが管轄する金融機関にしめた方がより分かりやすいと思うんです。その上で初めて金融機能強化法の資本の直入ができると思うんです。  
ですから、基本的なことが全く整理されていないと思いますから、是非とも農林中金に関しましては集中審議かつ連合審査という形でお願いできればと思います。委員長にお願いしたいと思います。

そこで、質問を続けてください。  
○委員長(峰崎直樹君) ただいまの大久保勉委員の提言については、後刻理事会で協議し、決定することにいたします。  
○大久保勉君 JAグループに關しましてはあと十問近く質問がありましたが、これは次の機会に譲るとしまして、金融機能強化法に関する一般的な質問をしたいと思います。  
では、一の一に戻りまして、まず、政府が購入するのはどのような証券かというのを確認したいと思います。  
金融機能強化法で国が資本出資しますが、その場合にどういうふうな方法かということです。具体的には、普通株式なのか、それとも優先株なのか、劣後債の購入なのか、こういったことに関しても質問したいと思います。  
また、銀行にとりましてはこれはティア1キャピタルなのかティア2キャピタルなのか、この点に関して質問したいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。  
本法案に基づきまして国が資本参加する場合の資本の種類でございますが、現行の金融機能強化法と同様に考えておりまして、銀行につきましてはガバナンスの確保を確実に図る観点から株式に限ることとしておりまして、具体的には、議決権が制限された優先株式を基本としつつ、自己資本比率が基準値未満の場合には、更に国によるガバナンスを強化する観点から普通株式も可能とする

こととしているほか、協同組織金融機関につきましては、法律上、会員以外からの資本調達の手段は優先出資や劣後ローンに限られておりますので、これらによる資本参加をするということとしております。

さらに、ティア1資本になるかどうかということもございますが、銀行につきましても協同組織金融機関につきまして、劣後ローンという場合にはティア2という位置付けになりますが、優先株式あるいは優先出資という場合にはティア1という位置付けにならうかと考えております。

○大久保勉君 続きまして、今回の国資本参加に関しまして、場合によっては経営責任を問うという条項が入りました。一般的の金融機関の方と話をしてましたら、ここが非常に心配だと。できたら、自分たちが資本参加を求める場合にいわゆる経営責任を問われるか問われないか事前に知るよろしくお願いします。  
○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。  
このことに関して、実際のところどのようであるか、これは非常に大きい問題ですから、中川大臣の方に質問したいと思います。  
○国務大臣(中川昭一君) 経営責任を資本注入されるは申請時に問うか問わないかというのは、これは非常に大きな問題ですか、中川大臣の方に質問したいと思います。

それから、経営責任を問われるおそれがあつた場合に、優先株の買入れ消却を行つて公的資本を完全に返済すれば、この場合には金融機能強化法上の監督の対象からは外れるということでござります。

○大久保勉君 最初の質問の方をもう一回確認しますが、でしたら、金融機関の方が資本参加を求めたい、ただし条件があつて、経営責任を問われないという条件だつたら資本参加をお願いしたいと、こういうふうな応募があつたらどうされますか。これは政府参考人でも結構ですから。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。改正案では、この制度の枠組みといたしまして、経営強化計画というものを出していただきて、それについて適切なプロセスの中で審査をしていくという建前になつておりますので、あらかじめ何か与件を与えるというようなことは予定をしておりません。

例えば、ございますが、自己資本比率が基準値未満の金融機関が申請を行つたというような審査を行い、スクリーニングするというような制度になつております。

このため、経営責任の明確化が必要となるか否かにつきましては、資本参加に係る審査過程の中で判断されるべきものというふうに考えております。

○大久保勉君 最後の質問に行きますが、例えれば自己資本比率四%を要求されます国内行に関しまして、現実問題として中小企業に融資をしようとした場合に、その銀行が自ら資本比率が四%以下、例えば二%でしたら、資本をもらいましても最初の二%は貸出しに一切回らないと思います。恐らく二%のところが六%とか八%になるだけの資本をもらった場合には、中小企業貸出しに回つていくと思います。

今回の法律は、中小企業融資をする目的であり

ましたら、じゃ、国内行に対しても何%になるぐらい自己資本を増強させるのか、また、国際行に完全に返済すれば、この場合には金融機能強化法上の監督の対象からは外れるということでござります。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

改訂案では、地域における円滑な金融機能の発揮のために金融機関がより適切、積極的なリスクテークを行うことが可能となるとともに、今後金融市場の激変な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤が安定し円滑な金融機能が発揮されるために十分な額を確保する必要があるというふうに考えております。

しかしながら、自己資本の具体的な目標水準につきましては、金融機関が展開あるいは再構築していくビジネスモデル、あるいはまた金融仲介機能の発揮の程度などによりまして、必要となる自己資本の水準が様々になろうかと、異なつてくるというふうに思われますところから、一概に申し上げられないという点を御理解いただきたいと思います。

○大久保勉君 終わります。

○櫻井充君 民主党の櫻井でございます。

久しぶりに財政金融委員会で質問させていただきますが、御配慮いただきました峰崎委員長、それから与野党の理事の皆さん、委員の皆さんに感謝申しあげます。

冒頭、ちょっと関係ないところで大変、通告し

てなくて恐縮なんですが、二階大臣は医者にモラルが欠如している、それから昨日は、麻生総理が医者は社会的常識に欠けるというような発言をされておりまして、私は麻生大臣の方がよほど社会的常識に欠けているんじゃないかと思いますが、中川大臣は医者というのは社会的常識に欠けていると思うですか。

○國務大臣(中川昭一君) 私は、櫻井委員を見ておりましても、決して欠けているとは思つております。

○櫻井充君 ありがとうございます。本当に、現場で頑張つてやつていらっしゃる医者がいて、あいう発言をされるというのはとても悲しいことだと思います。

中川大臣とはクロイツフェルト・ヤコブ病との間に一緒に仕事をさせていただいて、僕は、中川大臣がいらっしゃつたからこそあの問題が解決できたと思って本当に感謝申し上げております。今日はお願いがございますが、是非、役所の答弁にとらわれず、答弁書にとらわれず、実態を今日はきちんとお話をさせていただきたいと思つておりますので、大臣としての御答弁をお願いしたいと、そう思つております。

地域金融の前に、ちょっとだけIMFに対しても十兆円の出資に対してお伺いさせていただきたいと思いますが、これは事務局でも結構ござりますけれども、この十兆円の原資は一体何になるんでしょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 今回、我が国から提案いたしました最大一千億ドルのIMFへの融資、貸付けの原資は外貨準備を想定しております。

○櫻井充君 外貨準備とおっしゃいますが、外国為替特別会計によると、まず「外国為替資金の運営」、七十六条のところに、確かに加盟措置法第十一條第二項に規定する貸付けに充てることがであります。その後でこの十一條二項を見ると書いてあります。その後でこの十一條二項を見てみると、結果的には、外國為替資金特別会計の負担において、日本銀行に対し当該貸付けに係る債権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けができるということになつていて、原資は結果的にはこれは日銀から出ることになるんではないですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 今お話のありました加盟措置法の十一條の規定は、我が国とIMFの間の取引全般に係る一般的な規定でございません。

我が国は、今回の融資提案のほかに、一般的に、我が国の外貨準備を利用して、あるいはIMFへの出資を利用したIMFとの取引を様々行つております。例えば、ある国が国際収支困難に行つたときに、IMFからの貸付けが行われる際、そのIMFが我が国に對して資金を融通するよう要請する。その場合は、我が国が拠出してくる基金通貨代用証券といいます一種の円の国債を現金化してそれに充てることになります。

したがつて、IMFとの関係では自國通貨、すなわち円を使った債権というのがこういう場合発生するわけですが、この債権を外國為替資金特別会計の資金繰り上、日本銀行に譲り渡すこともできるよう要請する。その場合は、我が国が拠出してくるという規定でございます。

○櫻井充君 今局長が御答弁されたのは十一條の一項の五に関して、「その他国際通貨基金協定に基づく取引」の中であつて、貸付けは別条項になつているんじやないですか。貸付けは十一條の二項であつて、今のところは十一條一項の五であります。十一條の二項は、もう一度申し上げますが、外國為替資金特別会計の負担において、日本銀行に対し当該貸付けに係る債権を譲り渡しと、こう書いてあるわけですから、今の答弁とは違つんじゃないですか。

これは国際通貨基金協定の不足通貨の補充の場合の一項五号を受けた規定でございますが、こうしてGAB、NABあるいは今回の提案によりますたGAB、NABの二項は、もう一度申し上げますが、外國為替資金特別会計の負担において、日本銀行に對し当該貸付けに係る債権を譲り渡しと、こう書いてあるわけですから、今の答弁とは違つんじゃないですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 御指摘のとおり、本書いてあるわけですから、今の答弁とは違つんじゃないですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) これについては、GAB、NABの二項は、もう一度申し上げますが、外國為替資金特別会計の負担において、日本銀行に對し当該貸付けに係る債権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けができるということになつていて、原資は結果的にはこれは日銀から出ることになるんではないですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 今お話のありました加盟措置法の十一條の規定は、我が国とIMFの間の取引全般に係る一般的な規定でございません。

我が国は、今回の融資提案のほかに、一般的に、我が国の外貨準備を利用して、あるいはIMFへの出資を利用したIMFとの取引を様々行つてゐるわけです。

その際、もしもそれがドルやユーロへの転換が行われないで円貨として債権がIMFに対しても

残った場合には、これを日本銀行に対し譲り渡すことができるという規定になつております。  
○櫻井充君 済みません、その規定は何条に記されているものなんでしょうか。後でもう一度ちょっと法律を調べてみたいと思いますが、私が調べた範囲では、出資できるというところは、特会の運用のところの七十六条の六項に規定されてる以外見当たらないんですけれども。

○政府参考人(玉木林太郎君) 失礼しました。

今、七十六条の六項に貸付けに充てることができるという規定がございまして、これが加盟措置法第十二条二項に規定する貸付けに充てるができるということでございます。

○櫻井充君 ですから、ちょっとと局長、僕、勘違いしていると思いますよ。もう一度申し上げますのが、根拠法はこれしかないんですよ。そして、その根拠法に基づいて、今度は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の中の十二条二項に今度は規定されるわけですね。いいですか。

○委員長(峰崎直樹君) 大丈夫ですか。ちょっとと速記止めましょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 整理して御説明いたします。

六項で、七十六条の第六項で、加盟措置法の一条二項に規定する貸付けに充てることができる二項がどう規定されておりますかといいますと、この二項がどう規定されると、財務大臣は、前項第五号の規定により、貸付けを行つた場合と、こういうふうに書いてありますので、この貸付けというのが七十六条六項の貸付けに当たるということでございます。

○櫻井充君 これは、十二条の一の五のところの

取引で行つた場合にはと書いてありますよね、まして行つた場合には、日本銀行に対して譲渡し、これができるということは、日本銀行にこういいうことを一切しなくてもできるというふうにこれを読むんですか、この法律は。

○政府参考人(玉木林太郎君) 特別会計法七十六条の二項、ここに規定する貸付けというのは、実は加盟措置法の方で貸付けという言葉が出てくるのは十二条二項のところでございますので、ただし、この二項における貸付けはなぜ可能かといえれば、第一項第五号のその他国際通貨基金協定に基づく取引、この一部を成すからでございます。

したがつて、七十六条、特別会計法の七十六条六項で言つてある貸付けに充てることができるというの、国際通貨基金協定第七条第一項の貸付取引、そしてそれを受けた第二項の貸付けと、こら六項で言つてある貸付けに充てることができるども、第一項第五号のその他の国際通貨基金協定に基づく取引、この一部を成すからでございます。

○櫻井充君 ちょっととかなり分かりにくい法律文になつておりますので、後でまたちょっと詳しく議論させていただきたいと、時間がないのでそうさせさせていただきたいと思います。

今回、大臣、日本は十兆円貸し付けることになりました。この場合、貸付けをするということはそれなりのリスクがあるわけですから、もし仮にこれが返済不能になったような場合には、これの穴埋めは今の答弁ですと外為特会のところからするということになるんですね。

○國務大臣(中川昭一君) まず、この前のG20、ワシントン首脳会合におきまして麻生総理から、IMFの活動への期待と、そして資金がありますけれども、仮にその資金が足りなくなるというようなことがあれば日本としては外貨準備の中から一千億ドルを提供する用意があります、これは日本だけではなくて是非賛同するほかの国も参加していますので、この貸付けというのが七十六条六項の貸付けに当たるということでございます。

側は資本ショートに陥っちゃつたとかいうと、これはもう世界の金融の本当に最終段階みたいなことになるわけでございますので、IMFに対する提案を行つてあるわけでございます。

○櫻井充君 リスクがないということは、ちょっとあり得ないことなのではないかというふうにも考えられるわけです。

つまり、なぜかとすると、例えば日本なら日本の場合、金融システム維持のために、まあ十年ぐらい前になりますが、公的資金を随分注入いたしましたけれども、銀行に対して注入したもののはまだその損益が確定しておりませんが、ほかの債権の処理であるとか、様々な流動性を担保するためには使つた公的資金は相当焦げ付いているわけですね。後で質問させていただきますが、例えば中小企業に対する特別保証制度などは二兆数千億円たしか損失が出ているはずです。いや、あれが悪いと言つてはいるわけではなくてですね。

つまり、そういう点からすると、IMFが抛出していくところが必ずしもそのリスクがないところだけに限定してやつた場合には、今度は流動性を、本当に国際的な流動性を担保できるかというと、そういうことはならないんじゃないだろうかというふうに私は思うんですね。

そういう点でいうと、その前提の置き方がちょっと僕は問題があるんじゃないかといふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) まず、IMFが各国の中央銀行に対して一定のルールに基づいて資金を提供する。何で提供するかといえば、その国の金融システムに対しての支援ということになるわけでございます。そして、我々は必要があればIMFに対して資金を提供するということと、IMFと日本が貸し付けたこの資金の信用性のリスクといふものは、私はIMFに対しての融資提供そのも

のについてはリスクがないと。その先どうなるかというのはそれはIMFの判断でございますけれども、IMFに対しての資金に対してはリスクはないという判断でこのスキームを考えているわけでございます。

○櫻井充君 通常の状態であれば僕はそれでいいと思います。

つまり、今でも日本は二兆円の出資をしていて、たしか全部で基金は二十兆円あるかと思います。ですから、そのことについてはそのとおりでいいと思いますが、百年に一度あるかないかの金融危機の中でそういうことの積み増しが必要である、それから、これは日本一国ではなくてほかの国にも呼びかけるということは、通常の状態と想定されることとは僕は違うんじやないかというふうに思つてゐるんですよ。

じゃ、逆にもう一つお伺いしておきたいのは、IMFにお金をじや積み立てなければいけないというその根拠は一体なんですか。つまり、IMFがどういうところにお金を使うであろうから、何を想定して日本政府とすれば十兆円の貸付けを行うという声明を行つたのでしょうか。つまり、IMFがどういうところにお金を使うであろうから、何を想定して日本政府とすれば十兆円の貸付けを行うという声明を行つたのでしょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 先ほど大臣から答弁申し上げましたように、IMFからその加盟国、国際収支困難に対して行つた支援と、我々が今回提案しましたような融資、すなわちIMFの一般資金勘定に対する貸付けは区別されるべきだろうと思つております。

まず第一に、貸付けの方でございますが、それが、加盟国への貸付けが履行遅滞に陥つた例はござります。ただし、IMFの貸付債権自体は、例えば二国間の公的債権に対して優先的に弁済されるというこれは国際的なルールになつております。そして、我々は必要があればIMFに対して、国際的な公的機関の貸付けの中で最も安全性の高いものでございます。最終的な返済というものが基本的には担保されていること、そして融資に伴うリスクについて、十分慎重な財務の健全性の確保ということについての、IMFの財務の健全性の確保についての国際的な合意



今まさに世界的にも日本も大事な時期でござりますから、小泉総理のやられたい面と、そしてまた反省というか、我々が参考にして少し変えていかなければいけない部分とをよく分析をしながらやつていかなければいけないというふうに思つております。

回、ノーベル経済学賞に新自由主義を否定されることは、やはり新自由主義ということの限界がこれは世界で露呈したことはないんだろうか、この日本でも同じようなことが言えるんではないのかな識はいかがでございましょうか。

○国務大臣(中川昭一君) そうですね、今まで新古典主義でずっとブッシュ政権が来て、多分、竹中路線というものもその流れの中でやつてこられたんだろうと、経済的に言えばですね。ただ、これが日本では二十年間ずっと余りばっ

○櫻井充君 そうすると、ある程度の規制なり、それから僕はばらまきとは思つておりませんで、財政出動は必要だと思つております。ただし、今回のああいう形で給付するのはばらまきだと思つも、ここに来て、二〇〇一年のエントロン事件、そして今回、昨年からのこの世界金融危機という状況になつたときに、これクルーゲマン教授でなくとも、今回のG20においても市場至上主義あるいは市場原理主義ということでは決して良くないんだだということはコンセンサスになつたわけでございます。

ておりますし、税金を使った大いなる買収行為じやないのかなというふうにも思つたりするんですが。

この十年間の金融行政を見ていて、大臣、僕は幾つか間違っていた点があると思つてゐるんです。その一つは何かと云うと、金融機関が健全になりさえすれば今度は融資が進んでいくという、

そういう前提に立つて金融機関の健全性だけを強く求めしてきた。しかし、その結果どうなつていつたかというと、中小企業に対しても十分な融資がこれまで行われてきたかというと、そうではなかつたような感じがしているんですけども、その点については大臣、いかがですか。

ブル崩壊の後、金融機関が大変厳しい状況になります。その結果、貸出先もその先で非常に大きな影響を受けたということになります。これが現在まである意味では続いていると私は思います。

これをある経済関係の方はバランスシート不況と、こう言っているわけでありますけれども、バランスシートをいかにきれいにしても、あるいは金利が世界で先進国の中でも一番低くなつても、貸出しがなかなか増えない、あるいは借りようとしてない。まあ、貸してくれないと借りようとしてないというの、多分私は両方あるんだろうと思つておりますけれども。

なぜそうかというと、これは大恐慌のときもそ

然金融機関の事情で徹底的にもう返せ返せといつて搾られに搾られた人は、もうなかなか、幾ら全利益が下がつても、あるいはまた新規に資金が必要の必要性が出てきても、なかなか借りる気にならないというのがこれは大恐慌としてまた今回の九〇年代のあの一連の出来事の反省だろうと。何ですか、トラウマと言つていいいんでしょうね、だそうでございます。

そういう意味で、金融機関の方のバランスシートも大分きれいになりましたけれども、借りる方も非常に、もう一度とあんな苦しみは経験したくない、貸す方も慎重に慎重になつていて。そして経済全体が非常に力のない状況に今なつてきてるわけでありますから、だからこそこの法案を一日も早く成立をさせていただきたい、そして一定

る、資本注入をするではありませんと、健全な金融機関により資本を注入することによって、そして中小企業等への貸出しをより積極的にやつてくださいという趣旨でこの法案を御審議をいたしましたが、これは正直申し上げまして、櫻井委員ですかねでも政省が参議院で成立させていただいた後でも政令の作業もございましたし、これはもう急ぎ急ぎと、今日もハッパを掛けたところでありますけれども、できるだけ我々も行政として早くさしていただきますけれども、本当にこれは年越し対策に間に合うよう何としてもやつていかなければいけないということを是非、良識ある櫻井先生、先生つて、お医者さんの先生じゃなくて、櫻井議員に御理解をいただきたいと思います。

○櫻井充君 お褒めの言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。

今借りたくないというお話をありました、資料の二枚目を見ていただきたいんです。これは要するに日銀とか金融庁が調査をしていないようなもつと小規模の事業者でございまして、そのの左から二番目の資金繰りを見ていたら、これが、だんだんまた悪くなつてしまして、平成二十一年の八月はD-Iが六四・二ということになつています。これはもう完全な暴風雨、土砂降り状態となり、借りたくないわけではありませんで、借りたいけど貸してもらえないんです。

時間がないので、ちょっと大臣ここは大事なことなんですが、これまで何が悪かったのかといふと、金融検査マニユアルが僕は絶対に悪かつたと思っております。なぜ金融検査マニユアルが悪かつたのかというと、例えば不良債権になる要件

るの審査の下で、何も借りることは危ないから借りないと、資本注入をするではありませんと、健全な金融機関により資本を注入することによって、そして中小企業等への貸出しをより積極的にやつてくださいという趣旨でこの法案を御審議をいただき、これは正直申し上げまして、櫻井委員ですかねと言ふとほかの委員の方に怒られるかも知れませんけれども、御地元の宮城県であろうが北海道であろうが、年越しの資金をどうするかという状況に今入つてきているわけでございまして、仮に法案が参議院で成立させていただいた後でも政省令の作業もございますし、これはもう急げ急げと今日もハッパを掛けたところでありますけれども、できるだけ我々も行政として早くさしていただきますがけれども、本当にこれは年越し対策に間に合うようにはやつていかなければいけないということを是非、良識ある櫻井先生、先生生つて、お医者さんの先生じゃなくて、櫻井議員に御理解をいただきたいと思います。

するに刀鋸とか金隔尺が調査をしていないような  
もつと小規模の事業者でございまして、その左  
から二番目の資金繰りを見ていただきたいんです  
が、だんだんまた悪くなってきてまして、平成二十  
年の八月はD-Iが六四・二ということになつてい  
ます。これはもう完全な暴風雨、土砂降り状態だ  
と。こういうふうにしないとい分からぬからとい  
うことで商工会の方々がこういうのを作つていて  
らつしやるんですが、これを見てお分かりのとお

り 借りたくないわけではありませんで 借りた  
いけど貸してもらえないんです。

が中小企業には全く当たらなかつたからです。例えは、やつと變えてもらいましたけど、やつと変えてもらいましたが、条件変更した、条件緩和で、た債権まで全部要管理先に位置付けられたわけですが、一番最初は、私の感覺で言うと、済みませぬん、医者の感覺で申し上げれば、条件変更すると、いうことは治療したわけですよ。だって、払えないとから大変だから、じや今まで月々五十万の支払を十万なら払えるから、それならそうしてくれと、いつたら、資金繰りが良くなつて、いるわけです。それなのに、それを不良債権に格下げすることそのものが僕はおかしかつたと思っていますよ。ですから、どういうことが起つて、いるかといふと、萎縮医療という今言葉あります、萎縮金融、本当にだつたら貸したいけれども貸せないような状態が僕は長く続いてきたんじやないのかなと、そういう感じがして、います。

ですから、そういう点でいうと、この金融検査マニユアルそのものの、自体を抜本的に改めないと、今回のことだけではなくて、不良債権の定義等も含めて是非もう一度見直していただきたいと思うんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) 今、櫻井委員から非常にいい例えを伺いました。お医者さんに例えて言ふと、治療したことになつたと、治療するするとますます病気の度合いが悪くなりますよみたいな仕分に今までになつて、いたわけですね。それは全くおかしい話で、今回そういうふうにしないようにということを通達を、変わらないんだといった通達を全国に徹底的に文書を出させました。ほかにもいろいろあるだろうと思うんです。特にこういうときですから、とにかく四%だとかバランスシートがどうだとか資産状況がどうだとか、何か減点をして、それでもつて駄目だと。これ、金融機関が貸そつと思って後ろで、マニユアルなり何なりでもつて後から金融機関が金融監督の中でやられるということは、今の事態では、もちろん野方図もいけませんけれども、あつものに徹

りてなますを吹いているような状況を、今こそ適切に資金が回っていくようになるということは、確かに今だからこそますます重要な思いでありますので、これに限らず私が判断して必要であればどんどん変えていきたいと思いますし、またそのためには、私も目安箱あるいはまたいろんな方々のお話を伺っておりますが、また櫻井委員始め当委員会の先生方からも貴重な御意見をいただければというふうに思います。

○櫻井充君 今大臣から御答弁があつたとおり、やつと今年の十一月七日になつてから局長通知で各銀行協会に、こういう内容の、要するに条件緩和を行なうことは借り手企業の資金繰り、経営改善に資するばかりでなくと、つまり良くなるんだと思つておられただけた。ですから、

今までこの何年間かずつとこの問題やり続けてきたんですが、それまでの認識をやつと変えていただけた。だから、変わつてくる可能性はあると思つておられるんです。

ところが、役所が幾ら方向転換をして、昨日、ちよつと新潟に用事があつて行つてまいりましたが、その新潟の中小企業の社長さんも、こういうふうに制度が変わつたと言つても、とても信じられない、銀行がそんなことをしてくれるはずがないと。つまり、そういうことなんです。それから、仙台の商工會議所などと話をした際に、こ

ういうふうに変わつたという話をしたら、経営全計画が書けないと。つまり、そういうレベルにないわけですよ。ですが、役所の人たちは、

例えばBバイCだつて何だつて、一にしなきやい難しいという人たちがいっぱいいるわけですよ。

そうすると、時間がないのでここはちよつとお願ひなんですが、まず無条件に条件変更したもの

についていつたら、条件変更そのものを認めていたときたい。先ほど大臣は、年末の資金繰りがと

いう話がありましたが、例えば徳政令を出してい

ただいて、今のところ苦しい時期は金利だけ払つていればいいんだと、元金の返済に関してはもう一時猶予しますと、そのぐらいの大胆なことを言つちやつたつていいんじやないかと。

これは、銀行の関係者と話をしても、金利さえ払つてもらつていれば自分たちは痛まないから、

むしろ、今元金の返済まで求め、不良債権だと

いつて切り捨てて、そしてつぶれていくよりはよほどいいんだというような人たちの声が圧倒的で

すから、法案を通すことも重要なことですよ。しかし一方で、こういう制度を変えるということはお金・円も掛かりませんから、是非何とかして

ただきたいなと、そう思いますが。

○櫻井充君 済みません。時間がないのであと一、二点

ちよつとお願ひをして、その感想を最後お伺いしたいと思いますが。

もう一つは、僕は特別信用保証制度、いいと思

うんですよ。ただ、特別信用保証制度で例えば今

まで七千万借りていた人が八千万まで借りられる

ようになつた、これはこれでいいことだと思いますが、今度は元金の返済も入れるとどうかとい

うふうに制度が変わつたと、せつかく金融庁がこういう制度をつくったとしても、周知徹底されていないと、やつと制度をつくつたと

しても何の意味も成さないんじやないのかなと、

そういうふうに思つております。

ですから、できる限りのことをやつしていくとすれば、そいつた努力もするべきではないのかな

といふうに思いますが、大臣としていかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、最後の点につきましては、我々としては中小企業庁の信用保証の

ところも含めまして徹底的に下まで下ろしたつもりでございます。そうすれば、業界ごとではなく

地元の商工會議所なり商工会なり、あるいは地元の金融機関なり信用保証協会から横に広がつていくということで私はある程度広がるのか

なと思っておられたわけありますけれども、各ト

ラック業界とか何とか業界の皆様方が御存じない

ことですよ、新規事業やりたいと思つてもできな

い人たちいっぱいいますから。しかし、もつと重

いのは現在抱えている債務ですから、そのことに

対して、やはりもうちよつと僕は今のようなリスクをもつと積極的に行なうようなことを政府として

ただいて、今のところ苦しい時期は金利だけ払つていればいいんだと、元金の返済に関してはもう

一時猶予しますと、そのぐらいの大胆なことを言つちやつたつていいんじやないかと。

これらは、銀行の関係者と話をしても、金利さえ

払つてもらつていれば自分たちは痛まないから、

むしろ、今元金の返済まで求め、不良債権だと

いつて切り捨てて、そしてつぶれていくよりはよ

ほどいいんだというような人たちの声が圧倒的で

すから、法案を通することも重要なことですよ。しかし一方で、こういう制度を変えるということは

お金・円も掛かりませんから、是非何とかして

ただきたいなと、そう思いますが。

○櫻井充君 済みません。時間がないのであと一、二点

ちよつとお願ひをして、その感想を最後お伺いしたいと思いますが。

もう一つは、僕は特別信用保証制度、いいと思

うんですよ。ただ、特別信用保証制度で例えば今

まで七千万借りていた人が八千万まで借りられる

ようになつた、これはこれでいいことだと思いますが、今度は元金の返済も入れるとどうかとい

うふうに制度が変わつたと、せつかく金融庁がこういう制度をつくったとしても、周知徹底されていないと、やつと制度をつくつたと

しても何の意味も成さないんじやないのかなと、

そういうふうに思つております。

ですから、できる限りのことをやつしていくとすれば、そいつた努力もするべきではないのかな

といふうに思いますが、大臣としていかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 済みません。最後に一点、二点か

な、お願いしたいのは、今の金融機関に対しての

やはり評価の仕方も変えていただきたいと思うんで

ですよ。つまり、不良債権の比率がどうだとか自

己資本がどうだとか、そういうことではなくて、

地域にもつと貢献しているような、例えば債権分

額上げるように、企業を活性化させたとか地域に

どれだけ融資したかとか、そういう評価をきちんと

していただきたいなと。

それから、今までの金融機関の合併合併をする

ことによつて、我々からいようと開業医がもういな

くなつてゐるわけですよ。地域をまめに回れと言

われても、人員あれだけ削減されたらとてもじや

ないけど貸し手を見て融資ができなくなつていて

いる状況を考えると、この十年間の金融行政が

地域経済を相当悪くしてゐると思ひますので、そ

の点について是非、中川大臣に再検討していただきたいということをお願い申し上げまして、質問

を終ります。済みません。

○櫻井充君 ありがとうございます。

午後零時四十分休憩

それから、一点目、二点目は、ちよつと怒られ

るかもしませんけれども、要するに今、日本の

経済、金融が非常に厳しいからこういう問題が出

てきていると。九〇年代に三十兆の保証をやつた

よう、今回も世界的にある意味ではもつとグローバルで深刻な状況になりつつあるから、だ

たけれども、そのときにやはり皆さん情報まだ

入つてないわけです。金融機関には金融庁から周

囲で徹底するんですが、各業界団体に全く行つてい

ません。例えば、国交省の僕は住宅局長とかそれ

から交通局長とずっと仲良くして、この人たちの業

界の資金繰りをどうするのかという議論もずっと

してまいりました。今回、こういうことになつた

んですよとお話し申し上げましたが、この局長で

すらどういうふうに変わつたのが全く分かつてお

りませんでした。つまり、交通局はトラック業界

を抱えております。それから、住宅産業は例の建

築確認のところで官製不況に陥つて資金繰りが本当に困つています。つまり、省庁の縦割りは僕はこ

ういうところにも来ていると思っていて、せつか

く金融庁がこういう制度をつくつたとしても、周

知徹底されていないと、やつと制度をつくつたと

しても何の意味も成さないんじやないのかなと、

そういうふうに思つております。

ですから、できる限りのことやつていくとすれば、そいつた努力もするべきではないのかな

といふうに思いますが、大臣としていかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、最後の点につき

ましては、我々としては中小企業庁の信用保証の

ところも含めまして徹底的に下まで下ろしたつも

りでございます。そうすれば、業界ごとではなく

地元の商工會議所なり商工会なり、あるいは

地元の金融機関なり信用保証協会から横に広

がつていくということでおはる程度広がるのか

なと思っておられたわけありますけれども、各ト

ラック業界とか何とか業界の皆様方が御存じない

ことですよ、新規事業やりたいと思つてもできな

い人たちいっぱいいますから。しかし、もつと重

いのは現在抱えている債務ですから、そのことに

対して、やはりもうちよつと僕は今のようなリスク

をもつと積極的に行なうようなことを政府として

ただいて、今のところ苦しい時期は金利だけ払つ

ていればいいんだと、元金の返済に関してはもう

一時猶予しますと、そのぐらいの大胆なことを言つちやつたつていいんじやないかと。

これらは、銀行の関係者と話をしても、金利さえ

払つてもらつていれば自分たちは痛まないから、

むしろ、今元金の返済まで求め、不良債権だと

いつて切り捨てて、そしてつぶれていくよりはよ

ほどいいんだというような人たちの声が圧倒的で

すから、法案を通することも重要なことですよ。しかし一方で、こういう制度を変えるということは

お金・円も掛かりませんから、是非何とかして

ただきたいなと、そう思いますが。

○櫻井充君 済みません。時間がないのであと一、二点

ちよつとお願ひをして、その感想を最後お伺いしたいと思いますが。

もう一つは、僕は特別信用保証制度、いいと思

うんですよ。ただ、特別信用保証制度で例えば今

まで七千万借りていた人が八千万まで借りられる

ようになつた、これはこれでいいことだと思いますが、今度は元金の返済も入れるとどうかとい

うふうに制度が変わつたと、せつかく金融庁がこういう制度をつくつたとしても、周知徹底されていないと、やつと制度をつくつたと

しても何の意味も成さないんじやないのかなと、

そういうふうに思つております。

ですから、できる限りのことやつしていくとすれば、そいつた努力もするべきではないのかな

といふうに思いますが、大臣としていかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、最後の点につき

ましては、我々としては中小企業庁の信用保証の

ところも含めまして徹底的に下まで下ろしたつも

りでございます。そうすれば、業界ごとではなく

地元の商工會議所なり商工会なり、あるいは

地元の金融機関なり信用保証協会から横に広

がつていくということでおはる程度広がるのか

なと思っておられたわけありますけれども、各ト

ラック業界とか何とか業界の皆様方が御存じない

ことですよ、新規事業やりたいと思つてもできな

い人たちいっぱいいますから。しかし、もつと重

いのは現在抱えている債務ですから、そのことに

対して、やはりもうちよつと僕は今のようなリスク

をもつと積極的に行なうようなことを政府として

ただいて、今のところ苦しい時期は金利だけ払つ

ていればいいんだと、元金の返済に関してはもう

一時猶予しますと、そのぐらいの大胆なことを言つちやつたつていいんじやないかと。

これらは、銀行の関係者と話をしても、金利さえ

払つてもらつていれば自分たちは痛まないから、

むしろ、今元金の返済まで求め、不良債権だと

いつて切り捨てて、そしてつぶれていくよりはよ

ほどいいんだというような人たちの声が圧倒的で

すから、法案を通することも重要なことですよ。しかし一方で、こういう制度を変えるということは

お金・円も掛かりませんから、是非何とかして

ただきたいなと、そう思いますが。

○櫻井充君 済みません。時間がないのであと一、二点

ちよつとお願ひをして、その感想を最後お伺いしたいと思いますが。

もう一つは、僕は特別信用保証制度、いいと思

うんですよ。ただ、特別信用保証制度で例えば今

まで七千万借りていた人が八千万まで借りられる

ようになつた、これはこれでいいことだと思いますが、今度は元金の返済も入れるとどうかとい

うふうに制度が変わつたと、せつかく金融庁がこういう制度をつくつたとしても、周知徹底されていないと、やつと制度をつくつたと

しても何の意味も成さないんじやないのかなと、

そういうふうに思つております。

ですから、できる限りのことやつしていくとすれば、そいつた努力もするべきではないのかな

といふうに思いますが、大臣としていかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、最後の点につき

ましては、我々としては中小企業庁の信用保証の

ところも含めまして徹底的に下まで下ろしたつも

りでございます。そうすれば、業界ごとではなく

地元の商工會議所なり商工会なり、あるいは

地元の金融機関なり信用保証協会から横に広

がつていくということでおはる程度広がるのか

なと思っておられたわけありますけれども、各ト

ラック業界とか何とか業界の皆様方が御存じない

ことですよ、新規事業やりたいと思つてもできな

い人たちいっぱいいますから。しかし、もつと重

いのは現在抱えている債務ですから、そのことに

対して、やはりもうちよつと僕は今のようなリスク

をもつと積極的に行なうようなことを政府として

ただいて、今のところ苦しい時期は金利だけ払つ

ていればいいんだと、元金の返済に関してはもう

一時猶予しますと、そのぐらいの大胆なことを言つちやつたつていいんじやないかと。

これらは、銀行の関係者と話をしても、金利さえ

払つてもらつていれば自分たちは痛まないから、

むしろ、今元金の返済まで求め、不良債権だと

いつて切り捨てて、そしてつぶれていくよりはよ

ほどいいんだというような人たちの声が圧倒的で

すから、法案を通することも重要なことですよ。しかし一方で、こういう制度を変えるということは

お金・円も掛かりませんから、是非何とかして

ただきたいなと、そう思いますが。

○櫻井充君 済みません。時間がないのであと一、二点

ちよつとお願ひをして、その感想を最後お伺いしたいと思いますが。

もう一つは、僕は特別信用保証制度、いいと思

うんですよ。ただ、特別信用保証制度で例えば今

まで七千万借りていた人が八千万まで借りられる

ようになつた、これはこれでいいことだと思いますが、今度は元金の返済も入れるとどうかとい

うふうに制度が変わつたと、せつかく金融庁がこういう制度をつくつたとしても、周知徹底されていないと、やつと制度をつくつたと

しても何の意味も成さないんじやないのかなと、

そういうふうに思つております。

ですから、できる限りのことやつしていくとすれば、そいつた努力もするべきではないのかな

といふうに思いますが、大臣としていかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、最後の点につき

ましては、我々としては中小企業庁の信用保証の

ところも含めまして徹底的に下まで下ろしたつも

りでございます。そうすれば、業界ごとではなく

地元の

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○小泉昭男君 中川大臣、大変十四、十五、ワシントンの金融サミットお疲れさままでございました。

先ほどからお話を伺つておりますて、大変なお立場でいろいろな世界に対しての日本のメッセージも御発信いただいたということでございました。敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今回の金融サミットでの成果、先ほどもお話を出しておりましたけれども、それと日本の提案に対する各国の反応、いかがだったか、お伺いしたいと存じます。

○國務大臣(中川昭一君) 現下の金融危機あるいは経済の厳しい状況の中でG-8プラスいわゆる途上国、新興国が集まつたわけでございます。その共通の、厳しい認識は共通でございましたけれども、特に麻生総理からは、本会議におきまして、またま順番が一番最後ということもございましたけれども、大変各国印象深く麻生総理のスピーチを聞いたものというふうに理解をしておりました。具体的には、日本の厳しかった経験を具体的に披露し、こういう対策を取つたんだということを丁寧に説明をいたしました。

また、今後に向かつては、会計基準の見直しでありますとか、あるいは格付の見直し、あるいはこういった新しい金融商品に対しての適切な規制、監督等に対しての提案もいたしました。

そして、喫緊のこの金融危機に対しまして、各國が政策を協調しながら発動していくと同時に、国際的な金融組織、IMF、世銀等に対して、麻生総理からは、IMFに対して出資額の増額の提案、そしてまた具体的に一千億ドルの融資提案、案、そしてまた具体的に一千億ドルの融資提案、

さらには、これは地域国際金融機関、例えばアジア開発銀行の増資、さらには、これは私からでございましたけれども、世界銀行の傘下にありますIFCに対して日本から二十億ドルの資金提供をして、途上国の金融機関に直接融資ができるという制度をつくり、資金を提供するという提案をいたしました。

そして、今回に至つた様々な原因について麻生総理は分析され、これからは特にインバランスのひどい国、例えばアメリカであれば過剰な債務、あるいはまた過剰な国内消費、こういったものを改めていかなければなりませんし、また、外需依存型の経済の国家に対しては、これからは内需ども、特に中小企業の元にこの融資が実行されるという流れをつくるにはかなりいろんな作業がござりますから、もう一日たりとも無駄にできないほどの大臣のお話にもございましたけれども、これから中小企業の元にこの融資が実行されるという目的でございますけれども、もう改めて申し上げたいたいことを改めて頭の下がる思いで拝聴させていただいたことがあります。

○小泉昭男君 大変大きなテーマの中で御苦労をいたしましたことを改めて頭の下がる思いで拝聴させていただいておりました。

この今回の金融強化法に戻りますけれども、この目的でござりますけれども、もう既にこの法案が可決、成立をいたいたいからも、これがもつとスピードが上がつたんではないかなと、こういうふうに私も思うところではございませんけれども、今回の緊急性も踏まえて大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、小泉委員、御指摘の目的でござりますけれども、またその納入業者に対する必要のないことでございますが、金融機関に対して資本増強を行つて厳しい状況にある中小企業への融資を円滑化すること、これが目的だとうことで再度確認をさせていただきました。

昨日、参考人三人、ここにおいておいたましで意見を拝聴させていたいたんですけど、その中で、中小企業にとって金融は命綱だと、中小企業の家族が路頭に迷わないようにお願いしたいといふことで再度確認をさせていただきました。

私は、午前中も何回か申し上げましたように、今資金繩りに困っている中小企業が全国にたくさんある、しかも年末を控えて、年越しができるかどうかという状況が日に日に迫つてきているわけですが、仮に今日成立をしたいたしましても、二ヶ月後ということになりますと一月の二十日と、もう年を越してしまいます。

私は、午前中も何回か申し上げましたように、年内に必要な資金が全国の中小企業に行き渡るようになりますけれども、借り入れのこれは検査マニアカルの部分でございまして、金融庁に伺いましたので、各委員の御協力をいたいたいてござりますので、返済期間の延長、これはもう本当に助かるところでござりますが、ただ、先ほどお話しをいたいたい金利だけお支払いをさせていたければこの資金が運転資金に使えるという、これは本当にもう現場の意見でござりますから。

今日は十一月の二十日でございますから年内一か月と十日余りでございまして、かなり中小企業の方々にとつてはこの一日一日が身を削るような気持ちで、資金繩りなり、また仕事の面でも御苦労をされているよう御推察を申し上げたところでございますけれども、まず中小企業の方々はこの暮れを何とか乗り切りたいと。先ほども、大臣、本当に現場の御意見、目安箱等を通じて耳にされているんだと思いますが、現場の御意見を踏まえた上で御発言もいただきました。

この法案、施行日を見てみますと、公布の日から二か月以内ということになつておりますて、先ほどの大臣のお話にもございましたけれども、これまでの御発言もいただきました。

この法案、施行日を見てみますと、公布の日から二か月以内ということになつておりますて、先ほどの大臣のお話にもございましたけれども、これまでの御発言もいただきました。

この法案、施行日を見てみますと、公布の日から二か月以内ということになつておりますて、先ほどの大臣のお話にもございましたけれども、これまでの御発言もいただきました。

この法案、施行日を見てみますと、公布の日から二か月以内ということになつておりますて、先ほどの大臣のお話にもございましたけれども、これまでの御発言もいただきました。

この法案、施行日を見てみますと、公布の日から二か月以内ということになつておりますて、先ほどの大臣のお話にもございましたけれども、これまでの御発言もいただきました。

昨日も、全国都道府県知事会議、私も出席してまいりましたけれども、多くの知事から、年末に向かつての資金繩りというものに対しての大変な危惧の御意見が何人かの知事さんからもございました。そこで、この法律ができることによってお役に立つことができますというふうに思つてはいるところでございました。

○小泉昭男君 大臣がおつしやられたとおり、中企小企業、それに関係する方々、またその納入業者も含めて、様々なそ野の広いエリ亞でございまして、この法律ができることによつてお役に立つことができますというふうに思つてはいるところでございました。

○國務大臣(中川昭一君) 今、小泉委員、御指摘の目的でござりますけれども、もう既にこの法案が可決、成立をいたいたいからも、これがもつとスピードが上がつたんではないかなと、こういうふうに私も思うところではございませんけれども、今回の緊急性も踏まえて大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、小泉委員、御指摘の目的でござりますけれども、もう既にこの法案が可決、成立をいたいたいからも、これがもつとスピードが上がつたんではないかなと、こういうふうに私も思うところではございませんけれども、今回の緊急性も踏まえて大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

昨日も、参考人三人、ここにおいておいたましで意見を拝聴させていたいたんですけど、その中で、中小企業にとって金融は命綱だと、中小企業の家族が路頭に迷わないようにお願いしたいといふことで再度確認をさせていただきました。

私は、午前中も何回か申し上げましたように、今資金繩りに困っている中小企業が全国にたくさんある、しかも年末を控えて、年越しができるかどうかという状況が日に日に迫つてきているわけですが、仮に今日成立をしたいたしましても、二ヶ月後といふことで再度確認をさせていただきました。

私は、午前中も何回か申し上げましたように、年内に必要な資金が全国の中小企業に行き渡るようになりますけれども、借り入れのこれは検査マニアカルの部分でございまして、金融庁に伺いましたので、各委員の御協力をいたいたいてござりますので、返済期間の延長、これはもう本当に助かるところでござりますが、ただ、先ほどお話しをいたいたい金利だけお支払いをさせていたければこの資金が運転資金に使えるという、これは本当にもう現場の意見でござりますから。

この場合に、先日確認をいたしました中では債務区分の変更をしないと、もしこういうふうなことがあっても債務区分の変更をしないということを確認をさせていただきましたが、この場合、金融機関との話合いでどのような取扱いが可能になつたと、もうこれもお答えられていただいているような気がいたしますけれども、具体的に再度 金融庁のお考えを伺つておきます。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げます。今般、見直しを行いました貸出条件を変更しても不良債権に該当しない場合の取扱いでござい

のでありますとか、あるいは金融機関サイドでこうした債務者の実態に即した分析資料があれば、それを基に双方当事者、金融機関と債務者が十分話し合いを行つた結果、経営改善の見込みを確認できることによって、これを今申し上げました計画と同じように取り扱うという弾力的な対応を取ることいたしております。いずれにしましても、こうした措置によりまして、中小企業向けの貸出条件の変更につきましては、金融機関による柔軟な対応を強く期待しているところでございます。

私どもいたしましては、既に十一月七日に政

これは一つは、不況業種の認定が前年同期比でマイナス三%以上などの足かせがあると、こういうことが一つ。それから一つ目には、東京二十三区を見て、も各自治体の受付がばらばらで、審査時間が掛かるところと、まあ台東の方は一番スピード一級だと言つていましたけれども、これも大変大きな問題だということを言われておりました。三つ目には、衣料、出版業界などが対象になつてないといふ、こういう対象になつてないな業種が多いということも指摘をいただきまし

○小泉昭男君 七十三また追加されたというふうに考えております。  
と、これは前向きでいいと思うんですが、やはりスピードが一番大事だということも、この際重要な部分だと思います。これは是非、こういうことも各自治体との打合せもしつかりお願いしたいと、これはお願いしておきたいと思います。  
中川大臣には、貸し渋りについてのお考えを伺うつもりでおりましたけれども、もう既に何回かうふうに考えております。

先般、小泉委員より御指摘のございました、当面利息だけを返済をして元本の返済を猶予するような条件変更、これは元本返済猶予債権と申しますけれども、こういつた元本は一時棚上げにして金利だけ払うというような条件変更のみならず、金利の減免でありますとか一部債権放棄でありますとか返済期間の延長等々、債務者に有利となる条件変更是すべて今回の措置の対象となつてゐるところでございます。

府系金融機関、信用保証協会等に今回の措置の周知をお願いをしたところでござります。あわせて十一月十七日には、日本商工会議所、商工会連合会、それから中小企業団体中央会、商店街振興連合会等の中小関係四団体にも中小企業庁を通じてこの措置を活用していただく周知をお願いをしたところでございます。更にこの関係の周知活動について万全を期してまいりたいと考えております。

○政府参考人(横尾英博君)　お答え申し上げます。  
緊急保証制度につきましては、十月三十一日の制度開始から、多くの中小企業、小規模企業の方に御活用いただいております。昨日までの十三営業日での実績でございますが、相談件数、四万三千五百件、保証承諾実績が一万件、二千四百億円といいます。

御要望申し上げておきます。

それと、公的資金の枠、これにつきましては現在二兆円という資金枠があるわけでござりますが、これについても御質問のつもありでおりましたけれども、お願ひだけ申し上げておきたいと思ひます。これは、これから二兆円に限らず、これはありますので、この法案が成立した後、しっかりとこの貸し済り対策、対応いただきたい、これはこのことについては各委員が御質問をいただいておりますので、この法案が成立した後、しっかりとこの貸し済り対策、対応いただきたい、これは

具体的には、この貸出条件緩和債権に該当しないために必要な経営改善計画につきまして、正常化になるまでの計画期間をこれまでの三年から五年に緩和をすると。それからあわせて、経営改善計画どおり進捗している場合には十年まで緩和をすると。また、計画終了時点、ここで金融機関の支援を要せず自助努力によりまして事業の継続が確保できるということであれば、五年が終わつた時点で必ずしも正常化でなくとも、要注意先でもこういった計画として取り扱いますということの措置をとつたわけでござります。

○小泉昭男君 今のお話では、後半の方はまた返済期間のことだと思いますけれども、全体的に検査がかなり厳し過ぎるという意見が大多数でございまして、これは、必要な部分はきちっと検査しながら、なきやいけないと思うんですが、必要以上に厳しくやつていくというのもどうだろうかなと、こういう気がいたします。この辺のところについても金融庁として様々御検討をいただいて、資金が速効力やかに流れたり、使えるようになるように御協力をいただければと、こういうふうに思います。

次に、中小企業庁にお伺いしたいと思うんです  
が、一昨日、当委員会でも墨田区と台東区を視察し

という実績になつてござります。一方で、委員御指摘のような様々な御不満、御意見というのがあるということでも私ども伺っております。

私ども中小企業庁といたしましては、このような声を踏まえまして、まず市区町村における認定につきましては簡易迅速な認定を行うための基準の明確化を行つたところでございます。それから、窓口での増員の協力要請。それと、商工会議所、商工会に対しましては市区町村での認定業務に対する協力の依頼というのを行つたところでございます。また、対象業種につきましては、この緊急保証制度を開始するに当たりまして、従来の

状況がもう経済は生き物でございますから、この中で二兆円という枠だけにとらわれずに柔軟な対応をお願いしたいと、これを申し上げて、お願ひをしておきたいと思います。

最後に、冒頭から申し上げておりますけれども、現在、中小企業経営者の方々、御関係の方々には円高、株安、厳しい環境下で更に厳しい状況に追い込まれているような気がいたします。先ほどのお話の中にも、総理は経済対策はスピードだというお話を聞いたように思います。これから、先ほどの繰り返しになりますけれども、年内の資金繰り支援に間に合うように一刻も早くという、

さらに、債務者がこの経営改善計画、大部で精緻なイメージがございますが、こういった計画を策定していない場合でございましても、今後の役員報酬等の諸経費の削減予定でございますとか収支の改善の見通し、これは債務者が既存の資料で御説明されるわけでございますが、こういったも

をさせていただきまして、現場の生の声も聴かせていただきました。その最後に、台東区の区役所で、区長も同席いたいたいんですが、信金の理事長や中小企業の経営者の方の御意見を伺う機会もございまして、その中で緊急保証制度の使い勝手について三つほど意見がございました。

セーフティーネット保証から大幅に対象業種を拡大をして五百四十五業種を対象にしたところですが、十一月十四日に、これを更に七十三業種を追加をしたところでございます。  
今後とも、経済情勢も踏まえまして、関係省庁とも協力をしてそれぞれの業の実情を精査しながら、セーフティーネット保証から大幅に対象業種を拡大をして五百四十五業種を対象にしたところですが、十一月十四日に、これを更に七十三業種を追加をしたところでございます。

こういう気持ちが思い募るわけでありますけれども、本法案の成立が何より優先でござりますかね、各委員の御協力がいただけますようにこの場をお借りいたしまして心からお願ひ申し上げておきたいと思います。



主的に公表されているというように理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔委員長退席 理事円より子君着席〕

○政府参考人(三國谷勝範君) これまでも、それ

ぞれ各金融機関におきましても、そういった自主的なディスクロージャーに努めているところと承知しております。

○森まさこ君 今までの現行法では何件適用があつたんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これまで二件、紀陽と豊和の一件がございます。

○森まさこ君 その二件において、金融庁のホームページとそれから当該金融機関のホームページで経営計画が公表をされていたということでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 当庁のホームページでは、十八年九月十五日に株式会社紀陽ホールディングスに対する資本参加の決定、これは経営強化計画の概要を含めまして公表しているところでございます。豊和銀行につきましては、平成十八年十月二十日に同じく公表しているところでございます。

○森まさこ君 それでは、国民主として公表しているところでございます。豊和銀行につきましては、平成十八年十月二十日に同じく公表しているところでござります。

○森まさこ君 それで、国民主として、金融庁のホームページ、それから適用された金融機関のホームページにおいてその経営計画をチェックしていけるものだというふうに理解をいたしました。

そして、さらに、その経営計画の履行状況を公表するということでございますが、これも今までですと、同じように金融庁のホームページとそれから当該金融機関のホームページで履行状況が公示されているものというふうに承知をしておりま

すが、今後も金融庁は同様な運用をしていくつもりですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これまでと同様に、その適切な公表に努めてまいりたいと考えております。

○森まさこ君 これが履行状況を半期ごとに公表するということになっていますが、この半期ごと

というのはどこで決まっているんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 制度的には、形の上では府令でそういうことが決まっているとい

うことでございます。

○森まさこ君 府令十八条において、三月、九月に公表されることになっているようでございます。

○森まさこ君 その中の監視の中でまずチェックをするということですが、さらに金融庁ではその履行状況について定期的にフォローアップをするというふうに前回お答えをいただいたんですけど、この定期的な

なフォローアップというのは具体的にはどのようないことを指すんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) まずは、財務局あるいは金融庁におきまして、その履行状況についての報告を受けまして内容を検証するということをございます。

○政府参考人(三國谷勝範君) その上の話でございますが、仮にその計画の履行が不十分な場合には、その理由についての報告を求め、原因を精査する。さらに、その上の話ではありますが、改善の努力が認められない場合には必要に応じて監督上の措置を講ずるという具合にしているところでございます。

○森まさこ君 その定期的な報告を受けというのも半期ごとに報告を受けるようになつていいる、府令で決まっているんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 府令ではその公表

ということが決まつておりますが、私どもは基本的に、そのときには最低限その状況をフォローするというふうに理解をいたしました。

○森まさこ君 それで、国民主として公表しているところでございますが、これも今までですと、同じように金融庁のホームページとそれから当該金融機関のホームページで履行状況が公示されているものというふうに承知をしておりま

すが、今後も金融庁は同様な運用をしていくつもりですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これまでと同様に、その適切な公表に努めてまいりたいと考えております。

○森まさこ君 これが履行状況を半期ごとに公表するということになっていますが、この半期ごと

でどうですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 監督上の措置とい

うのは、大変柔らかいものから固いものまである

わけでございますけれども、ぎりぎり行けば業務改善命令みたいなものもございますけれども、た

だ、こういったものはやはり基本的に自主的に取り組んでいくことが大事でございますので、そういった各金融機関の自主努力を尊重しながら報告を求め、そしてまた私どもなりに指導をしていくと、こういったことになろうかと思います。

○森まさこ君 自主努力も求めながらその後の指導ということでございますが、指導しても改善が見られない場合にはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一般論で申し上げまして、監督上の措置といたしましては、私どもとしては報告徴求という制度あるいは業務改善命令といった制度がございます。そういうものも

まして、監督上の措置といたしましては、私どもとしては報告徴求という制度あるいは業務改善命

令といつた制度がございます。そういうものも制度としてはございますし、そういうものも当然に排除されるものではございませんが、こう

いった貸出しということにつきまして、できるだけ自らが公表し、パブリックプレッシャーの下でその実質的な成果が上がるよう、その前の段階で効果が上がるような、そういう努力をみんなでしていきることが大事かと考えております。

○森まさこ君 性善説で考えれば、当然自主的な金融機関の御努力で公的資本が注入されたものを中小企業に貸し出していくだけで、そういうことが望まれるわけなんですが、これまでの金融

機関が検査して、また、この同法の適用ではございませんが、不適切な例があつて処分したというこ

ともあるわけでございますので、もし万が一、履行状況が公表されていても適切なディスクロ

ージャーがされていないとか、それから虚偽のディスクロージャーがされている、つまり本当にこの

公的資金が中小企業の方に回っているんだろうか

という懸念があるのですから、そこを金融庁さんがきちっと見てくっているのかなということを

御質問させていただいているんですよお答えをいた

たいと思うんですけれども、万が一、公的資金

が注入されているのに、それが中小企業の方に回らないでいるのに回つていてるよう公表されてい

るなどのような例がある場合には、これはきちっと監督、そして行政処分をしていただけるんで

しょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 今の御指摘が、例

えば私どもに違つた計数実態と離れた違つた計

数を報告しているというようなことであれば、こ

れはまた、言わば報告が違つたということです。

○森まさこ君 いついた点に着眼した行政的な対応ということを指すんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えをいたいたたんでは、この定期的な

なフオローアップというのは具体的にはどのよう

なことを指すんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) まずは、財務局あるいは金融庁におきまして、その履行状況についての報告を受けまして内容を検証するということをございます。

○政府参考人(三國谷勝範君) その上の話でございますが、仮にその計画の履行が不十分な場合には、その理由についての報告を求め、原因を精査する。さらに、その上の話ではありますが、改善の努力が認められない場合には必要に応じて監督上の措置を講ずるという具合にしているところでございます。

○森まさこ君 例えは、半期ごとに報告をする

うことは金融庁におきまして、その期越えのときにだけ借り

ていますので、そういう点に着眼した行政的な対応

など報告しているというようなことであれば、こ

れはまた、言わば報告が違つたということです。

○森まさこ君 いついた点に着眼した行政的な対応

など報告内容の適切なフオローアップ、これにはも

ちろん努めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(三國谷勝範君) 貸出しをもちろんしていただきたいんで

すが、ずさんな融資がなされていてしまつては

これはまた一方で困るわけでございます。先ほど大臣がおっしゃつたように、リスクテークとリ

スク管理をバランスよくしていくということが大事だというふうに思います。

一方、貸出しをもちろんしていただきたいんで

すが、ずさんな融資がなされていてしまつては

これはまた一方で困るわけでございます。先ほど大臣がおっしゃつたように、リスクテークとリ

スク管理をバランスよくしていくということが大事だというふうに思います。

新銀行東京の融資金詐欺事件というのがございましたが、この融資金の大半を得ていたアシスト

プランという会社がまたその偽造を行つていて

ました。融資詐欺を行つていて、もうこれは詐欺

グループということが産経新聞に報道されておりました。このアシストプランの詐欺グループはワ

ンワールドグループと言われて、ワンワールドという会社やスブーン・ジャパンなどの会社があるようですが、このワンワールドグループを旧東京三菱に紹介したのがマルチ商法のユナイテッド・パワーだったということで報道されておりましたが、このようななusanな融資が行われないように、そちらの方の監督、これもしっかりと聞いていただきたいと思いますが、金融庁の見解をお聞かせください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、一般論として申し上げさせていただきたいと思いますが、金融機関におきましては、社会的批判を招くことがないよう適切なコンプライアンス体制を構築することが重要と考えているところでございます。私どもいたしましては、引き続き金融機関に対しまして適切なコンプライアンス体制を整備、構築、運用していくよう促してまいりたいと考えております。

○森まさこ君 今二つの事例を挙げまして、一つが貸し渋りの事例、これもしつかり見ていただきたい、それからそんな融資の事例、これも見ていただきたいと申し上げましたが、もう一つ紹介をいたしますと、福島県の事例なんすけれども、メガバンクがある日突然やつてきて、おたくの企業は大変優良なのでうちと取引させてほしいと。そうすると、福島県の中小企業、小さいところはふだん地銀さんと取引をしているのですが、それがメガバンクさんにお声を掛けていただいくと大変うれしいわけなんでございます。そして、必要でなかつたとしても取りあえず取引といふことで借りさせていただく。

【理事円より子君退席、委員長着席】

その中で、抱き合せとしてその一部を、例えば一億円を貸しましよう、その一部の三百万円をデリバティブ取引でちょっと付き合ってくださいといふことで、抱き合せのような形で、これがもう現在も行われているということなんですね。その三百万円だと思いますが、デリバティブですから、損害がもう一億円です。一億円借りて

更に一億円の損害という、そういう事例もありますけれども、そういうものについても、この不景気の中で、そして金融機能強化法ができることがあります。しかし、それはもう中小企業に融資をしていませんから、ちゃんとリレハンやつたということがないようきちっとこれは監督していただきたいと思うんですが、その御見解をお願いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 個別の事案についてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じますが、一般論として申し上げますと、金融機関がデリバティブ商品などの金融商品を販売する際には、顧客や知識の経験などを踏まえまして商品内容やリスクにつきまして具体的に分かりやすい形で説明することが重要であると考えております。

こうした観点から、私ども、例えば監督指針におけるための十分な体制が整備されているかなどを着眼点として定めまして、検査監督において検証しているところでございます。

今後ともそういう対応に努めてまいりたいと考えております。

○森まさこ君 是非しつかりと監督をお願いします。

また話が先ほどの、実際に中小企業にお金が回るんでしようかというところに戻りますけれども、いわゆる貸出条件緩和債権の考え方についてございますが、この委員会でも墨田区と台東区に現状視察に行かせていただいたんですけど、元金も利息も忘つていらないんですけど、そういうふうな場合に条件を変更したときに要注意先から破綻が完了するためには大きな金融支援が必要となるところ、例えば中小企業の場合、三年で経営改善が完了するためには大きな金融支援が必要となる場合が多く、計画策定が困難になつていてので、これを緩和することは実務に沿つたものであると、こういう御意見でありますとか、三年を超える計画期間であると、不良債権になることを理由に計画策定の協議に応じてくれない金融機関があなれども、今回の措置により協議に応じてもらうやすくなると、こういった御意見が寄せられて

まさに地方の、地域の金融機関というのは、こういった条件の変更によつても中小企業を見捨てることなく、その経営を手助けしながら金融を考えておりますが、この貸出条件緩和債権の考え方について今般修正を図つたというふうに承知をしておりますけれども、いま一度この見直しの方についてのねらいとその効果について金融庁の見解をお聞かせください。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げます。

借り手の企業の資金繰りでありますとか経営を改善をすると、このためには金融機関が借り手に手段の一つでございます。しかし、御指摘ございましたように、この条件変更をいたしますと、これまででは原則として不良債権に当たるということで、不良債権比率でありますとか貸倒引当金の引き当て率が高くなる、そういうことで金融機関が条件緩和に応じにくいう声もございました。

そこで、十一月七日に監督指針、マニュアルを改定いたしまして、こういった変更がありましたが場合でも、相手先が中小企業の場合には、貸出条件緩和債権に該当しないために必要とされる経営改善計画について、計画完了までの期間をこれまでの三年から五年、経営改善がおおむね計画どおり進捗している場合には十年に緩和をしたところでございます。

今回の措置につきまして、金融機関あるいは経営改善支援機関の実務の担当者からお話を伺つたところ、例えば中小企業の場合、三年で経営改善が完了するためには大きな金融支援が必要となる場合が多く、計画策定が困難になつていてので、これを緩和することは実務に沿つたものであると、こういう御意見でありますとか、三年を超える計画期間であると、不良債権になることを理由に計画策定の協議に応じてくれない金融機関があなれども、今回の措置により協議に応じてもらうやすくなると、こういった御意見が寄せられて

いるところでございます。

こうした対応によりまして、中小企業の経営改善計画の策定と金融機関による条件緩和に対する取組がこれまで以上に進むことを期待しているところでございます。

要するに、不良債権とされる場合が少くなつたということで伺つてよろしいでしょうか。

○森まさこ君 お答え申し上げます。

これまで、先ほど申し上げましたように、返済条件を緩和いたしますと、いわゆる要管理債権と、これはいわゆるリスク管理債権ということで不良債権になるわけございます。それから、引き当ても相当不連続に上昇いたしますが、今回の措置によりまして、この要管理先債権ではなくてその他要注意先ということで、言わば正常先行に準じるような形にとどまるということございま

○森まさこ君 はい、よく分かりました。

そのことについて、国ではそういうふうにしていただいたんですけれども、地方の検査の現場でそれが行き届いていたかないと困るわけでございまして、地方の現場の検査官、また監督の担当官に先ほどの大臣のお話の中で通達が行つたといふような御紹介がございましたが、これについて金融庁の方から詳しく述べますか。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げます。

御指摘ございましたように、この措置を十一月七日付で公表し即日適用いたしましたが、同時に、中川大臣から、財務局も含めましたすべての検査・監督担当官一人一人に対しまして、今回の改定の趣旨を十分踏まえて適切に対応するよう直接文書で御指示をいたしましたところでございま

さるに、この大臣指示の徹底を図るために、今回改定趣旨につきまして、既に各財務局の検査担当幹部、これを緊急招集をして説明をいたしました。

したほか、私どもの本庁の職員が全国の財務局を回つて監督検査の職員に直接説明をし、現在周知を図つているところでございます。

こうした取組を更に徹底をいたしまして、金融行政の現場の職員に対し今回の措置が行き渡るように対応してまいりたいと考えております。

○森まさこ君 その大臣名の通達ですかね、少し御紹介をさせていただきますと、金融担当大臣から各検査・監督担当官あてというふうになつていまして、今回のマニュアルを改定することにしたという紹介の後、財務局の各検査・監督担当官は、検査監督の現場において金融検査マニュアルの適切な運用を徹底されたいと。そして、中小企業向け融資において、金融機関が条件緩和への対応を含め、借り手企業の経営実態や特性を十分踏まえて柔軟に対応することにつながるよう、適切な検査監督に一層努められたいということに書いてあるようございます。

とかく現場においては、地方の財務局の検査官の、やはり昔から鳴らした方が中央が言つてゐるよりもずっと裁量の幅が広いんじやないかといふことがよく言われておりますので、監督局長の方も自ら地方財務局に出向いて御指導なさつているということをお伺いしておりますので、今後もますますその趣旨を徹底していただきますように、よろしくお願いをいたします。

次に、このように地域金融機関がそれでは不良債権になる場合を少なくしていただけるということによって何か良い評価があるということでございますが、地域金融機関のモチベーションと申しますが、それをしたことによつて地域金融機関にとつていいことがありますのか、それをしたことによつて何か良い評価がされるのか、また、そういう取組をするようなインセンティブを与えるような、そういう仕組みを金融庁の方で考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どもいたしましたことは、この条件緩和への対応を含めまして、借り手企業の経営実態や特性を十分に踏まえた柔軟

な対応が図られるよう促してまいりたいと考えておるところでございます。

地域金融機関につきましては、私ども現在、地

域密着型金融の推進、これに取り組んでいるとこ

ろでございます。この中で、目利き機能、これを的確に發揮しまして、借り手企業に対します経営改善支援や企業の事業価値、これをよく見た融資を行ななどの取組、これを求めるとともに、そ

ういった取組が深化、定着するような、これはさ

さやかな話かもしませんが、様々な動機付け、

環境整備、こういったことを図る観点から、そ

の地域金融機関の取組を地域関係者が議論、評価す

るための会議の開催、あるいは広く実践されるこ

とが望ましい取組などに関します事例集の作成

公表、それから利用者などの評価に関するアンケート調査の実施、公表、こういった施策を推進していくこととしているところでございます。

また、検査におきましても、中小企業に適した資金供給手法や事業再生等に向けた優れた取組、

創意工夫につきまして積極的に評価いたしまし

て、金融検査評定にも明確に反映されることとしているところでございます。

私も自ら地方財務局に出向いて御指導なさつてい

るということをお伺いしておりますので、今後もますますその趣旨を徹底していただきますよう

に、よろしくお願いをいたします。

次に、このように地域金融機関がそれでは不良

債権になる場合を少なくしていただけることによつて何か良い評価があるということでございますが、地域金融

機関のモチベーションと申しますが、それをした

ことによつて地域金融機関にとつていいことがありますのか、それをしたことによつて何か良い評価がされるのか、また、そういう取組をするようなインセンティブを与えるような、そういう仕組みを金融庁の方で考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げます。

今年度の検査基本方針につきましては、中小企

業金融の円滑化ということで、これを重点的な柱に掲げております。この中で、目利き機能、これを

改善支援や企業の事業価値、これをよく見た融資を行ななどの取組、これを求めるとともに、そ

ういった取組が深化、定着するような、これはさ

さやかな話かもしませんが、様々な動機付け、

環境整備、こういったことを図る観点から、そ

の地域金融機関の取組を地域関係者が議論、評価す

るための会議の開催、あるいは広く実践されるこ

とが望ましい取組などに関します事例集の作成

公表、それから利用者などの評価に関するアンケート調査の実施、公表、こういった施策を推進していくこととしているところでございます。

また、検査におきましても、中小企業に適した

資金供給手法や事業再生等に向けた優れた取組、

創意工夫につきまして積極的に評価いたしまし

て、金融検査評定にも明確に反映されることとしているところでございます。

私も自ら地方財務局に出向いて御指導なさつてい

るということをお伺いしておりますので、今後もますますその趣旨を徹底していただきますよう

に、よろしくお願いをいたします。

次に、このように地域金融機関がそれでは不良

債権になる場合を少なくしていただけることによつて何か良い評価があるということでございますが、地域金融

機関のモチベーションと申しますが、それをした

ことによつて地域金融機関にとつていいことがありますのか、それをしたことによつて何か良い評価がされるのか、また、そういう取組をするようなインセンティブを与えるような、そういう仕組みを金融庁の方で考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

生命保険会社のセーフティーネットにつきまし

ては、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者の保護を目的といたしまして、生命保険契約者保

護機構から受皿会社への資金援助を実施するための恒久的な制度が設けられているところでございました。

金融検査評定にも明確に反映をさせるということ

でございます。

この金融検査評定というのは、高いランク付け

といいますかパフォーマンスがいいという、十分な管理体制ができるという評価になりますけれ

ば、検査期間でありますとか検査深度、それに影響いたしてまいりますので、金融機関においても、この辺りの私どもの取組姿勢については十分な関心を持っておられるというふうに考えており

ます。

○森まさこ君 ありがとうございます。

私は、このようないつた貸出条件の変更の対応も含めまして、金

融機関における中小企業への円滑な資金供給を促

してまいりたいと考えております。

○森まさこ君 かみ砕いて申しますと、地銀さん

がこれを頑張ったとしても何か褒められるんで

しょうか。利用者の方々、国民の方々に評価され

るんでしようかということなんですが、今一つ

言つていただきたいのが、検査の中で評価される

ことによって地域金融機関にとつていいことがありますのか、それをしたことによつて何か良い評価が

されるのか、また、そういう取組をするようなインセンティブを与えるような、そういう仕組みを金融庁の方で考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

は規制を強化すべきだと。こういう対立がどうなるかという懸念もされておりましたし、新興国の方はもう全く犠牲者だと、私たちは、そういう立場であったわけでございますけれども、結果として首脳宣言がまとまりましたと、こういうこともございましたし、行動計画も、来年の三月までのいわゆる計画と中期の計画をきつちり決められると、こういうことでございまして、大変良かったと、当然そういう評価もあるわけでございますが、一部、もう一步具体策がなかつたと、こういう御批判もござります。その辺が、アメリカも日本もそういうことに連動しているんじゃないかと、こういう話もあるわけでござりますけれども。

○國務大臣(中川昭一君) プロセスといいましょうか、まさに今御指摘ありましたように、多分世界のGDPでいうと八割ぐらいを占める、八五%ぐらいを占める国々が一堂に会して、そして金融危機について率直に、国王、大統領、そして各国の首相が集まつて話をしたわけでございます。率直に申し上げて、今御指摘ありましたように、途上国の方は被害者であるというような発言も事前にございまして、場合によってはかなり激しい対立、あるいはまた、場合によっては宣言どころか決裂という可能性も私自身はゼロではないなと思って臨んだところでございますが、途中、各国それぞれもちろん意見がござりますから、途中においてはやり取りがいろいろございましたけれども、とにかくこの危機をみんなで乗り切つていこうと、そして、ゆめゆめ孤立化とか保護主義とか、あるいは通貨の引下げ競争とか、あるいはフリーライド、つまり、ほかの国が政策をやつて自分は何もせずにただ乗りをしていくというようなことはしないというようなことがはつきりと確

認をされたわけでございます。そして、日本からたように、期限を区切つてやるべきものをやつてありますし、行動計画をまとまりましたと、こういうことでございましたけれども、結果として、首脳宣言がまとまりましたと、こういうこともございましたし、行動計画も、来年の三月までのいわゆる計画と中期の計画をきつちり決められると、こういうことでございまして、大変良かったと、当然そういう評価もあるわけでございますが、一部、もう一步具体策がなかつたと、こういう御批判もござります。その辺が、アメリカも日本もそういうことに連動しているんじゃないかと、こういう話もあるわけでござりますけれども。

○國務大臣(中川昭一君) もちろん、実体経済に

影響がもう既に出てるわけでございます。例えればアメリカにおきましては、自動車販売台数あるいは住宅着工あるいは住宅売買はもう既に悪いわけであります。今月初めにアメリカを代表す

る家電メーカー、家電小売メーカー、小売です

ね、大手家電小売がつぶれてしまつたとか、これ

はもうクリスマス商戦を控えた中で大手の家電量

販店が倒れたとか、まさにアメリカの実体経済、

国内消費がかなり悪いということがもう既に出て

いるわけでございます。また、日本におきまして

もいろんな数字が悪い。さつき四百五十円と言

いましたけれども、四十五分現在では五百四十円株

が下がつてきているわけであります。そういう

意味で日本においても非常に今状況が良くないわ

けであります。

ただ、そこは二つに分けて考えて、アメリカは

基軸通貨国であるということをいいことにして、

財政赤字、貿易赤字を、一つの、双子の赤字を

黙つて放置しながら外国からどんどんどんどん

世界中からお金が入つてきていたと。それでもつ

て国内で個人消費を過剰にやり過ぎていたという

反省があります。他方、外需に頼つていていた國々

は、こういう経済状況ですから外需依存というこ

とから脱却をして、できるだけ内需といいましょ

うか、そういうものの中で経済を立て直していく

と、この二つが必要であるというのが麻生総理の

御発言であつたわけでございます。

つまり、やる方法は財政出動とか金融救済、シ

ステム救済とかいろいろありますけれども、やつ

ぱり節約、過剰消費の抑制、片方では外需依存か

ら、内需の方にもう少し力を入れる、あるいはま

た、もつとかわいそなのは、これは途上国、と

りわけアフリカのような、例えばコーヒーなら

いう。これからいろんな面で実体経済に波及して

くるわけですね。ですから、この今回の金融危機

が実体経済に響いてくるのは間違いないんですけど

れども、その辺の危機感というか御認識という

か、伺いたいと思いますが。

○國務大臣(中川昭一君) もちろん、実体経済に

影響がもう既に出てるわけでございます。例え

ばアメリカにおきましては、自動車販売台数ある

いは住宅着工あるいは住宅売買はもう既に悪いわ

けであります。今月初めにアメリカを代表す

る家電メーカー、家電小売メーカー、小売です

ね、大手家電小売がつぶれてしまつたとか、これ

はもうクリスマス商戦を控えた中で大手の家電量

販店が倒れたとか、まさにアメリカの実体経済、

国内消費がかなり悪いということがもう既に出て

いるわけでございます。また、日本におきまして

もいろんな数字が悪い。さつき四百五十円と言

いましたけれども、四十五分現在では五百四十円株

が下がつてきているわけであります。そういう

意味で日本においても非常に今状況が良くないわ

けであります。

ですから、共通認識と政策協調、そしてよく連

絡を取り合いながらやつていくわけでありますけ

れども、個別の重点項目とというのは少しずつやつ

ぱりその国々でやることが違つてくるんだろうと

いうふうに思つてゐるわけであります。何も一

齊に内需拡大とか、一齊に消費は少し抑えましょ

うよということではなくて、その国の経済構造に

合つた形でその国のそれぞれの体力を付けなが

ら、実体経済の大きなこの厳しい状況を乗り切つ

ていこうということが必要なのではないかとい

うふうに考えております。

○白浜一良君 今大臣がおつしやいましたけれど

も、首脳宣言の中で、確かに内需拡大で、状況に

応じ即効的な内需刺激の財政政策を用いると、こ

ういう表現をされている。今おつしやつたよう

に、各國のそれぞれ事情は違うでしようから、各

國の実情に応じてやるということなんでしょう

けど。

そういう意味では、一つ確認したいんですけど、

十月三十日に新経済対策を政府としてまとめられ

たということで、実質財政出動は五兆円でござい

ますが、経済規模からいうと二十七兆円と、こう

なつてございますが、これは、そういう面ではこ

の首脳宣言に宣言されてゐる中身の日本の政府と

しての一つの施策ということで、半ばいわゆる国

際的な公約なんだというふうに受け止めていらつ

しゃるのでしょうか。

○白浜一良君 今大臣がおつしやいましたけど、確かに私もそのように思います。あの首脳宣言の中でも保護主義を拒否すると、こう明確に言われた。どうしても自國を守る側の理屈が強くなりましたが、首相が集まつて話をしたわけでございます。いまして、あれは非常に重要な一つのポイントであり、そして新たな解決に向かつてのスタートでありますけれども、あれがうまくいかなかつたときはどうかというふうに私自身は思つてゐるところでございませんでないことに今ごろなつていたのではないかと、今日も大株価が四百五十円ぐらい下がつておりますけれども、あれがうまくいかなかつたときはどうかというふうに私自身は思つてゐるところでございませんけれども、それがうまくいかなかつたときはどうかというふうに私は非常に重要な一つのポイントでございました。

○白浜一良君 今大臣がおつしやいましたけど、

確かに私もそのように思います。あの首脳宣言の

中で保護主義を拒否すると、こう明確に言われ

た。どうしても自國を守る側の理屈が強くなりま

すから、そういう面では大変意義のある会議だつ

援、そして今御指摘ありました具体的な事業規模、財政規模、まだ正確に積み上げてはおりませんけれども、この総理の国民への直接の発表、そしてG20に向かう総理の決意、そしてそこでの発言、そして宣言、共同宣言ですね、これは一連のものとして、特に麻生総理はこれは一連のものとしてとらえていると私は思っておりますし、私もそう思つておりますので、そういう意味で、十月三十日にこれからやると発表したことと、それから会議の場で、こうやるべきである、日本はこうする、こう貢献すると言つたこと、すべてこれは国際的な日本の果たすべき役割である、国際的な約束であるというふうに理解しております。

○白浜一良君 しかと受け止めて頑張つてまいりたいと思いますが。

もう一つ、今回ほど金融と経済の密接性というか一体性ということが議論されたことはないんであります。それで、いろんなことを学者が言つておりますけれども、今後のIMFの何というかな、どうしていくかという、日本が融資を決められたといふのはそれはそれで大事なことなんですけれども、いわゆる戦後体制、ブレトンウッズ体制そのもののやっぱり役割というか機能というか、実情に合つていないと、いうことも指摘されているわけで、どう改革するかということも一つの大きなテーマなんです。

そういう意味で、学者によつては、いわゆるこのIMFと金融安定化フォーラム、これをもう表裏一体のものとしての新しい枠組みでやつた方がいいと、こういうことを提言されている方がいらっしゃるんすけれども、これは通告していませんから、いかも分かりません。もしも考へがあればお伺いしたいと思いますが。

○國務大臣(中川昭一君) ブレトンウッズ体制といふのは、まさに第二次世界大戦という大変悲惨な中からの再出発、いわゆるガット、IMF、世界銀体制ということになるわけですけれども、あれはブロック経済化の反省、それからアメリカが唯一最大の大国になつていった、ドルがいよいよ基軸通貨になつていったという中でのスタートであつたわけであります。

確かに、あれから六十年経過をいたしまして、東西の冷戦というものもなくなり、そしてまた、まだ世界には貧困とか紛争はたくさんござりますけれども、しかし、いわゆる先進国、欧米の数から国から日本も含めて、先進国がどんどん増えてきまして、あるいは、さらには新興国が増えてきた、そして国の数も増え、途上ではあるけれどもそれぞれ国際的に活躍したり発言をしている国がどんどん広がつてきているという中で、コンピュータ化の問題とか、いろいろな二十一世紀の状況の中で今回起きたわけでございます。

そのルールの問題とか、あるいは、はつきり言つてこういう問題を起した金融関係者のモラルの問題とか、いろいろと直すべきところは多々あるにいたしましても、私自身は、ブレトンウッズ体制、一部のヨーロッパの国々がもうブレトンウッズ体制は終わつたんだと、二十一世紀型のブレトンウッズ体制をゼロからつくるんだというようには、私は、それをやるにしても大変な時間と手間が掛かる。現在まだ進行形でございますから、緊急にやるべきことをまずやっていくということが必要であると思いますし、もちろんさつき言つたようにアメリカにもいろいろ問題ござりますけれども、じや、アメリカに代わるような一国の通貨、一国の経済力というものがまだはつきりと見えてこないという状況の中では、やっぱりアメリカ先進国が中心になって、そして途上国とともにこの危機を乗り越えていくということがやつぱり重要なのではないかと。

何といつても、余り具体的な名前を挙げるのは控えなければいけませんけれども、いわゆる旧植民地の国々と旧宗主国との経済資本関係といふのはいまだにやはり強いものがあるだけに、影響を受けている国とその元の国との関係といふのも非常に深い。つまり、旧宗主国が傷むと途上国の影響というのものにすぐ跳ね返つてくると、いうのが現に今起つてゐるわけでございます。

○白浜一良君 いろいろお話しいただきましたけれども、これからIMFの問題は、具体的な、どうするかということは先送りされているんですねが、私が先ほど言いましたのも一つのそういう専門家の意見でございまして、IMFと金融安定化フォーラムを一体的な枠組みにした方がいいという意見もございましたし、それから、IMFの専務理事は必ずとヨーロッパですね、こればかりはいかがなものかという、そういう声もございましょう。日本もしっかりと意見をまとめていた

申し上げましたように、途上国の方は、先進国が本当にとんでもないことをしゃつてひどい目に遭つてゐるぞという怒りは会議の場でも強く受けたわけであります。

したがいまして、宣言文の中には、幾つかの先进国の簡単に言えば間違つた行動によってこういうことが起きたんだから反省しろよみたいな「文書」に入つてゐるわけあります。その中に日本が入つてゐるとは私は思つておりませんけれども、幾つかということは、アメリカ以外にも複数の先進国がせいだで、いうことが宣言文に書かれてました。率直に申し上げて、これはかなり宣言文を入れるときに議論になつたところの一つでありますけれども、そういう中で、しかし、けんかばかりやつていてる場合ではないと、先進国も途上国も一致結束してみんなで乗り切つて、こうよということでございます。

どちらにいたしましても、新しくゼロから新通貨・経済体制をつくつて、こういうふうな意見は会議の場で、宣言文にも載つております。そういう一、二それに近いような発言はございましたけれども、会議としては宣言文にあるように直すべきところは直しながら国際協力をしていくというものが総意だったというふうに理解をしております。

○政府参考人(内藤純一君) いろいろお話しいたしましたけれども、これからIMFの問題は、委員御指摘のようになりますが、商品に対するために格付してもらう、それが商品にするために格付してもらう、それでその格付会社はそこから手数料をもらうと、こういう構造になつてゐるわけですね。ですから、どうしても格付そのものが甘くなるんじやないかといふことがよく言われてゐるわけでございますが、この辺のいわゆる実態というか、それはどのよう受け止めいらっしゃいますか。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。格付会社につきましては、委員御指摘のようになりますが、商品を組成した業者から報酬を受領するというビジネスモデルに利益相反の可能性が内在しているのではないかという指摘はしばしばございます。

現在、金融厅といいたしましては、格付会社に対する検査監督権限を持つておりますので、利益相反の実態を具体的に把握し得る立場にはございませんけれども、既に登録制度を導入して検査監督を実施している米国では、SECが大手三社、S&P、そしてファイナンスでございますが、に対する検査を実施し、その

結果を本年七月に公表しているところでござります。その中では、具体的な利益相反行為そのもの

の指摘はなされておりませんけれども、利益相反問題に対処するための措置が格付会社において十分講じられていないというような、コンプライアンス体制等のそういうた問題が指摘されているところでございます。

格付会社が市場参加者にとって有用であるといつた  
めには、格付会社におきまして利益相反が回避さ  
れる仕組みがきちんと構築されまして、それによ  
り格付プロセスの品質でありますとか公正性が確  
保されていることが重要であると考えております  
す。我が国におきまして、現在、格付会社に対す  
る公的規制の在り方につきまして金融庁といたし  
まして検討を行つてているところでござりますけれ  
ども、御指摘のような利益相反の問題にも適切に  
対応できるよう、制度設計、今後の検討に対処し  
てまいりたいと考えておるところでございます。  
これ、今後もそういう国際的な会  
議に市販する  
ての白兵一良君

議に付せられると思うわけでござりますけれども、既にG-7も、財務大臣とか中央銀行総裁会議とか金融安定化フォーラムとかIOSCOとか、こういう場でも議論がずっとされてきているわけですよね、今少しお話をございましたけれども。

それで結果的に今答弁されましたけれども、格付プロセスの品質と公正性の強化、独立性、利益相反回避の強化、情報開示、こういうことが一般的に言われているわけでございますが、今回のこういう金融商品の暴落を考えたら、当然、この辺をきちっとせいやいかぬということは

当然でございまして、これ金融庁でもいろいろ検討されていると思うんですけれども、これいつごろまでを考えまとめるんですかね。

○政府参考人(内藤純一君) この格付制度の問題については、今、金融厅におきます金融審議会において有識者の皆様方の中で御検討いただいております。この報告書といいますか、現在、年内に取りまとめの方向で検討を進めております。したがいまして、年内にこの報告書をまとめます。

ば、今後、制度化に向けての対応ということも考えていくたいということでございます。

いずれにいたしましても、米国におきましては既に制度が施行されておりまして、それをより強化していくという動きが出ております。それから、EUにおきましては、今後登録制度を導入するという方向での方向付けがなされておりまし、こうしたと国際的な動きに整合性を保つようが

○白浜一良君 今答弁されましたけれども、今回  
のいわゆる行動計画では、格付会社の登録制とい  
うのは中期目標と、こういうことになつてござい  
ますですね。こういう登録制がいいのかどうか  
ということも含めて今その金融審議会で審議をさ  
れておると、こういうふうに理解していいんで  
しょうか。

○政府参考人(内藤純一君) はい、そのとおりで  
ござります。

○白浜一良君 それから、時価会計の、これも企業の經營というのはすべて実態は財務諸表に表れるわけですから、いわゆる有価証券というのは当然時価でと、まあこれは当たり前の話でございまして、日本の会計基準も変わったわけでございまして、日本は、今までは、たとえば、三百円の株を

うと全く健全な企業経営できないと、こういうふうにもなってしまいますし、特に銀行に関しては、特にいわゆるこのBIS規制が掛かっていませんから余計に大変なわけで、そういうことで金融寧としても手当てをされたのですよね。それはすが、今回のようにとおんと価格が暴落してしま

承知しているわけでございますが、いわゆる国内業務の金融機関に関しては、いわゆる債券だけじゃなしに株式も、いわゆる時価評価の猶予されましたですよね、二〇一二年まで。それで、これはこれで確かに助かっていると思うんですけども、逆に言うと、何かそういう金融機関の中身が分かりづらくなると、猶予してしまうとですね。そういう声も一方であるし、それをしないともう極端な貸し渋りになつてしまうと、こういう

現状もあるわけで、その辺の現状の認識というのはどういうふうにされていますかね。

○政府参考人(内藤純一君) 委員御指摘のとおりでございまして、この金融商品の会計の問題につきましては、一方ではやはり透明性の問題、実態に応じてそれを開示していくという問題、それから、先般、ASBJ、企業会計基準委員会といふ日本へま十甚選定主本部ござつた所れども、

これが発表いたしましたガイダンスにおきまして、市場価格とはいえ市場の取引が非常に薄いと、あるいは極端な価格、例えば投売り価格といったようなもので評価されるのは適切ではないと、そのような場合には理論値を用いていいのではないかというようなガイダンスが出されたわけでございまして、そういった意味でのこの金融商品の会計、公正価値の評価というものについての適正化といいますか、そういうものが図らされているところでございます。

も、首脳宣言、十一月十五日の首脳宣言におきましても、二〇〇九年三月までに世界の主要な会計基準設定主体に対して市場の混乱時における複雑な流動性のない商品の価格評価も考慮に入れまして、証券の価格評価のガイドラインを強化するため

の作業を行なうことを求めているというところですが、  
ざいまして、それを受けたというような形で既に  
我が国におきましては、こうした国際的な動きも  
踏まえて検討、整理が進められているというところ  
でございます。

な適正な金融商品会計に向けた努力につきまして  
も、国際的な整合性というのを考えながら進めて  
まいりたいというふうに考えております。  
○白浜一良君 それで、ヨーロッパもアメリカも  
いわゆる金融化商品は時価評価ができないという  
ことで、いわゆるこの満定期型の債券というのは値  
決めをして時価がない、暴落しているということ  
でそれは認めたということなんですが、日本の特  
性というのは、金融機関が株をたくさん持つてい

るんですね。国内業務の銀行はそういうのを含めた措置をされたんですけども、国際業務をする

それで、日本もバブルがはじけた金融危機のときは、この株式の買取り機構をつくつて、それで買い取れるようにしたんですけどけれども、また健全化させてきて、こう貰い戻してもらったりする、そういうふうに思ってます。

う。だから、結構そういう、いわゆる大手の銀行も国際業務をしている銀行も持ち株が増えているということで、これだけ株価が下がりますと当然大変だということなんですねけれども、特に三菱も一兆円ですか、みずほも三井住友も三千億、四千億、五千億程度の増資をしようというような、こういう報道もされておりますけれども、この辺はどういうふうに認識されているんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 我が国の金融機関の株式の保有状況でございますけれども、御指摘のとおり、かつて我が国の銀行は相当程度の株式

を保有しております。ただし、平成十三年度に銀行等の株式保有額を制限する規制が導入されてきたこともございまして、トレンドといたしましては株式の保有を減らしてきているところでござります。

しかししながら、国際的な金融市場の活動につき、これは変動が激しい状態でございますので、私どもいたしましても、金融市場の動向が我が国の金融機関に与える影響、これにつきましては十分に注視してまいりたいと考えておるところで

○白浜一良君　国内業務の金融機関に関しましては、二〇一二年までの緊急的な措置をされたんでは、それども、これはもうこの程度ということで、更に追加的な、これから経済も金融の世界もどういうふうな変遷になつていくかも分かりませんけれども、まあこれで大丈夫だと、こういう認識されてゐるということでしょう。



世界にも貢献ができるというふうに認識をしております。

いずれの場においても日本はその中心的な役割を占めることができますし、また占めていくという責任感を果たしていく必要があるんだろうとうふうに思っております。

○白浜一良君 終わります。

○大門実紀史君 日本共産党、大門でございまして質問したいと思いますが、ちょっと本題に入る前に、今日、大臣は今回の法案が年越し対策とい

う言い方をされて、急にアリティーのある話になつたなど私は思つたんですけれども。

今日は地域金融機関と不動産投資の関係について質問したいと思いますが、ちょっと本題に入る前に、今日、大臣は今回の法案が年越し対策とい

う言い方をされて、急にアリティーのある話になつたなど私は思つたんですけれども。

つまり、年越しの中小企業の貸し渋りを防ぐと

したら、当然、年内にとりますか、早くその予

防注入があり得るのかなと。当初はこれはすぐの

話じゃないと、いざというときのためだという話

だつたんですけども、今回九月決算が、中間決

算が今出始めておりますが、それを見て、もう少し緊急性のある法案になってきたというふうな御

判断の発言でしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 確かに主要な中間決算はほぼ出そろいましたが、まだこれからというところもあるわけであります。やはり正直申し上げて、アメリカの実体経済の影響、状況を見ますと、これは相当アメリカ経済が厳しい状況にあるなど。

昨日のGMの株が三ドルを割ったとか、フォードが一ドル二十何セントとか、もう本当に厳しい状況になってきていると、これはもう実体経済としてですね。それから、クリスマスというのはアメリカでは個人消費の三分の一ぐらいを占めるんだそうでありますけれども、さつきも申し上げま

したが、そのやさしくアメリカを代表する家電量販店が倒れたとか、これはかなりアメリカは実体経済に影響が出ている。これは世界的な影響にもなつていいんじやないかなと。そうしないと、みんな、

日本は元々中小企業の資金需要が必要ですか

ら、この法案を一日も早くということは前から申し上げていたところでありますけれども、それに加えて、年末の資金需要というのこれは毎年非

常に大事な資金繰りということになるわけでありまして、そういうものが幾つか、特にアメリカの急激な目に見える形での実体経済のいろんなニュースを判断したときに、日本の経済を支えている中小企業が、ふだんの資金繰りもそうでありますけれども、とりわけ越年資金というものが、

私が一この法律ができるかできないかでその会社の運命が変わってしまうということがあつては、

私も国会議員として、また閣僚として、担当大臣

として、これはもう大変申し訳ないことだという

責任を持つていて、今日何回も申し上げたのは、まさに年末という一つの大きなタイミング

ミットとの闘いになつてきているなという感じを率直に持つてているわけでございます。

○大門実紀史君 よく分かりました。

あともう一つ、昨日参考人質疑がございましたので、なかなか私にとっては興味深い答弁があつた

ので大臣に御見解をお聞きしたいと思いますけれども、前にも議論させてもらつたように、我が党

がこだわっているのは、最終損失が出たときに国民負担になる仕組みにこの法案はなつてているとい

う部分でございます。

○国務大臣(中川昭一君) 昨日の様子は私存じ上げおりませんけれども、大門委員の御質問に対

してでございますが、仮にそういうやり取りがあつたとしても、今御指摘あつたように、信金とか労金とか、ほかのところがどうなるかという御

発言は私は知らないわけであります。

〔委員長退席 理事円より子君着席〕

いずれにしても、最初から特定の金融機関を外して議論をするという必要も私はない。この目的に合致するような金融機関が仮に手を挙げてきたときには一定のルールで審査をするというのが前から申し上げている我々のこの法制度であり、

我々のその法ができたときの行政であるわけでございますので、もう最初からこの金融機関だけは外せという議論というのは法律論として私は成り立たないのではないかというふうに考えているわけであります。

○大門実紀史君 別にそんなことは聞いてないん

ですけど。この法案、どことか、何か外せなんて言つてません。何か勘違いされているんですか。

そうじゃなくて、何度も申し上げますが、要するに最終負担の問題でございます。私、非常に建

設的な提案をしていくと思うんですけれども、検討されたらどうかなというふうに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) 昨日の大門委員の御質

問で、農中が公的資金を受けた場合、自ら返済す

自分たちは返すと、ちゃんと最後まで責任持つと言つているのに、國の方が多いんだ、心配しなくていいんだと、そういうときは税金で負担するんだと言つて、そういう形の法案になつてしまふんじやないかというふうに思います。

もう一度そういう業界の決意も、意向もきちっと聽かれて、この法案を、最終負担は業界だと、あるいは団体だというふうに修正されたらどうなってしまうんじやないかというふうに思います。

まだ今からでも遅くありませんので、いかがで

しょうか。

○大門実紀史君 まだサミットのお疲れが残つて

いるのか、全然、何といいますかね、どうしてそ

んでしょうか。そうしたらうちも賛成の方に向で考えてもいいかなと思うぐらいでございますので、

まだ今からでも遅くありませんので、いかがで

しょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 昨日の様子は私存じ上げおりませんけれども、大門委員の御質問に対

してでございますが、仮にそういうやり取りがあつたとしても、今御指摘あつたように、信金とか労金とか、ほかのところがどうなるかという御

発言は私は知らないわけであります。

〔理事円より子君退席 委員長着席〕

いずれにして、最初から特定の金融機関を外して議論をするという必要も私はない。この目的に合致するような金融機関が仮に手を挙げてきたときには一定のルールで審査をするというのが前から申し上げている我々のこの法制度であり、

我々のその法ができたときの行政であるわけでございますので、もう最初からこの金融機関だけは外せという議論というのは法律論として私は成り立たないのではないかというふうに考えているわけであります。

○大門実紀史君 別にそんなことは聞いてないん

ですけど。この法案、どことか、何か外せなんて言つてません。何か勘違いされているんですか。

そうじゃなくて、何度も申し上げますが、要するに最終負担の問題でございます。私、非常に建

設的な提案をしていくと思うんですけれども、検討されたらどうかなというふうに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) 昨日の大門委員の御質

問で、農中が公的資金を受けた場合、自ら返済す

るつもりか。それに対して農中側だと思いますが、現時点で公的資金が必要とは思わないが、仮に公的資金を受けた場合、JAバンクとして返していいつもり。これは、注入したもののはいずれの

期に返すのは当然ではないかというふうに今読んだところでございます。

各それぞれは最終損失、頑張って、昨日の農林

中金みたいにきつぱりとやると言つているんですから、そうしたつて、この法案をそつ変えたつていいんじゃないかなと。そうしないと、みんな、

なつていいんじやないかなと。そうしないと、みんな、

た場合、損が出た場合には、税金で穴埋めするの  
は、つまり国民にツケが回るのはけしからぬとい  
う御指摘であることは私も承知をしております。  
他方、これは九〇年代の資本注入のときも幸い  
にして益が出たわけでございまして、これは損が  
出るか益が出るかは文字どおりその金融機関の經  
営状態、あるいはまたそのお金を返すときのタイ  
ミング等々いろんな要素で変わってくるんだろう  
と思います。

いずれにいたしましても、冒頭、多分、大門委  
員と認識が一致したであろう現在の中小企業の対  
応、厳しい状況、あるいは年末に向かつての、今  
はやはりときどき中小企業を経営している皆様  
方に少しでも早く、この資本注入を通じて、金融  
機関を通じて全国の中小企業に資金が渡つて、そ  
れを有効に経営に使つていただければいいなとい  
うふうに思つております。

○大門実紀史君 私は、そういう国民の批判が起  
こるようなことが実は想定されるんじやないかと  
いうふうに思いますので申し上げているわけです  
けれども、大臣はガルブレイスの大暴落というの  
はお読みになつてましたと言つてはいるが、読み  
終わりましたか。

あの中に、悪い予言は嫌われるというガルブレ  
イスの言葉があります。私、悪い予言をしている  
のか分かりませんけど、やっぱりそういう、あの  
ときもみんなが、一九二九年ですね、株バブルに  
酔つているときに、きちっと次のことを見て、こ  
のままでは危ないと、こうすべきだと書いた学者  
や研究書があつたわけですね、あの本にも書いて  
あつたと思いますが。そういう点で、いろんな意  
見をきひとつと聞かれて一番いい法案を作る努力を  
されるべきだと、まだまだ審議続くようですねので  
時間はあると思いますので、その修正も考えてほ  
しいというふうに思います。

それで、本題に入りますけれども、日本の金融  
機関の損失の問題がずっと議論されていますが、  
もちろんサプライもあるし、リーマンの破綻  
の影響もありますが、私はそれだけではなくて、

むしろ今、今回の九月の中間決算が出ているので  
見ると、もちろん外的要因もありますが、一番大  
きいのはむしろ地銀レベル、地域金融機関でいえ  
ばむしろ日本独自の問題、不動産投資、そのツケ  
が回ってきたのではないかというふうに思います  
ので、その問題を何かすぐ外的な要因にしちゃい  
がちなんですけれども、日本の金融機関自身の責  
任があるという点で不動産投資の問題を取り上げ  
たいと思います。

地銀の三割が赤字で純損失を出したということ  
で、特に都市部の地銀とかいうところで大変な不  
良債権も出ております。この最大の要因が不動産  
投資の、まあ局地的かも分かりませんが、都市部  
と全国的にも中心部ですね、そういうところで起  
きた不動産バブルが崩壊をしたという点があると  
いうふうに思います。それで、これは金融機関だ  
けじやなくて、不動産・建設業界の連鎖倒産が物  
すごく起きておりますね、地域でもですね。実体  
経済を直撃するものになつております。この不動  
産バブルを引き起こし、崩壊させた元凶の一つが  
J—I REIT、不動産投資信託だというふうに思  
います。

ちょっと資料を御用意いたしましたけど、一枚  
目はちょっと飛ばしてください。これは今日やり  
ませんので見なかつたことにしてもらつて、二枚  
目からでございますが、資料がありますが、金融  
J—I REIT、不動産投資信託だというふうに思  
いますか。

○政府参考人(内藤純一君) いわゆるJ—I REI  
T、不動産投資信託という商品がございますが、これを見  
ることは、投資家から資金を集めましてオフィスピ  
ルや賃貸マンション等の不動産に投資をし、そこ  
から得られる賃料収入や売却益を投資家に分配、  
還元する仕組みの商品でございます。J—I REI  
Tは、金融商品取引所、例えば東京証券取引所等  
に上場されておりまして、投資家は株式同様、取  
引所を通じて売買を行なうことが可能であるという  
商品でございます。

○大門実紀史君 もう少し分かりやすく申し上げ

ますと、J—I REITというのは、投資家から集  
めたお金でマンションとかオフィスとかに投資を  
すると、その賃料とか売却益を得て、それをま  
た投資家に分配をするということですね。その証  
券化されたJ—I REITは取引所で上場して売買  
されているということでございます。

投資信託といつても、以前は投資信託というと  
株とか公社債でしたけど、不動産にも投資ができる  
投資信託というふうなイメージでございますけ  
ど、これが平成十二年ですかね、投資信託法の改  
正で、J—I REIT日本版、アメリカに元々あつ  
たわけですが、日本版のJ—I REITが売買さ  
れるようになつたということございます。

資料三に、どれくらい売買されているかという  
ことで、不動産売買に占める割合というところで  
載つけてありますけれども、要するに不動産売買  
の買主別割合でいきますと、もうJ—I REITが  
半分を占めるぐらい不動産投資に大きな比率を占  
めているわけです。

このJ—I REITですけれども、去年が最高値  
だつたと思いますが、今年の十月末でどれぐらい  
値下がりしているか、教えてもらえますか。

○政府参考人(内藤純一君) 東証におきますJ—I  
REIT指数というのがございますが、これを見  
ますと、昨年五月に二六一一・九八ポイントの最  
高値を付けた後に、直近の本年十一月十九日でござ  
いますが、七四二・六五ポイントとなつております  
まして、昨年の最高値と比較をいたしますと、七  
一・五八%の下落となつております。

○大門実紀史君 もう七割以上、すごい下落に  
なつてゐるわけございます。これが今の不動産  
不況、不動産バブルの崩壊ということに深刻な影  
響を及ぼしているわけですから、今年に入つ  
て倒産した上場企業の大半は不動産関係、建設関  
係でございます。既に三年ぐらい前からこのJ—I  
REITを含めて不動産投資の問題点、バブル

資料四に、不動産投資というものは今は昔と違つ  
てかなりややこしいんですねけれども、お金の流れ  
がどうなつていて、ちょっと私なりに図解にし  
てみました。もう全部説明すると非常に複雑に  
なつているんですけども、要するに左の上の大  
手不動産、新興不動産とあります。都市再生とい  
うことで、この間この大手不動産、新興不動産が  
大型商業施設の建設とか都心部のタワー・マンショ  
ンとかそういうものを、あるいは郊外のマンショ  
ンブームですね、こういうものをつくってきたわ  
けです。右側にありますのが私募ファンドと不動  
産投信、今申し上げたJ—I REITでございま  
す。このファンドとJ—I REITがこの不動産市  
場の新しいプレーヤーといいますか、担つてきた  
わけです。その下に資金を提供している部分を書  
いておきました。

申し上げたいことは、金融機関の部分ですけれ  
ども、ちょっと線が引けなかつたんですけど、この  
国内の金融機関というのはファンドにもJ—I RE  
ITにも投資をしております。もうこういうお金  
の流れでバブルを引き起こして崩壊したと、連鎖  
倒産という大変な深刻な事態になつてゐるわけ  
でございます。このファンドにしろJ—I REITに  
しろ、この間の不動産取引の基本になつてゐる手  
法が鳴り物入りで導入されました収益還元法、D  
CFですかね、ディスクワント・キャッシュ・フ  
ローだったわけです。これはどんな手法なのか、  
収益還元法というのはどんなことなのか、簡単に  
ちょっと金融庁、説明してくれますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) このDCF法でござ  
りますけれども、これは一つ将来発生する純收  
益それからもう一つは保有期間の満了時点におけ  
る対象不動産の価格、これを発生時期に応じま  
して現在価値に割り引き、それらを合計することに  
よりまして対象不動産の価格を算出する方法と承  
知しております。

○大門実紀史君 簡単に言いますと、不動産から  
得られる収益面から不動産価格を決めるというよ  
うなことでございます。ですから、同じ間取りの

オフィスでも、高い家賃が得られるならばそのオフィスの価値は上がるということですね。家賃が低ければ価値が下がるということで、非常に合理的な方法のように思われますけれども、実はこれが私は大変な問題を引き起こしているという問題意識を持つているんですけども、現時点で金融庁はどういう認識を持っておられますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) このディスクワント・キャッシュ・フローにおきましては、この現在価値に割り引く割引率、こういったものも適正在算定する必要があると考えております。

なあ、不動産鑑定評価につきましては、これは国交省におきまして、不動産鑑定士がDCF法を用いた鑑定評価を行う場合には、還元利回り等の妥当性の判断根拠や積算内訳などにつきまして鑑定評価報告書に明記することとされているところです。

○大門実紀史君 いや、金融庁の問題意識の方を聞いたんですけども、要するに、机の上の理論では、なるほどバブルを起こさない方法だとなりますけれども、実際お金もうけが絡みますと、そんなきれい事では済まないのがこの収益還元法でございます。

資料の五枚目に、「不動産は「バブル」か」という、これは去年の二月十九日の日経金融新聞ですが、ここで当時金融庁の監督局銀行第一課長の遠藤さんがなかなか鋭い指摘をされております。

要するに、収益還元法というのは必ずしも合理的とは言えない面があると、足下の賃料、家賃が据置きとか伸びていないのに、賃料の上昇期待があれば、期間の純収益がほとんど上がらなくても還元利回りが下がると、で、不動産価格が上がるというふうなことを言われております。まあちょっとややこしいですけれども。要するに、願望を織り込んだら不動産価格を上げてしまうというものがあるので問題点を遠藤さん、遠藤さん大変優れの方ですね、資金業法でも頑張られて私もよく知っておりますけれども、指摘されております。

左側のモルガン・スタンレーの方は、今の事態を予想できずに大変のうてんきなことをおっしゃっているわけですね。

このJ—REITの物件鑑定もこの収益還元法、要するに、難しい話抜いて、願望が入り込むと不動産価格を上げてしまうというようなものが内包している方法ですけれども、これが実際に還元利回りを低くするというやり方で時価を上げていくということに使われたのはもう今となればほぼ間違いないんじゃないかというふうに思いました。更に言えば、J—REITとの関係でいきますと、不動産の転売、要するに転売ビジネスをさつきの表でいうとやつてているわけですから、これが私募ファンドがかわるわけですが、最後はJ—REITに売り抜けるというふうなやり方をするわけですね。このJ—REIT、ファンドといふのは元々アメリカ仕込みのやり方でございますけれども、しかもそのJ—REITが上場され取引のリスクが、もう証券化されておりますので、あつちこつちに転売されて、だれが最終リスクを取るのか分からなくなってしまっていたと

思つてているわけでございます。

今回の中間決算では、不動産投資、そしてJ—REITが大変な事態を引き起こしておりますけれども、金融庁は、この間の不動産投資全体、そしてJ—REITに対する投資が金融機関にどれくらいの影響を与えているのか、把握されていますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) J—REITを含めまして金融機関の有価証券投資の状況などにつきましては、必要に応じまして実態把握に努めつつ、リスク管理体制の構築、強化を促してまいりますけれども、指摘されておりま

す。  
御指摘のJ—REIT投資の影響につきましても、その実態の把握に努めているところでございますが、J—REITの価格が低迷しているものと承知しております。金融機関に与える影響につきましては、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 リーマンの影響とかは調べられただけですから、至急このJ—REIT不動産関係、調べられた方がいいと思います。先ほど言われた、今回の法案早く通して、早くやりたいという前提の中で必ず出てくる問題でございます。

ただ、これは金融機関が一般的の有価証券取引と違つて勝手にやり出したわけではありません。資料の六枚目にお付けいたしましたけれども、全銀協通達というのが出されたわけです。これは〇二年の十二月に出されました。要するに何の通達なのか、金融庁、簡潔に説明してくれますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これは上場型投資信託、いわゆるJ—REITを含めましたものの経理処理につきまして明確化を図つたものと承知しております。

○大門実紀史君 ちよつと簡単過ぎるんですけども、もうちょっと詳しく述べ、私が説明します。

この通達によって、J—REITを売った売却益の方ですね、売ったお金の処理が変わったんですね。変えていいですよということになつたんであります。どう変わつたかといいますと、J—REITの売却益というのは、〇二年の十二月までは国債等の債券売却益なのか株式の売却益なのか、どちらにするかがはつきりしていなかつたんですね。それを債券売却益として計上することを認め

るというふうな通達でございます。

REITが大変な事態を引き起こしておりますけれども、金融庁は、この間の不動産投資全体、そしてJ—REITに対する投資が金融機関にどれくらいの影響を与えていたのか、把握されていますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 十四年のこの通達でございますが、これはそれまで、不動産投資信託証券の会計上の処理につきまして、全銀協会員行の中におきまして必ずしも統一した取扱いになつていなかつたことから、会員行から全銀協への照会も相次いでおりまして、そのため明確化を図つたものと承知しております。

○大門実紀史君 三國谷さん、よく聞いてくださいよ。私がお聞きしたのは、この通達が、別に私が言つてているだけじゃなくてもう国土交通省もそう言つてているわけですねけれども、この通達が地銀

できるようになります。銀行にとって、銀行の収益力を示す最大の指標が銀行の業務純益でござります。したがつて、J—REITの売却益が自分たちの銀行の収益力を示せることにこの通達によつてなつたわけでございます。ですから、全銀協は、銀行は、この通達が出た後、J—REITにどんどん投資を増やしたということになりますし、信金、信組の方も、J—REITの決算処理というのがこの後出来まして、信金なんかもJ—REITに投資を増やすということになつたわけですね。したがつて、この全銀協通達によって地銀マネー、地域金融機関のお金がJ—REITに大量に流れ込んだということでございます。

このことは、私が言つてゐるだけじゃなくて、日銀の報告にも出てまいりますし、資料の七枚目には、もう国土交通省が、何でこういう、国土交通省ですから、こういう不動産市場を活性化したいということでいろいろ書いてありますが、下から三段目といいますか、平成十四年の十二月に全銀協通達によつて業務純益に計上することが可能になつたと、このことによつて地銀マネーの流入が促進することができたというふうに位置付けているわけですね。

ですから、全銀協通達といふのは決定的に地域銀行の金融機関のJ—REIT投資にかじを切らせたものだといふうに思いますが、金融庁はそういう認識されております。

○政府参考人(三國谷勝範君) 十四年のこの通達でございますが、これはそれまで、不動産投資信託証券の会計上の処理につきまして、全銀協会員行の中におきまして必ずしも統一した取扱いになつていなかつたことから、会員行から全銀協への照会も相次いでおりまして、そのため明確化を図つたものと承知しております。

○大門実紀史君 三國谷さん、よく聞いてくださいよ。私がお聞きしたのは、この通達が、別に私が言つてているだけじゃなくてもう国土交通省もそ

マネーをJ—R E I Tに投入させるきっかけになつたんではないですかと。そういう判断、金融

とを言われないんじやないかと思いますが、違うんですか。

を得た証券化協会がこの全銀協通達を求めて出させたと。その背景には、もつと大きな都市再生。ブ

君。 それでは、近藤君に発言を許します。近藤正道

○政府参考人(三國谷勝範君) 序はされていないんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 本件につきまして、その当時、金融厅と全銀協(おきま)にて具体的

ロジエクトというような、まさに都市部のバブルを起してきてきた大きな国家プロジェクトがある上

○委員以外の議員(近藤正道君)　合の近藤正道でございます。　社民党・護憲連

行動というのは様々な要因により左右されるものでございますので、こう一つに経理上の処理のみ

的にどういうやり取りが行われたかということは確認できていませんが、金融庁は全銀協も含め

「う」といひます。

ただいまは大変有り難い御決定をいただきまして  
ありがとうございます。民主党の皆さんを治

ただ、私ども、一般論として申し上げますと、金融機関におきましては、投資対象のリスク特性に応じました適切なりリスク管理と投資を行っていくことが重要であると考えているところでござい

なお、この通達の趣旨というのは、これまで不動産投資信託証券の会計上の処理につきまして、必ずしも統一した取扱いになつていなかつたこと

と、金融庁のお墨付きの全銀協通達があつたということを今本当にきつとらえられるべきだというふうに思つてこの問題を取り上げたわけですがあります。

○大門実紀史君　三國谷さん、一般論はいいんで

から照会も相次ぎ、したがって明確化を行つたものと承知しております。

○国務大臣（中川昭一君） いつものことながら、  
中川大臣 ニフントはござりますか

してほしいんですよ。金融庁だけです、そんなことを言つてはいるの。国土交通省もこの通達がきつかないけれど。私がこれがすべてとは言つていませんよ。これは大きなきつかけじゃないかというのを

小泉総理が二〇〇一年五月に都市再生本部を設立した際、かねてより「やる気」と「やる力」の不足で困窮する地方行政の現状を憂いていた。しかし、この通達が発出する背景といふのは、まだまだもっと広い奥深いものがござります。

○大門実紀史君 参考だけじゃなくて、ちゃんと受け止めてほしいんですけども。ですから、もう一つ言わせてもらうと、こうい

○政府参考人(三國谷勝範君) 様々な評価があるうかと思いますが、それぞれの投融資行動というものが、それは様々な要因に左右されるものでございますので、この一つの要因につきまして、それだけで影響を申し上げることは困難ではなかろうかと考へておるところでござります。

うどこの通達が出るときに、金融厅と国土交通省の許可を得て社団法人不動産証券化協会というのが発足しております。これは、要するに、大手町開発で出てきたような名前の不動産デベロッパーですね、三菱地所とか三井不動産とか住友不動産とか、そういう不動産大手と金融機関が一緒になつてつくったのが不動産証券化協会でございま

想定してガードされているんだと思うんですね。この全銀協通達の頭のところに、なお、本件につきましては、関係当局と協議の上取りまとめておりますと、金融庁のお墨付きをもらってこの全銀協通達を出しましたと。それで、地銀マネーがJ—RE—ITに大量に入つたということを言わざると、自分たちの責任に及ぶからはつきりしたこと

す。その協会の、一々紹介しませんが、中の議論で、この全銀協通達によつてそ野が広がつたと、J—RE—ITの登場によつて地銀マネーを呼び込むことができたというようなことは、もうその中で平気で議論されているわけでございます。つまり、不動産業界が資金を呼び込むために、金融庁と一緒に、国土交通省と一緒に、両方の許可

○委員長(峰崎直樹君) この際、お諮りいたします。  
委員外議員近藤正道君から両案についての質疑のため発言を認められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認めます。

でありまして、以前の消費税引上げのときと比べまして、もう社会保障はかなり底が割れておりますし、また格差の拡大だとかあるいは貧困という問題が、当時なかつたけれども今は本当にひどい状況で出てきておりまして、影響あるいは被害というのはまさに比べ物にならない、そういうところなんだろうというふうに思っています。

ですから、冒頭でございますけれども、三年後あるいはその後、景気が回復したらという話もありましたけれども、消費税を引き上げる、この話はやつぱり撤回をしていただかなきゃならぬと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 景気回復最優先と麻生内閣は今取り組んでいるわけであります、一次補正だけしかやっていないという御指摘であります。しかし総理は、十月三十日の生活支援対策発表のときにもやれるものから取り組んでいくということです。私の所管だけでも、経済の実態をよく表しております指標、マーケット等について、空売りの規制でありますとか、自社株買いについての確認でありますとか、あるいは先ほども御議論になりました自己資本比率の中で国内基準行に対してのティア1からの減益のオーバーランス化といふんですか、外にカウントをしなくていい

そういう中で、日本の経済を隅々まで支えていた大企業が資金繰りに非常に困っているつもりでございます。それだけ今経済が世界的な影響も含めまして大変厳しい状況にある。

そういう中で、日本は外にカウントをしなくていいことは常に取り組んできているつもりでございます。そして、年末という、これは中小企業にとって一番大事な、そしてある意味では下手をするところ苦しくなる時期を目前にしてこの法案を御審議をいたしているところでございます。

これはひとえに、経済を少しでも元気にしていく、暮らしを少しでも負担を軽くしていくということによつて三年以内に日本の景気を取り戻す。取り戻していく体力が付いたところで、もうかねてからの大懸案事項でありました安定的な社会福祉をどうやって構築をしていくたらいのかと。

五%を一〇%にすれば負担だけ増えるじゃないかと、こうおっしゃいましたけれども、今のままで社会保障制度というものがこれはもうとも立ち行かなくなる。中福祉中負担でやるといつても、とてもそれができない。だからみんなで抜本

的な税制改革というものを作りながら考えていくことになつておられるわけであります。

財政再建もやり税制改正もやつて、そして前進さしていこうという工程を今はつきりと国民にお示しをして、そして、まさに今スタートしたばかりの最も苦しい時期に今この法案の審議をしていたとき、これから次々と我々は作業を進めていかなければならぬというふうに考えております。

○委員以外の議員(近藤正道君) 税金は国民の暮らしを守るためにこそ使うべきであります。IMFに融資すると、こういうふうにおっしゃいました。私は直ちに賛成しかねる、こういう立場でございます。

仮に融資した場合でありますと、単なる融資では議決権には影響いたしませんし、逆に、その一千億ドルがIMFを実質的に言わば動かしていけるアメリカへの迂回融資に利用される懸念もあるのではないか。現に、今年の七月に当時の渡辺金融担当大臣の私的懇談会であります金融市场戦略チームで、アメリカ政府が金融機関に公的資金を注入した場合、日本の外貨準備から資金の一部を提供するということが検討されていたわけでござります。まさにこれと符合するのではないか、こ

ういうふうに考えるわけですが、支援先を通じて、今御指摘ありましたように、出資ということも日本は提案をしているわけでありますけれども、出資となれば議決権との関係もあって各国との調整も必要になる。つまり、時間が掛かってくるということでございますので、緊急にかつ有効的にできるのが我が国を始めとするIMFへの融資を通じた中小国あるいは途上国政府に対する資金援助でございます。決して、これがアメリカやEU等で使われるために我々が融資を申し出たわけではございません。

○委員以外の議員(近藤正道君) 今日も議論がありましたけれども、総理は、世界金融危機の根底には世界的な貿易の不均衡があつて、基軸通貨国の赤字体质の改善、それと外需依存国の内需拡大の必要性、これを指摘をされております。

しかし、赤字国アメリカが世界から引き集めたドルで消費財を輸入するという不均衡を可能にするものこそドル基軸体制だつたんではないか、こういうふうに思つております。世界的な不均衡の是正は、ドル基軸体制の是正なくしてはあり得ない。日本政府が強く主張するドル基軸体制維持と

は本質的に矛盾するんではないかと私は思えてならないんです。

世界は、そして日本政府は、より多くの基軸通貨の選択肢を持つべきではないか。ドルの信認が非常に厳しいわけであります。国々は何とか自力でできる、また自力でやらなければいけない。

しかしながら、自力でできないような国々、これは主に途上国であるわけであります。途上国に限らず、先ほど申し上げたように、イスラムという小さな国が金融立国を目指していただけでありますけれども、国のGDPの十倍の資産が不良化して、そして国がまさに大変な危機に陥っています。それに対してIMFというものも乗り出します。それに対してもIMFというものはどちらかというと先進国である突然本当に破産国家になつてしまふぐらいに今世界は激動しているわけでございます。

そういう状況の中、IMFという国際機関を中心として、今御指摘ありましたように、出資ということも日本は提案をしているわけでありますけれども、出資となれば議決権との関係もあって各国との調整も必要になる。つまり、時間が掛かってくるということでございますので、緊急にかつ有効的にできるのが我が国を始めとするIMFへの融資を通じた中小国あるいは途上国政府に対する資金援助でございます。決して、これがアメリカやEU等で使われるために我々が融資を申し出たわけではございません。

○委員以外の議員(近藤正道君) 今日も議論がありましたが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、渡辺大臣が何をおっしゃったかは私存じ上げませんし、このことは全く切り離してお考えをいただきたいと思います。

今回、麻生総理がG20で提案をしたのは、とにかく日に日に世界の経済金融情勢が変化をしていく方向に行つておられる悪い方向に行つておられるという中で、アメリカはEUそして日本は苦しい、特にアメリカ、EU

は世界最大の債務国であつて、しかも輸出国であつた。その中でブレトンウッズ体制がスタートをしたわけでございます。現在は、御指摘のとおり、アメリカは世界最大の債務国であります。したがつて、債権国か債務国かということと基軸通貨云々ということとは直接的には私は関係ないと私は思います。

しかし、御指摘のとおり、アメリカの世界最大の債務国としての位置付け、他方、日本とか中国がアメリカに対して、世界に対して輸出をしていくということ等が余りにも極端になつていて、これが、総理のおっしゃっているグローバルインバランスというものが今の世界経済の大きな問題点であるから、アメリカのような大債務国、そして消費国はもう少し、まあ内需を抑えてという言葉の方は僭越かもしれないけれども、もう借金のこともよく考えてひとつ行動をしてください。

また、日本も、ちょっと輸出が落ち込んだりすると経済が途端に悪くなる、それだけ内需が弱い、外需に頼り過ぎて、こういった経済構造をひとつ、内需をもう少し力を入れることによってみんなでやれることをやつて、この経済危機、金融危機を乗り越えていきましょうというのをいたしまして、アジアを中心の新たな国際的な経済連携の枠組みを今こそつくり上げるべきなんだと採択されたわけでございます。

○委員以外の議員(近藤正道君) 万一千のドル暴落のリスクに備えるためにも、日中韓、これが協議をいたしまして、アジアを中心の新たな国際的な経

はないかと、こういうふうに思つております。

A S E A N プラス 3 の、先ほど来議論出ておりましたけれども、チエンマイイニシアチブを多国間協議に拡充して、まあ基金を今増やす、百五十億ドルから八百億ドルに増やすという構想もあるようあります。このチエンマイのイニシアチブについて、先日の総理の答弁でも、政府の位置付けは I M F の補完だと、こういうことであります

が、これを将来的には単なる補完ではなくて E U にも匹敵するアジア地域の連携機構あるいはアジアの共通通貨構想へ発展させる、そういう大きな積極的な位置付けの下でこのチエンマイ・イニシアチブというものを考えることができないんだろうか、こういうふうに思つんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) ドル暴落があるからアジアの通貨、金融の関係を強化しようというふうには我々は考えておりません。あくまでもドルというものを基軸通貨として、ドルだけではありますん、ユーロであろうが、世界各国のお金、もちろん円が日本の場合中心でありますけれども、それとの通貨を守つていこうと、逆に言うと、切下げ競争とか暴落といったものはみんなでやらないうようにしようということを確認したわけでございます。

他方、総理が発言されておりますように、世界

各地にはブロックではないけれども世界の通貨・経済体制を補完する地域国際体制と言つたらいひんでしょうが、そういうものがありますね、ユーロもあります。米州開銀もあります。アジア開銀もあります。アフリカ開発銀行を中心としたものおられるわけであります。

アジアにおいてこれからユーロのように共通通貨にしていくこうという今御指摘ありますけれども、E U の場合には何十年も掛けて欧州石炭鉄鋼

共同体から始まり、まあある人に言わせると口一

マ時代からの一つの流れだったという人すらいるようでございますけれども、そういう、E E C ができる、その中で、国家として最も重要な権限の一つである通貨発行権をみんなで放棄をして一つの通貨をつくった。つまり、主権放棄までして E U というものはでき上がつてゐる

ということを考えますと、今日明日すぐにこの地域が E U のようになるとはなかなか考えにくい。それよりも、個々の国がより連携を密にして、そこでお互いに助け合つて発展をしていくということが大事なのではないかというふうに考えております。

○委員以外の議員(近藤正道君) 総理は、市場参加者が証券化商品などの金融商品のリスクを適切に評価できず、当局による監督・規制が金融技術革新のスピードに付いていけなかつたことが今回の金融危機の原因であると、こういうふうにおっしゃつておられます。そのための規制として真っ先に着手すべきは、ヘッジファンドの適切性評価やあるいは格付会社の登録制導入などといふ、そういう、私に言わせれば生ぬるい、そういうやり方ではなくて、金融商品そのものをもつと抜本的に規制強化する、そういう方向であるべきではないかと思つますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) いわゆる証券化商品といいましょうか、新しいいろんな金融派生商品は、正直言つて中身がよく分からぬといふ部分がまだあるわけあります。午前中にちよつと毒入りギョーザという言い方をいたしましたけれども、根つこは信用度の低い住宅ローンでありますけれども、それが一体回り回つてどういうふうになつているのか、世界中にどこにどのぐらい行つてゐるのか、そして価格がどう決まつてゐるのか

りますけれども、いつたんこれが逆転すると、一体この金融商品の適正価格は幾らなんだということを決められないわけあります。それが今回の金融危機の一つの大きな特徴なんだろうと思いま

す。したがいまして、これをきつと規制をすると、いうのは、まず各国情にある程度の規制をしなければいけない。最も先にやらなければいけないのはアメリカだと思いますけれども、日本でも、歐米ほどではないにしても、こういう金融派生商品あるいはクレジット・デフォルト・スワップみたいなものがござりますから、これをどのように把握をして、そして規制をしていくかということが大事であると同時に、これが世界各国に広がつてゐるだけに、世界共通の監督あるいは規制のルールというものをこれから作つていきましょうと、これは大変大事なことだと思ひますけれども、麻生総理が提案をし、そして宣言文で採択されたわけでございます。

○委員以外の議員(近藤正道君) 証券化商品、金融化商品の透明性を高める、規制を強める、これはもちろん大事でございますが、同時に、円キャリートレードによる投機マネーの暴走を防ぐためにも、いわゆるトービン税というものが導入される必要があるのではないか、日本独自でも通貨取引に対するトービン税やるべきではないかと、こういうふうに検討すべきではないかと私は思つておられますか。

○副大臣(平田耕一君) いわゆるトービン税につきましては、投機的な為替取引上の抑制等の觀点ですが、透明性と規制強化のその上にこういう通貨取引に対する課税、どういうふうに御検討され

というふうに考へてゐるところでございます。

○委員以外の議員(近藤正道君) 大変消極的ですね。もっと積極的に検討していただきたいとうふうに思います。

本題、法案の質問に入りたいというふうに思いますが、私もあちこち中小業者の皆さんと懇談をする機会がございますが、中小の零細企業の皆さんからは、この間の原油高、材料高で、そもそも借り入れる、その体力はもうなくなつたとか、あるいは発注者から請負代金のカットを求められる事態もできない状況である、あるいは政府の設備投資もできない状況である、本当に実下請相談窓口、ここに駆け込めば、結局その後、発注者からの仕事が回つてこない、こういう話が本当に出来まして、とにかく政府の対応は本当に寄せられるわけでございます。

実際、今の法律の金融支援を受けた紀陽ホールディングス、それと豊和銀行の所在地である和歌山県と大分県、これは経営強化計画の対象年度においても企業の倒産件数はその以前よりも増えているわけでございます。

この実態をどういうふうに受け止めたらいいのかということでございますが、旧法といいましては、結構な大事でござりますが、同時に、円キャリートレードによる投機マネーの暴走を防ぐためにも、いわゆるトービン税というものが導入される必要があるのではないか、日本独自でも通貨取引に対するトービン税やるべきではないかと、これでございます。

この実態をどういうふうに受け止めたらいいのか、ということでおっしゃいますが、旧法といいましては、結構な大事でござりますが、同時に、円キャリートレードによる投機マネーの暴走を防ぐためにも、いわゆるトービン税というものが導入される必要があるのではないか、日本独自でも通貨取引に対するトービン税やるべきではないかと、これがございます。

この実態をどういうふうに受け止めたらいいのか、ということでおっしゃいますが、旧法といいましては、結構な大事でござりますが、同時に、円キャリートレードによる投機マネーの暴走を防ぐためにも、いわゆるトービン税というものが導入される必要があるのではないか、日本独自でも通貨取引に対するトービン税やるべきではないかと、これがございます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 企業の倒産件数につきましては、平成十八年度から十九年度にかけては、紀陽銀行と豊和銀行の本店所在地であります和歌山県と大分県でそれぞれ増加しております。ただ、この時期は一般的に全国的に件数が増加している時期であると承知をしております。

倒産の原因につきましては、実態面のいろんな要素もござりますので、概にその因果関係を申し上げることは困難であることは御理解いた

だきたいと思いますが、紀陽銀行、豊和銀行は、国資本の資本参加を受けまして以降、経営強化計画に沿いまして、信用供与の円滑化に関する方策、これに取り組んできております。したがいまして、中小企業又は地元事業者向けの貸出し残高は増加し、また創業支援、経営相談、事業再生など、経営改善に取り組んだ企業数も増加してきているものと承知しております。

両行におきましては、引き続き、それぞれの地域におきまして、金融仲介機能を積極的かつ適切に發揮し、中小企業に対する金融の円滑化に努めてもらいたいと考えておられるところでございます。

○委員以外の議員(近藤正道君) 皆さんの説明はこの法律がなかつたらもつとひどくなっていたんだろうと、こういうふうに言われるんだろうといふふうに思っていますが、しかし、過去の実績が一つのやっぱり評価の物差しでありますんで、ここで結果が出てないと、逆に倒産件数が増えているということは、これはやっぱり説明責任の点からいつてももつとやっぱりきちっと説明をしていただかないと納得はいかない、こういうふうに思えてなりません。

今、本法案の経営強化計画でありますと、今後、従前の中小企業向け融資実績を下げるないあるいは維持することを基本的に求めております。しかし、本当の意味で中小企業向け金融の円滑化と言ふのならば、アメリカの地域再投資法のような仕組みが必要なんではないでしょうか。

資本増強を受けた場合は、例えば地域によつては伝統産業を支えるとかあるいは新産業を育成するとか、それぞれの地域特性を考慮して資金需要額を把握をして、それぞれの金融機関が地域の中企業や産業振興にどう貢献していくのか、具体的な数値目標を立ててもらって、それを受けて公的資金を入れていく、そして政府としてその実施状況を厳しく問うていく。単に下げるないではなくて、地域の特性に合つたやっぱり引上げ計画を具体的に出させて、それを厳しくやっぱり点検を

していくと、こういう在り方でなければならなんではないかと。今の現行法はやっぱりそうならないんではないかというふうに思えてならないんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

中小企業向け貸出しについてでございますが、この法案の枠組みの下であらかじめ一定の数値目標を設定をさせまして、その実行を義務付けるということになりますと、これ金融機関の貸出しが借り手の資金需要でござりますとか個々の与信判断の結果によるというところから、一定の、あらかじめ一律の数値目標というものは困難であろうというふうに考えております。

一方、本法案に基づく国の資本参加によりまして中小企業金融の円滑化が図られるということは非常に重要だというように考えております。このため、金融機関が申請時に提出する経営強化計画におきまして、中小企業向け貸出しの円滑化のための方策を作成、明記することを求め、金融庁がその方策について審査、フォローアップすることとしております。

そういったことで、本法案のこうした枠組みを通じて中小企業向け貸出しの一層の円滑化、そしてまた実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○委員以外の議員(近藤正道君) それでは説得力はないと思います申し上げているんですよ。

じゃ、次の質問でありますが、本法案では、経営責任を制度上一律に問うことはしないというふうになつております。しかし、法案の趣旨が、金融恐慌に対応して金融機関の資本を増強して、それを通じて中小企業金融の強化を図るというふうになつていて以上、少なくとも、申請時に金融恐慌以外の要因で資本増強が必要となつた場合とか、あるいは申請後に結果的に注入した資本が中小企業に回らなかつた場合とか、さらに経営強化計画を守れない場合、こういう場合には当然厳しいと理解でいいんではないか

と、こういうふうに思うんです。  
　　こういう判断基準は本来私は法文の中により明確な形でやつぱり書かれるべきだと。そうなつていいない、これ修正案でも必ずしも十分でない、不明確だ。  
　　実際、この点は一体何によつて示されるのか、政令で明確にするのかどうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。  
○政府参考人(内藤純一君) 改正案におきましては、自己資本比率が基準値未満の金融機関が仮に申請を行つたという場合には、経営強化計画の中に従前の経営に対する分析に基づき抜本的な経営管理の体制の改善を図るための方策というものを記載を求めまして、入口段階でまずスクリーニングを掛けることを考えております。  
　　具体的には、例えば皆さん業務執行やリスク管理などによりまして自己資本比率が基準値未満となつたといつたことで、一般的な世界の金融状況によつて影響を受けたとか、あるいは景気全般の問題でということよりも、そういつた個別の事由による場合のそういう金融機関につきましては、申請段階で経営責任の明確化を求めるこことを内閣府令や監督指針において定めることを検討しております。  
　　なお、国による資本参加後の問題でござりますが、これにつきましても、従来の枠組みと同様、半年ごとに当局が計画の進捗状況をフォローアップをいたしまして、同時に、また必要に応じ監督上の措置を講じていくこととしたいと考えております。  
○委員以外の議員(近藤正道君) 以前、いわゆる責任共有制度につきましては、合理的であると評価する議論があるということは重々承知をしておりますが、しかしこういう状況でございます。これからもつとひどくなるわけであります。事態

が少なくとも好転するまで、この責任共有制度といったん停止、一時停止をすべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。  
責任共有制度につきましては、金融機関と信用保証協会が適切な責任分担を行うことによって金融機関と保証協会が連携して中小・小規模企業の経営を支援をするということを目的に導入をしたものでございます。ただ、その導入に当たりましては、小規模企業者の場合あるいは災害や不況などのセーフティーネット保証といった場合には一〇〇%の保証とするといった工夫をしてござります。

今般開始をいたしました緊急保証制度につきましても、責任共有制度の例外ということで、現在、対象業種は六百十八に拡大をしてござります。また、この緊急保証制度の実施に合わせまして、責任共有制度を口実とした融資拒絶のような不適切な対応がないようにということで、金融庁とも連携をしてしまして民間の金融機関に要請をしております。

今後とも、中小・小規模企業の資金繰りには万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○委員以外の議員(近藤正道君) 時間が来ました。本当はこの後、農林中金の話と新東京銀行の質問をする予定でございましたけれども、時間が参りました。この時間をつくつていただいた委員の皆さんに感謝を申し上げまして、私の質問を終ります。

ありがとうございました。

○委員長(峰崎直樹君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

18事業年度 貸借対照表(試算)  
(844農協、36信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫)  
(単位:億円)

資産の部		負債の部	
科 目	総 額	科 目	総 額
現金・預け金	10,861	預金等	9,289.34
有価証券・金銭の信託	7,321.42	農林債券	44,714
貸出金	393,680	借用金	3,905
コールローン等	23,920	退職給付引当金等	102,558
コーナーローン等	その他	繰延税金負債	7,468
繰延税金資産	1,558	支払承諾	7,768
その他	67,318	負債の部合計	26,798
貸倒引当金等	▲ 8,456	純資産の部	7,077
支払承諾見返	7,077	資本金・出資金	1,129,222
資産の部合計	1,228,080	純資産の部合計	1,228,080

(合算資料作成要領)

- 各機関の自己資本比率に関する計数に基づき作成。
- 試算に当たっては、中央機関と傘下機関の計数を合算した上で、両者相互間の取引によるもの（預け金、出資金、劣後ローン（公表計数））を、自己資本額及びリスクアセツから控除。

(注)端数処理のため、内訳が一致しない場合がある。

2008年11月20日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

<sup>P1</sup> ~3とぞ  
金融片撰出資料

1

2008年11月20日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

18事業年度 損益計算書(試算)  
(844農協、36信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫)

(単位:億円)

科 目	総 額
経常収益	93,759
資金運用収益	
うち貸出金利息	35,166
うち有価証券利息配当金	6,800
役務取引等収益	21,458
他事業収益	871
その他収益	50,308
	7,444
経常費用	86,458
資金調達費用	
うち預金利息	22,141
役務取引等費用	5,723
他事業費用	505
事業管理費	38,035
その他費用	19,951
	5,825
経常利益	7,331
特別利益	1,265
特別損失	1,169
税引前当年度純利益	1,427
法人税、住民税及び事業税	1,593
法人税等調整額	672
当期純利益	5,161

(注)端数処理のため、内訳が一致しない場合がある。

2008年11月20日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

## 3